

岩手県教育委員会編  
文化財調査報告第20集

# 陸奥国徳丹城

—岩手県紫波郡矢巾町所在—

岩手県文化財愛護協会

岩手県教育委員会編  
文化財調査報告第20集

# 陸 奥 国 德 丹 城

——岩手県紫波郡矢巾町所在——

岩手県文化財愛護協会

## 増刊の辞

徳丹城の成立は日本史における古代東北開発の拠点として重要な意義をもつてゐる。それだけ多くの学者がこの研究に参加しているしかしこれらの諸説は年代的にも場所的にも、そして経営者の点でも異論が多く、今もって諸説の帰一をみていない。それは一つは徳丹城の設置を記述しておるべき管の「日本後記」に、徳丹城が建設されたと推定される弘仁四年～五年の項が欠陥しているからであり、二つには徳丹城が建設されたと推定される場所の本格的な発掘調査が行われず、場所的にも推論の域を出なかつたからである。

これに対して本書は決定的な解答を示している。本書は東北古代史研究の第一人者板橋源教授が十数年、十数回の調査の結果、建設年代に対しては弘仁四年説を出し、場所的には矢巾町西徳田地内とし、その全遺構を発掘再現されたのである。その労苦、その研究には満腔の敬意を払うものである。

本遺跡はなお発掘調査を続けなければならない部分を残しているから、その意味では中間報告であるが、その基本的調査の大部分は終了しているので、徳丹城における決定的な研究報告であるといえる。その意味で一人でも多く本書の画期的業績を知つていただきたいと考え、ここに岩手県教育委員会の了承のもとに増刊を計画したものである。

広く江湖の賛意を得たいものである。

昭和47年12月

岩手県文化財愛護協会会长 鈴木 彦次郎

## 例　　言

- 1 本書は岩手県教育委員会が文化庁（文化財保護委員会）と矢幅町教育委員会の助力をえて昭和22年から昭和45年にかけ、10回にわたって実施した岩手県紫波郡矢幅町徳田所在の徳丹城跡発掘調査の報告書である。
- 2 本文の執筆は板橋源・佐々木博康が担当した。執筆分担は第Ⅰ編・第Ⅱ編の第Ⅰ章と第Ⅱ章・「おわりに」とは板橋、第Ⅱ編の第3章・第4章は佐々木が担当した。
- 3 本書に掲載した写真は板橋源・佐々木博康の撮影したものであるが、一部矢幅町教育委員会から提供受けたものもある。PL1の航空写真は建設省国土地理院の撮影によるもので、その掲載も同院の厚意によった。（承認番号 昭46・第6489号）
- 4 本書掲載の地形図は、建設省国土地理院長の承認をえて、同院発行の5万分の1、および2万5千分の1地形図を複製したものである。（承認番号 昭46・第6489号）
- 5 造跡・遺物に関する実測図の作製は、板橋源の指導のもとに佐々木博康をはじめ当時の補助員が担当したが、本書への収録に際しては佐々木博康が担当した。
- 6 本書において寸法表記の場合、メートル制によらず、尺・寸の単位で示してあるところもある。この尺・寸単位は特に注記ある場合を除いては計量法施行法〔昭26.6.7法律208号〕第4条による尺（メートルの33分の10の長さ）による。
- 7 調査の過程において数多くの実測図・写真を作製したが、紙幅の関係もあってすべてを本書に収めることができなかった。関係記録は岩手大学教育学部史学第一研究室に保管されている。なお出土遺物は矢幅町教育委員会に保管されている。

# 目 次

## 序

## 例 言

---

第 I 編 徳丹城の歴史的考察	1
第 1 章 徳丹城建置までの経過	1
第 1 節 辺要し古代陸奥国	1
第 2 節 桓武朝の征夷開拓	2
1 延暦 3 年次計画	2
2 延暦 8 年次征夷	3
3 延暦 13 年次征夷	4
4 延暦 20 年次征夷	5
第 3 節 胆沢城建置	6
1 建置の年代	6
2 位置と立地条件	9
第 4 節 志波城建置	13
1 建置の年代	13
2 検定地の諸説	14
第 5 節 鎮守府の北進	15
第 2 章 徳丹城の成立	17
第 1 節 築営者文室綿麻呂	17
1 鎮守府北進後の状勢概要	17
2 綿麻呂の家系と家風	18
3 綿麻呂の閥歴	19
第 2 節 徳丹城建置年代の考証	22
1 「日本後紀」の編纂過程からの推論	22
2 辺境における綿麻呂の治績からの推論	23
3 「日本紀略」編集方針からの考定	25
第 3 節 弘仁 6 年廃城説に対する疑義	29

1 弘仁 6年前後の情勢	29
2 弘仁 6年 8月 22日官符の検討	30
第4節 徳丹城の機構	34
第5節 要 約	35
 第II編 発掘調査の経過と成果	36
第1章 擬定地に関する従来の諸説	36
第2章 調査の経過	39
第1次(昭和22年)	39
第2次(昭和30年)	40
第3次(昭和31年)	41
第4次(昭和40年)	42
第5次(昭和41年)	44
第6次(昭和42年3月)	48
第7次(昭和42年11月)	50
第8次(昭和43年)	54
第9次(昭和44年)	54
第10次(昭和45年)	55
第3章 発掘調査の成果	57
第1節 遺 跡	57
1 徳丹城の概観	57
2 城柵内部遺構	58
A B 1建物	58
B B 2建物	59
C B 3建物	59
D B 4	59
E B 5建物	60
F B 6建物	60
G B 7建物	61
H B 8建物	61
I 竪穴住居	61
J 構跡	62
3 外柵列と外柵付属遺構	62
A 外柵列	63
B 外柵門	64

C	外柵構	65
4	城柵外部遺構	68
	A 西辺外柵北方延長線上の建物	68
	B 壑穴住居	68
	C 溝	69
	D 倒埋木材	69
第2節	遺 物	69
1	遺物の概要	69
2	土器・上製品	70
	A 土師質土器	71
	B 須恵質土器	71
	C 土製品	72
3	瓦類	72
4	石製品	72
5	金属製品	72
5	木製品	72
7	柱・柵木	73
第4章	考 察	74
第1節	遺構の配置	74
1	概要	74
2	建 物	75
3	外柵門	76
4	外柵構	77
5	外 柵	78
第2節	遺 物	79
1	徳丹城造営期以前	79
2	徳丹城造営期	79
第3節	造営の基本計画とその背景	79
おわりに		82

## 図 面

- 1 德丹城跡付近地形図
- 2 德丹城跡全城地形図
- 3 B 1 建物実測図
- 4 B 2 。 B 3 建物実測図
- 5 B 4 付近実測図
- 6 B 5 建物実測図
- 7 B 6 。 B 7 。 B 8 建物実測図
- 8 B 4 ~ B 8 建物柱穴・溝断面実測図
- 9 G 1 (外柵西)門実測図
- 10 G 2 (外柵北)門実測図
- 11 G 3 (外柵南)門実測図
- 12 T 1 檐・東南辺外柵実測図
- 13 T 2 檐・南辺外柵実測図
- 14 T 3 檐・南辺外柵実測図
- 15 T 4 (西南隅)櫓実測図
- 16 T 5 檐実測図
- 17 T 6 檐実測図
- 18 T 7 檐実測図
- 19 T 8 。 T 9 檐付近実測図
- 20 T 10 檐実測図
- 21 北辺外柵実測図
- 22 北辺外柵実測図
- 23 推定外柵東門付近実測図
- 24 西辺外柵北方延長線上の建物
- 25 西辺外柵北方延長線東よりの竪穴住居

## 図 版

- 1 德丹城跡航空写真
- 2 德丹城跡全景      1 南辺 北から      2 西辺南半 東北から      3 西辺北半  
                        東南から      4 北辺 南から      5 東北隅と西辺 北から
- 3 B 1 建物      1 F・G列柱穴 西から      2 発掘状況 東から      3 B 1 2  
                        の柱穴と柱根 市上から

4	B 2・B 3 建物	1 全景 西から 6列柱穴 北から	2 B 2建物C列 西から 4 発掘状況 西から	3 向上
5	B 4・B 5 建物	1 B 4 東から 物 東から	2 B 4のA 1 南から 4 向上 西から	3 B 5 建
6	B 6・B 7・B 8 建物	1 全景 西北から 3 B 8 建物 北から	2 B 6・B 7 建物 北から 4 発掘前の状況 南から	
7	B 5～B 8 建物の柱穴	1 B 5 建物のA 3 柱穴 南から B 8 建物のC 4 柱穴 東から	2 B 6 建物の A 1 柱穴 南から 3 B 7 建物のA 1 柱穴 南から	4
8	竪穴住居	1 第1号全景 南から 3 第2号土器出土状況 南上から	2 第1号土器出土状況 南上から 4 第2号全景 南か ら	
9	竪穴住居	1 第5号全景	2 第6号全景	3 第6号土器出土状況
10	竪穴住居	1 第7号全景	2 第9号全景	3 第10号全景
11	溝跡	1 B 2・B 3 建物付近の溝 東南から	2 B 6・B 7とB 8 建物の 間にある溝の東端 東から	3 同上西端 西から
12	外柵南辺	1 T 1～T 3 檻付近の柵木 西から 3 T 2 檻付近の柵木 東南から	2 T 1 檻付近の柵木 南 から 4 同上 西か ら	
13	外柵南辺	1 T 3 檻付近の柵木 上から	2 同上 西から	3 同上 東から
14	外柵西辺	1 T 4・T 5 檻付近 北から 3 T 6 檻、G 1 門付近の柵木 南から	2 G 1 門、T 7・T 8 檻付近 4 T 7・T 8 檻付近の柵木 南から	
15	G 1(外柵西)門	1 全景 西から 1 C 1 柱根 西上から 4 A 1 柱根 西上から 5 C 2 柱 根 西上から 6 B 2 柱根 西上から 7 A 2 柱根 西上から 8 C 3 柱根 西上から 9 B 3 柱根 西上 から 10 A 3 柱根 西上から 11 C 4 柱根 西上 から 12 B 4 柱根 西上から 13 A 4 柱根 西上 から	3 B	
16	G 2(外柵北)門	1 全景 南から 4 B 1 柱穴 南上から 6 C 2 柱穴 南上から 8 A 2 柱穴 南上から B 3 柱穴 南上から C 4 南上から 13 B 4 南上から	2 同上 東から 5 A 1 柱穴 南上 から 7 B 2 南上から 9 C 3 柱穴 南上から 11 A 3 柱穴 南上から 12 C 4 南上から 14 A 4 南 上から	3 C 1 柱穴 5 A 1 柱穴 南上 から 7 B 2 南上から 10

- 17 G 2 (外柵北)門 1 A 1 柱穴 南から 2 同上柱穴根固め石 南から  
 3 同上断面 南から
- 18 G 3 (外柵南)門 1 全景 東から 2 同上 西から 3 B 1 柱穴  
 南上から 4 A 1 柱穴 南上から 5 B 2 柱穴 南上  
 から 6 A 2 柱穴 南上から 7 B 3 柱穴 南上から  
 8 A 3 柱穴 南上から 9 C 4 柱穴 南上から 10  
 B 4 柱穴 南上から 11 A 4 柱穴 南上から
- 19 G 3 (外柵南)門 1 A 4 柱穴 南から 2 同上断面 南から
- 20 T 1 棚 1 全景 南から 2 B 3 柱根 南上から 3 A 2 柱根 南上  
 から 4 B 2 柱根 南上から 5 A 1 柱根 南上から  
 6 B 1 柱根 南上から
- 21 T 2 棚 1 全景 北から 2 A 3 柱根 西上から 3 B 3 柱根 西上  
 から 4 A 2 柱根 西上から 5 B 2 柱根 西上から  
 6 A 1 柱根 西上から 7 B 1 柱根 西上から
- 22 T 3 棚 1 全景 西から 2 B 3 柱根 南上から 3 A 2 柱根 南上  
 から 4 B 2 柱根 南上から 5 A 1 柱根 南上から  
 6 B 1 柱根 南上から
- 23 T 4 (西南隅) 棚 1 全景 西から 2 A 1 柱根 南上から 3 A  
 2 柱穴 南上から 4 A 3 柱根 南上から 5 B 1 柱  
 根 南上から 6 B 2 南上から 7 B 3 柱根 南上  
 から 8 C 1 柱根 南上から 9 C 2 柱根 南上から  
 10 C 3 柱根 南上から 11 外柵西南隅南辺柵木 西  
 から 12 外柵西南隅北辺柵木 南から
- 24 T 5 棚 1 全景 西から 2 B 1 柱根 西上から 3 A 1 柱根 西上  
 から 4 B 2 柱根 西上から 5 A 2 柱根 西上から  
 6 B 3 柱根 西上から 7 A 3 柱根 西上から
- 25 T 6 棚 1 B 1 柱根 西上から 2 B 2 柱根 西上から 3 A 2 柱根  
 西上から 4 B 3 柱根 西上から
- 26 T 7 棚 1 全景 西から 2 B 1 柱根 西上から 3 A 1 柱根 西上  
 から 4 B 2 柱根 西上から 5 A 2 柱根 西上から  
 6 B 3 柱根 西上から 7 A 3 柱根 西上から
- 27 T 8 (西北隅) 棚。T 10 棚 1 T 8 棚 B 1 柱根 西上から 2 T 8 棚 A  
 1 柱根 西上から 3 T 8 棚 B 2 柱穴と柱痕跡 西上から  
 4 T 8 棚 A 2 柱根 西上から 5 T 8 棚 B 3 柱根 西上  
 から 6 T 8 棚 A 3 柱根 西上から 7 T 10 棚 B 3  
 柱穴 西から 8 同上 東から
- 28 T 9 棚 1 全景 西から 2 同上 北から 3 A 2 柱穴と柱根 南か  
 ら

29	西辺外柵北方延長線上の建物・堅穴住居	1 建物 北から	2 同上 E
	2 柱穴と柱根 南から	3 堅穴住居 南から	
30	倒埋木材 1 T 2 檜北 西南から 2 T 2 檜東南方 東から 3 T 1 *	T 2 檜間 東南から	
31	出土土器(土師)		
32	出土土器(須恵)・木製品		
33	紡錘車・土鍤・瓦・砥石		
34	柱・柵木		
35	柱・柵木		

## 挿 図

1	胆沢城跡付近地形図	11	18	T 1 柵模式図	66
2	胆沢台地地形図	12	19	T 2 柵模式図	66
3	擬定地の現状写真	37	20	T 3 柵模式図	66
4	柵木の最初に発見された地域	39	21	T 4 (西南隅) 柵模式図	66
5	調査記念写真(第5次)	45	22	T 5 柵模式図	67
6	徳丹城跡模式図	57	23	T 6 柵模式図	67
7	B 1 建物模式図	58	24	T 7 柵模式図	67
8	B 2 建物模式図	59	25	T 8 (西北隅) 柵模式図	67
9	B 3 建物模式図	59	26	T 9 柵模式図	67
10	B 4 模式図	60	27	T 10 柵模式図	68
11	B 5 建物模式図	60	28	西辺外柵北方延長線上の建物	68
12	B 6 建物模式図	60	29	外柵の曲折方法	74
13	B 7 建物模式図	61	30	外柵門の平面計画	76
14	B 8 建物模式図	61	31	法隆寺東大寺の平面計画	76
15	G 1 (外柵西) 門模式図	64	32	外柵柵の基本的な平面	78
16	G 2 (外柵北) 門模式図	64	33	模式的に示した城輪櫓の構造	78
17	G 3 (外柵南) 門模式図	65	34	徳丹城造営計画図	80

## 表

1	胆沢城跡擬定地諸説表	9	6	秋田城・雄勝城の兵員表	34
2	胆沢城鎮守府機構一覧表	16	7	遺物数量表	69
3	綿麻呂間塵略年表	21	8	建物分類表	75
4	L 日本紀略 T の L 統日本紀 T ・ L 日		9	八脚門の間の比率表	77
	本後紀との対照表	26	10	建物別寸法表	
5	城・柵混用例表	32			80

# 陸奥国徳丹城

— 岩手県紫波郡矢幅町所在 —

## 第Ⅰ編 徳丹城の歴史的考察

### 第1章 徳丹城建置までの経過

#### 第1節 辺境と古代陸奥国

徳丹城は古代東北日本征夷開拓期において辺境と古代陸奥国との最北端に設立された開拓基地であった。開拓の最高官府は鎮守府であり、鎮守府が多賀城から胆沢城にうつされたのちは胆沢城鎮守府がその使命を担当した。この胆沢城の北方にその前衛基地として築造されたのが志波城であったが、志波城が廃されるによよんでそれに代る基地として建置されたのが、ここにいう陸奥国徳丹城である。

ここに「古代陸奥国」と特に括弧を付けて特筆したのは、陸奥の国の境域には時代によって古代陸奥国変遷があったからである。天長元年(824)頃には日本の諸国は66国2島と定まり、以後明治維新にいたるまで大した変更がなかった。この長い期間中、東北地方は陸奥と出羽の2国からなっていた。この2国制は明治維新まで継承したのであった。陸奥が磐城・岩代・陸前・陸中・陸奥の5国に、出羽が羽前・羽後の2国に細分されていわゆる7国制となつたのは明治元年12月7日の御布令書が出てからのことである。7国制になってからの陸奥は今のは青森県だけの境域となつた。そこで陸奥国といつても、7国制になってからの陸奥と古代に成立していた2国制の場合の陸奥とを区別する必要から、特に古代陸奥と称したのである。

古代陸奥の辺境における征夷開拓は古代国家主権にとっては、遠く大化改新以来の重要な命題であった。特に征夷開拓と新都(京都)造営とは桓武天皇治世期における2大政策であったことは、延暦24年(805)の朝堂論争によって明らかである。この論争は桓武天皇崩御のわずか3カ月前のことであるが、年の瀬も押し迫った12月7日、中納言藤原内麻呂が殿上に侍し、勅があつて参議藤原緒嗣と参議菅野真道とが天皇の政治評論をなして相論した。緒嗣は「方今天下の苦しむところは軍事(征夷のこと)と造作(新都造営のこと)なり。この両事を

桓武の2大政策

停めなば百姓安からん」と主張した。天皇に対しては面をおかしての直言である。これに対して真道は異議を確執して譲らなかった。ところが天皇は真道の主張をしりぞけ、緒嗣の論に賛意を表し両事停廻に決定したのである。天皇はこのとき69才の高齢であられた。『日本後紀』には「有識これを聞き（天皇の御裁断のこと）感歎せざるはなし」と讃辞を加えている。

天皇は翌年正月健康がすぐれぬため施朝し3月15日に崩御された。やはり『日本後紀』で桓武の行績あるが、天皇一代の行績について『天皇性至孝（中略）徳度高峻、天姿儼然、文華を好まず、遠く威徳を照らす。宸極に登りてより心を政治に勤み、内は興作（新都造営のこと）を事とし外は夷狄を攘う。当年の費たりといえども後世の頼みたり』と評言を加えている。

桓武治政の2大政策は征夷と新都造営にあったことは以上によって明らかである。

## 第2節 桓武朝の征夷開拓

胆沢城・志波城が今の岩手県内（北上川流域平野）に建設されたのは桓武朝においてであった。奈良朝までの征夷開拓は北上川孤禪寺狭窄部以南地域をなむち今宮城県までであり、それまでの城柵の大部分は宮城県内である。北上川狭窄部以北の流域平野の開拓は奈良朝の末から平安初頭にわたる時期である。そして徳丹城建設をもって古代陸奥の征夷開拓は一応の決着となるのである。

これから、桓武朝以降徳丹城建設にいたるまでの概要を摘要してみることとする。

### 1 延暦3年次計画

宝亀11年の征討軍が不得要領のまま帰還した年、光仁天皇は崩御された。天応元年（781年）12月であった。翌年は延暦元年で桓武天皇の治世第1年である。征夷開拓は未解決のまま桓武朝の課題として継承されたのである。

しかし宮廷においては間正月氷上川越の謀反事件があり、3月には三方王・山上船主等の不穏があり、6月には左大臣藤原魚名の免官事件がおこるという陥悪な情勢である。直ちに征軍を動かすわけにはいかないのである。しかも辺境では宝亀11年（780）伊治若麻呂の反抗によっても知られるように兵力強化が絶対要件となっていた。ところがこの頃、律令兵制そのものが多く欠陥を露呈するようになっていた。

綱紀肅正と兵制改革そこで延暦2年、辺境将吏の綱紀肅正と兵制改革に着手した。4月には、坂東諸国から鎮所に運送した稻穀を横領し輕物に換えて京に送りし苟も恥ことなき『腐敗辺境将吏と、鎮兵を使役して私田を經營する辺境将吏に対しては軍法をもって罰することとした。6月には次のように勅をくだし兵制改革に着手した。』蝦夷の反抗はまだ止まない。練兵教卒して辺境を防がねばならぬ。しかるに坂東諸国の軍役につくものは劣弱で敷闊にたえない実情である。即ち坂東八国に仰せて、有位者の子弟で官職に就いていないもの、権司の子弟、浮浪人などのうち兵士たるに堪える者を国ごとに五百人から一千人選抜し用兵の道を習わせよ。』

この後征夷將軍を任命したものの、前回の失敗にかえりみ軽々に出動することもかなはず、また兵制改革の実績もまだ充分でなかったので、未遂のうちに征軍編成を解いたのであった。

## 2 延暦8年次征夷

延暦5年8月に征夷計画を策定し、戦闘開始は8年3月であるから、準備に慎重を期したことと能動的意欲が充分に表明されている。

動員計画は次のとくであった。

動員計画

動員地域 東海・東山・坂東諸国

兵種 歩兵 騎兵

兵數 5万2千8百余

策程 来年(8年)3月を限り多賀城に集結

動員対象 イ 辺境征戦経験者にして高位を帯する精兵

ロ 常陸国の神賤

ハ 弓馬に堪える者

備考として、この動員計画に違反する国司に対しては斬罪をもって臨むという峻厳な方針を表明した。

7年12月、大將軍紀古佐美の出発にあたり坂東の安危、この一舉にあり、將軍宜しくこ 征夷の状況れ勉めよ」という勅書をもって激励した。

8年3月、朝廷では征夷軍興を告げるため伊勢神宮に奉幣した。征夷のため神宮奉幣が正史にみえるのはこれが最初である。このような決意と準備のもとに征夷が実行された。

8年3月28日渡河して衣川の線まで進出したが、征軍は衣川で膠着してしまう。5月12日政府は北進を督促した。

6月3日戦況が朝廷に達した。これによれば征討目標は胆沢攻略である。戦死25人(別将1名・進士4名を含む)、矢による負傷者245人、溺死1,036人、裸身生還者1,257人。敗戦報告であった。

6月9日また戦況報告が到着した。戦況報告であるが結論は征討中止意見書である。長文で 戰況報告あるから要点を摘記する。

イ 今次征討の目標地胆沢は頑強なし賊の奥区である。

ロ 子波・和我の地は胆沢の更に北にし僻て深奥にある賊の地域である。

ハ 玉造塞より衣川營までの行軍日程は順調に進んでも4日かかる。

ニ 衣川より子波までは順調に進んだとしても6日と想定される。

ホ 戦闘部隊総兵力は27,470人で、動員予定兵力52,800人の5割2分にあたる。

ヘ 征軍兵士1日の軍糧は当時の桶目で2升(今の約8合)である。

ト 征軍は軍行動にあたり糧を携行し、その量は1人当たり2斗2升2合強である。

チ 以上を要約すると、賊地は北に偏して遠く征討困難、従って食糧輸送も困難、賊の戦法は出没自在で征討は短期成敗の予想がたちがたい、時節はすでに農耕期に入っているので戰闘続行に無理がある。故に能動的先制征討軍態勢を解き受動的防禦態勢に転換すべきである。

この征討中止意見に対し政府はしまさに知る、將軍等兎賊を畏懼して退留するものとみなしそれ跡出で功なきは良将の恥る所なり進軍すべしと督励した。

それで征軍は勤命に従って頼沢を討った。その報告は7月10日政府に到着した。しかし政府の見解は満足しなかった。理由は7月17日現地將軍に下した勅に詳しく述べている。要点を摘要すると

イ 戦果は斬首89級であるのに、官軍の損害は死亡1千余人、傷害2千人で、損害が戦果をうわまわっている。

ロ 討伐を終って本宮に帰還したとのべているが、レ還り出るの日、凶賊追撃すること唯一度のみにあらずすなわち、再三追撃をうけている。追撃をうけるような帰還は凱旋とはいえない。

ハ 従ってこの度の報告は「これその浮誇、まことに實に過ぎたり」として、報告の虚偽を指摘し、「凡そ凱旋を獻ずるものは、賊を平げ功を立てて然る後に奏すべし」と戒め、征討中止意見を却下した。

延暦8年次の征夷は宮城県北まで進み、僅かに本県南部の衣川線まで進出したが頼沢の夷族に敗退したのである。

以上のとく、格別の成果を認めぬまま9月8日に將軍吉佐美は節刀を返進した。今次征討もまた失敗に終ったのである。前回（延暦3年）は未遂、その前（宝亀11年）は不得要領、そのまた前（宝亀8年）も不首尾、光仁朝以来不首尾の連續である。

9月19日敗戦責任の喚問がおこなわれてレ並に皆承伏した。敗戦の当然の帰結として次の征討が準備されたのである。

### 3 延暦13年次征夷

**征夷の準備** 前後3年10か月の長期にわたって準備がなされた。かかる例は從来まったくなかったことである。すなわち延暦9年間3月駿河以東の東海諸国と信濃以東の諸國に革甲2千領を3か年内に造るべきことを命じ、レ統日本紀にはその目的をし駿夷を征せんがためなり」と特記している。同月相模以東の東海諸国と上野以東の東山諸国に備14万石の乾備を命じ、これまたレ駿夷を征せんがためなり」と附記している。10月、左右京・五畿内・七道諸国の國司等に命じて、土民浪人王臣使を論せずその財産を調査し、能力に応じて甲を造らしむることとした。このときの太政官奏言は、かかる措置をとらざるをえなくなった理由を明快にのべている。すなわち坂東諸国は、強者はし筋力を以て軍に供し弱者は輸送を担当しいずれも征戦に疲弊している。しかるにし富饒の輩は頗るこの苦を免れて前後の役にその勞をみずレ普天の下、同じく皇民というも、事を擧げるに至って何ぞ俱に勞することなからんや」とある。今次征討が一応の成果をあげることができた理由の一つとして、このような面に考慮を払いいつつ準備をしたことを指摘できるのである。

**懲柔策の積極化** 11年には対夷懲柔策と夷族の内部抗争が顕著となっている。これは注目すべきことである。斯波村の裏頼沢公阿奴志己と伊治村の仔とが対立抗争し、斯波村の夷は使者を國府に派遣し、伊治村の仔の非行を訴えし願くば彼の遮闘を制し永く（斯波より國府に至る）降路を開かんことをレ請願している。遮闘という用字法からみると内部抗争は武力行使の段階にもおよんでいたであろうし、降路を開けというのは伊治に対して武力討伐を加えてくれという婉曲な表現であろう。ここに征軍の乗すべき間隙ができたわけである。

7月以降倭柔策が積極化している。夷爾散南公阿破蘇の入京を許しし宜しく路次の國は壯健なる軍士三百騎をえらび国界に迎接し、専ら威勢を示すべし」と令している。純然たる倭柔策というよりも示威的な点もあるが、10月には陸奥の俘囚2名を外従5位下に叙し、『類聚国史』にはこのことを「外虜を撫くるなり」と特筆してある。11月には先に入京した阿破蘇等を朝堂院において賛応し位階を授けたがこの場合も『類聚国史』には「以て荒を撫くるなり」と附記している。このとき特に宣命をも賜っているが、夷族に対する宣命文が正史に伝えられているのは、これが初見である。

今次征軍は軍監16人、軍曹58人、兵士10万であった。辺境征夷は和銅2年(709)以来11回を数えるが、これが最大の動員数である。

征戦は13年の春時から10月頃までで、6月には勝敗の帰趨を決定する大勝を収めた。  
10月28日、大將軍は勝報を奏上した。戦果は斬首457級、捕虜150人、獲馬85、焼却集落75である。翌14年正月大伴弟麻呂は節刀を返進して征戦は終結した。

『統日本紀』が完成し上表したのは延暦16年2月であって、そのときの上表文が『日本後紀』に収められている。そのうちに今次征夷成果について伏して「據みるに天皇陛下(中略)遂に仁を渤海の北におよぼし船種、心を燔し、威を日河之東に振い毛狄を屏息せしむ」と記してある。日河というのは延暦8年9月敗軍喰問の詔にある「日上乃済」の日上にあたるもので今日の北上を壯重な漢文表現したのが日河、伝統的宣命体で表現したのが日上である。さて、上表文は儀礼を尊んだいい方をしたものであるが、それにしても今次征討成績をいかに重視したかという例証とすることができる。前述しておいたように征夷が連続失敗の直後であったので、対照的に今次征討成績が大きく印象づけられたせいもあったのであろう。

そうはいうものの、卒直にいって、このときまでの征夷地域は衣川線を越したという程度である。紀吉佐美がすでに指摘したごとく「水陸萬頃」の胆沢を征圧するのでなければ正しい成功とはいえない。胆沢支配ということは宝亀8年征討以来、同11年延暦3年、同8年と未解決のまま永く懸念されていた政治課題であったからである。かくして今次征討は一応衣川線を越えはしたが、さらに次期征討がおこらざるをえなかつたのである。

#### 4 延暦20年次征夷

坂上田村麻呂が一身にして征夷大將軍、陸奥出羽按察使、陸奥守、鎮守府將軍という辺要國要職のすべてを兼ねての征討である。こういうことは田村麻呂の以前にもないし以後にもない全くの異例である。田村麻呂に負荷された責任は重く、政府の期待も絶大であったのである。

さて、今次の事前準備に約4年を要している。これは最も長期で、前後にこのような例はない。用意周到な措置であるが、これには次のとき事情もあったと考えられる。今次征討後間もなくのことであるが、既述しておいたように延暦24年に藤原鎌嗣と菅野真道との有名な政治論争がおこっている。この政論に明らかにとく、新都經營と征夷のため国家財政はその限界に達していたのである。しかも一方では国民経済力も公地制の弛緩によって動搖し底の浅いものになっていたのであるから、逆説的ないい方になるが征討準備は長期にならざるをえない事態に立ちいたっていたのである。準備期間中の事績は長文にわたるので省略する。

田村麻呂は20年2月丙午(14日)節刀を賜わり同年10月丁巳(28日)に節刀を返進

征夷の状況

田村麻呂の兼職

しているので征討はこの間の約7か月のうちであるが、『日本後紀』は19年正月以降22年12月までの間が欠落しているので戦況も戦果も共に不明である。しかし大成功を収めたものであったことは、6つの傍証から充分推察できる。これまた長文にわかるので、そのうちの1つだけを次にあげることとする。

**胆沢の征服** 今次征討の翌年には田村麻呂は『造陸奥國胆沢城使』になっているし、さらにその翌年には『造志波城使』になっている。そしてそれらの期間は征夷大将軍ではない。ということは、21年には胆沢城、22年には志波城、この両城の築城使となって専念していたということである。征夷大将軍として征夷のかたわら築城したのではない。このことから考えると、今次征討の成果は年来の課題となっていたし賊奴の奥区『水陸萬頃』の胆沢と、志波を鎮定したことであったのである。それらを確実なものにするために21年に造陸奥國胆沢城使となり、22年には造志波城使となつたのである。胆沢・志波の鎮定が今次における最大戦果であったのである。従来、胆沢鎮定を21年、志波鎮定を22年とする見解もあったが、これは誤りである。もしも仮りに鎮定が胆沢21年、志波22年であったとするならば、これらの年度にこそ田村麻呂は征夷大将軍に任せられていなければならぬはずであるのに、実はそうではなかったからである。

光仁天皇の宝亀11年(780年)以来12年、胆沢・志波までの征夷の道程はまことに長く苦難の道であった。これから項をあらためて、胆沢、志波両城の築営をみることにする。

### 第3節 胆沢城建置

#### 1 建置の年代

延暦20年征討は田村麻呂によって大成果を収めることができた。21年と22年の2か年はその事後処置の期間である。事後措置の一環として、21年胆沢城が水沢市佐倉河に建置されたのである。これは東北辺境経略史上劃期的事績である。

さて、胆沢城が築営されたころの正史である『日本後紀』には欠落があり、延暦19年正月から同22年12月までの部分も伝わっていない。わずかに欠落前に引用された部分が『日本紀略』・『類聚国史』・『公卿補任』などに逸文として伝えられているにすぎない。ところで胆沢城築営については『日本紀略』の延暦21年(802)条に

記略の記事  
のもつ問題

『正月丙寅(9日)、遣從三位坂上大宿齋田村麻呂、造陸奥國胆沢城』  
とみえているだけであるので、このとき胆沢城が完成したという意味なのか、それとも築城工事に着手したというのか、あるいはまだ築城計画を策定したというのか必ずしも明確ではない。もしも、延暦21年正月に胆沢城が完成したという意味でないとするならば、それでは胆沢城が完成したのは何時であるのか、という新しい問題がおこってくることになる。従来、こういった点についての論考がなかったので、ここに付記しておくことにする。

田村麻呂の動静

まず延暦19年から21年正月までの田村麻呂の動静をみると、陸奥に在って築城にあたった明証は全くみあらない。すなわち、19年11月には諸国の夷俘を検査しているし、翌20年は征夷に忙殺されている。20年2月に筋力を賜わり、やがて現地に下向し9月にいたって征夷を現地より奏上し10月に征討を終り入京、11月戰功により從4位上より3階躍進の  
\* 古橋源『坂上大宿齋田村麻呂考』岩手大学学生学部研究年報第10号、昭和31年11月。

從3位を授けられている。であるから21年正月の記事は、このとき胆沢城築営計画が朝議決定しその最高責任者として田村麻呂が任命されたことを意味するものと考えられる。正月という東北地方の積雪期からみても、この時は築城完成とはみなしがたい。

さらに、正月のこの記事は胆沢城の完成を意味するものでないことは、同年4月にいたって築城の経緯も田村麻呂の官職は「造陸奥国胆沢城使・陸奥出羽按察使從三位」であったことが『類聚国史』と『日本紀略』にみえているので明らかである。したがって、胆沢城築営を朝議決定しその最高担当者として田村麻呂派遣を議定したのが正月9日であったと解すべきである。同様にして正月戊辰(11日)に駿河・甲斐・相模・武藏・上総・下総・常陸・信濃・上野・下野等の諸國の浮浪人4,000人を「配陸奥国胆沢城」(『日本紀略』)というのも、完成した胆沢城に移配したのではなくて、これから着工するために一般労働者である棚戸の徴募割当計画を策定したことを見せるものである。おそらく4月には田村麻呂は現地に赴任していた。

現地にあって田村麻呂に協力し築城の実務を担当し功績のあったのは鎮守府軍監道場御楯である。かくして胆沢城は年内に完成し、その功により御楯は12月庚寅(8日)陸奥国大國造に任命された。とのべただけでは論証を欠くので、暫くここにみえる陸奥国大國造についての道場御楯  
陸奥国大國造

大國造は陸奥における伝統ある較大の国家的栄誉であった。陸奥における國造または大國造は國家危急の際、草効ある者に対して多くあたえられたものである。

元来、道場は陸奥の名族である。道場族のうち最も史上にあらわされているのは島足である。  
道場島足  
島足は杜鹿郡の人で体格は雄壯、志氣は豪武で馳射に長じていた。本姓は丸子、天平勝宝5年(753)8月杜鹿進と賜姓、時に大初位下であった。早くより郷国を去り在京してたらしく、新羅姓の4年後即ち奈良麻呂の陰謀露見の際には在京しており、田村麻呂の父莉田麻呂とともに奈良麻呂に側から武勇人として注目されていた人物であった。はたして奈良麻呂の一件後8年目、天平宝字8年(764)に恵美押勝逆謀のとき、莉田麻呂とともに武功をたて同年9月從7位上より一躍從4位下に昇進し官は授刀少将にすすみ且つ杜鹿宿禰と新姓を賜わる破格の恩典に浴した。10月、兼相模守、翌天平神護元年正月勅2等功田20町を受けられた。ついで2月、授刀衛の機構改革により近衛員外中將となり、のち間もなく姓を道場宿禰と賜わり(その年月は正史にみえないが、天平神護元年2月以降2年2か月の間である)、1年を経て天平神護2年2月正4位下、同10月さらに正4位上と累進をかさね翌年即ち神護景雲元年(767)12月に陸奥国大國造となつたのである。これが大國造の初見である。島足が大國造になった契機は重大政変に際し武功をあらわしたことに対する恩命と次にのべる伊治城完成によるものであった。

姓氏よりみて島足の同族かと思われるものに道場宿禰三山がある。三山は天平神護元年(765)12月外從5位下となり、神護景雲元年7月陸奥少掾となる。同年10月伊治城が完成するに伴い、その軍功を賞した勅のうちに、特に三山の業績を讃えて「陸奥國の奏するところを見るに、即ち伊治城つくりおわることを知りぬ。始めてより車に至るまで三旬に満たず、朕甚だ嘉みす。それ危に臨みて生を忘るるは忠勇乃ちあらわる。輪を衝み命を遂ぐ、功それ早く成る。ただに城を焼き外を制するのみに非ず、誠に度を減じ辺を安んずべし。もし貞道せずば何ぞ後徒を勤めんや。(中略)それ外從5位下道場宿禰三山、首として斯の謀を建て、修

\* 板橋源 『陸奥國大國造考』岩手大学学芸部研究年報第4巻、昭和27年12月。

成築城す。今その功を美めて特に従5位上を賜う」とある。外位から従5位上という内位に入内することは無い恩典によるものである。この恩賞があつて2か月後に陸奥国造に任せられたのは、伊治城築當の軍功によってである。ここで附言しておきたいことがある。前述しておいた島足が大國造に、そして三山が国造になったのは同月同日であるということである。おそらく両名は同族、しかもごく近い関係の縁者とみなして誤りあるまい。島足は三山と同族の族長であり、すでに恵美押勝の一件に武功をあらわしており且つ伊治城完成にも直接にか或は間接にか関与することがあったのであろう。そのためにこの時三山といっしょに一は大國造に、他は国造になったのであろう。

本来、国造制は大化以前のものであるが、しかしながら大化以後といえども存続していた。陸奥に限ったものではない。ところで、奈良朝において国造になったものについて、国造に任せられるにいたった直接契機の明らかな事例をみると、国家危急に際し殊功ある場合に著しく目立っているのである。

**御捕の大國造任命問題**

ここで筆を道場御捕の大國造任命問題に戻すことにする。奈良時代から平安初期にかけて、国造任命の事情は大略以上のとくであった。そして、大國造というのは他国には全くなくて、更に國陸奥に限るものであり、破格の榮誉であったのである。

**胆沢城の建設年代**

もしも御捕が田村麻呂在国期間中に田村麻呂を助け、そして胆沢城が田村麻呂上京の7月以前に完成していたのであるならば、田村麻呂の帰京後ただちに彼の執奏により御捕は恩命にあげるべきはずである。しかしに、このことが12月であったということは、田村麻呂上京後の留守をよく勤め胆沢城築築に殊功をいたしたのは御捕であるということを示していると同時に、胆沢城の完成は延暦21年の末近くであったことを想定せしめる有力な根拠でもある。

さらにこの想定を裏づけるのは『日本紀略』によれば、翌年2月に越後國の米30斛・塩30斛をし造志波城使に送ったとあり、さらに3月にはし造志波城使田村麻呂が辞見して現

\* 事例の若干をつぎに掲げてみよう。

④ 天平勝宝9年(757)奈良麻呂反乱のとき殊功をあげたものが国造になっている。奈良麻呂の反謀を最初にあわいたのは上道臣斐太郎という当時奉公の中衛舍人であった。斐太郎は功により旬にして直ちに從8位上から一躍従4位下となり(道場島足の昇叙の場合と同様である)、姓を朝臣と顯た(島足にも新姓があった)。ひきつききし人から少将にすすみ、さらに吉備国造となつたのである。この年の12月には、今の上野にあたる房田20町を賜りて8世に伝うべきことと考証された(島足の功田も20町であった)。斐太郎の國造任合は、通常の一般政務において治績をあげたからではなくて、才覚にうつえようとした政変を未然に防止したという非常の場合の殊功によつたものである。

⑤ 道場島足が大國造に、同三山が国造になったと同時に武藏守府不破麻呂が武藏国造になっている。不破麻呂は本姓大部源、本貫は武藏足立郡で、仲麻呂一件に殊功をたてた人物である。国造になった経緯は島足と全く同一で武辻によつたものである。

⑥ 和氣清麻呂は「統日本記」延喜7年条によれば「六月癸未、美作守前二山田造中宮大夫従四位上兼攝津大夫民部大輔と氣脇臣清麻呂」と記されていて、このとき美作守前2民國造であったことがわかる。『日

本後記』によれば、清麻呂が歟した延暦18年2月乙未条にも「正三位行民部守兼造官大夫美作守前国造和氣朝臣清麻呂」とある。国造は終身制であった。ところで、清麻呂が美作守前2回の国造となつた年月は正史に明載を欠くが、『日本後紀』延暦18年2月条の清麻呂伝に

〔清麻呂〕帰来上頭院狀、祖以佐良等4人〔註 清麻呂の高祖父佐良、曾祖父波豆良、祖父宿奈、父乎経昌の4人のことである〕並清麻呂、為美作守前國造也

あることと、『続日本紀』貞觀元年9月条に「徵和氣清麻呂、広虫由跡後大輔、道京守」あることによって、道鏡の非異を破棄した殊功により貞觀元年9月帰還してから國造に任せられたものと考えられる。

2か国の大國造という異例が何故におこったかといふと、清麻呂の先代4人の整齊は美作守前四國にわたつてあったし、さらにその道臣守彦王・清羅・征羅・征羅並びに忍院別皇子の逆説説誠との2辺によって賜った藤原氏も、この境には美作守前向國にまたがつておつたという特殊事情によつたものであった。道鏡の非異をしりぞけた殊功により清麻呂に当人のみなならず既に大人となっている父、祖父、曾祖父、高祖父4人をも高じたというることは、前述の國家社会的榮光性を明確に示しているものである。

地に下向していることである。これは前年中に胆沢城が完成していたことの傍証である。

胆沢城は延暦21年の末近くに完成したことの間接的傍証はまだある。それは東北辺境に造営された諸城柵のうち、建設期間または完成した季節の明らかな例から類推することである。

他城柵の建設期間

① 『続日本紀』天平宝字3年9月条によれば、陸奥の桃生城と出羽の雄勝城はし春月より秋季に至って完成している。工事が越冬して2か年にわたったものではない。年内にしかも秋季に至って完成している点に注目しておきたい。

② 伊治城の場合は、道嶋三山の築城をのべた箇所で述べておいたように、特別迅速に竣工した異例であるので、ここに引例するのは適当でないかもしれないが、『三旬に満たず』として竣工している。越冬して2か年にわたったものではない。しかも竣工期は9月か10月である。

③ そもそも、敵前において築城工事が越冬して2か年にわたることは、邊境最前線の夷族攻撃事情からみても至難なことであるし、積雪寒冷地域である北上川中流平野の風土からいっても至難である。明証のある限りにおいては、辺境築城は積雪期を越して2か年にわたったものは一つもない。

ゆえに、胆沢城は延暦21年正月に築営計画が策定され、おそらく4月頃までには造営要約

約

奥国胆沢城使として田村麻呂が下向主宰し、陸奥の名族道嶋御柵はこれに協力して年内に竣工したものと考定されるのである。

## 2 位置と立地条件

徳丹城についてのべようという本稿において、胆沢城の位置とかその立地条件をここにのべるということは如何にも迂遠なように思うかも知れないが、今回徳丹城の遺跡を確認するにいたるまでの有力な指標となったのは胆沢城跡であったのである。そして、この遺跡以外には確実なデーターがなかったのである。であるから、胆沢城の立地条件を不間に付すわけには絶対いかないのである。

さて胆沢城の位置について最も古く明記してあるのは周知のごとく『倭名類聚抄』であって

和名抄所見  
の胆沢城

『陸奥國 国府在宮城郡

鎮守府在胆沢郡』

とある。ここに鎮守府といるのは胆沢城のことである（第1編第1章第5節参照）。これにより城は胆沢郡にあったことは明らかであるが、いつ頃からか、その位置については胆沢郡内いろいろの説が伝えられてきた。すなわちTab.1のごとくである。

Tab. 1 胆沢城跡擬定地諸説表

現存の『続日本紀』の「三旬」というのは果して正しいのであろうか。あまりにも工程期間が少なすぎるようと思われる。誤字誤伝あるいは脱字等があるのか	もしれないが、疑を存しつつも暫らく従っておくことにした。3旬は「三四月」の草書体の誤字誤伝か。
(1) 胆沢郡佐倉河村大字宇佐の方八丁（現在水沢市内）	
(2) 同郡小山村字方八丁（但し方八丁と書いて「カッコ」と慣称している（現在胆沢村に合併））	

\* 現存の『続日本紀』の「三旬」というのは果して正しいのであろうか。あまりにも工程期間が少なすぎるようと思われる。誤字誤伝あるいは脱字等があるのか

もしれないが、疑を存しつつも暫らく従っておくことにした。3旬は「三四月」の草書体の誤字誤伝か。

- (3) 同郡古城村字中畑（現在前沢町に合併）  
 (4) 同郡金ヶ崎町字裏小路  
 (5) 同郡永岡大字上宿字百間（現在金ヶ崎町に合併）

## 佐倉河説

但し伊達藩の儒者田辺秀文の『仙台封内風土記』や『八幡村風土記』等に早くから明記されていたのは佐倉河説である。すなわち前者には「八幡邑（註、佐倉河村は明治22年4月の町村制施行の際、宇佐・満倉・下河原・常盤の4村を合併して成立したものであるが、このうち宇佐は旧藩時代の佐野・八幡・上幡の3村を明治17年8月に合併して成立したのである。ここに八幡邑というのはTa b. 1 (1)の宇佐のことである）、方八町遺跡、東五町三十八間、西六町、南五町五十二間、北五町五十七間。伝言、延暦中田村麻呂所築、而天喜中源頼義屯軍也、今頗類似、僅存其址」とみえ、後者には「1. 方八町 1. 東五町三十八間 1. 南五町五十二間 1. 西六町 1. 北五町五十七間 延暦20年田村將軍鎮守府八幡勅請の御土手を御築立被成置候の由、今以右土手形相残居申候事」とある。

## その他の説

Ta b. 1 のうち、(2)小山村説・(3)古城村説・(4)金ヶ崎説はそれぞれの土地における単なる伝承にすぎない。さて、擬定地5説のうち、古くから著名であったのは佐倉河だけであったが佐倉河に対する抗争として一時有力視されたのは(5)永岡村百間説であった。これは故原秀四郎博士の所説によるものであった。しかし、永岡村百間説に対しては反対説が抬頭し、大正11年10月12日内務省告示第270号をもって佐倉河が史跡に指定されるにいたって落着をみた。

## 桃杞所見の組合

もともと胆沢の地はし続日本紀「延暦8年7月条」の動に「所謂胆沢者、水陸万頃、蝦夷存生」と称されたように原野が広く開け蝦夷勢力の強大なところであった。これより12年前である宝亀7年（776）に「胆沢賊」と初見し、ついで「宜宦竪城、得胆沢之地、両國之息無大於斯」と（同上11年2月条）とみえている。その勢力はいかに恐れられていたかが知られる。ややくだりて延暦8年には「胆沢之地、賊奴奥区、方今大軍征討、勇猛村邑、余党伏竄、殺略人物」ともみえている。このとき征討軍を困惑せしめた「賊帥阿」流為は、その名から水沢市佐倉河の安土呂井に根据をもっていたと考えられているし、このとき激戦地となつた「巣伏村」というのは佐倉河四丘と考えられている。四丘は安土呂井の東隣で、四丘・安土呂井の両地名は5万分の地形図にも明示されている。

## 胆沢城跡の位置説明

現在胆沢城跡は、北より南流する北上川とこれにほぼ西より直交する諏訪川との合流地点の南部に立地している（Fig. 1）。即ち東は北上川に、北は諏訪川に近接し、西は遙かに奥羽山系の駒ヶ岳（1,130m）・雄塚山（1,172m）・焼石岳（1,348m）が連続し、南は玄川にいたるまでまさに「水陸万頃」の地に位置する。展開する一帯の沃土は平坦で水利の便が極めてよく農耕に適する土地である。従って遺跡の大部分は水田化し、所々に畠地を存し、

\* 佐藤長二郎「鎮守府八幡宮と胆沢城跡」10頁、大正14年。

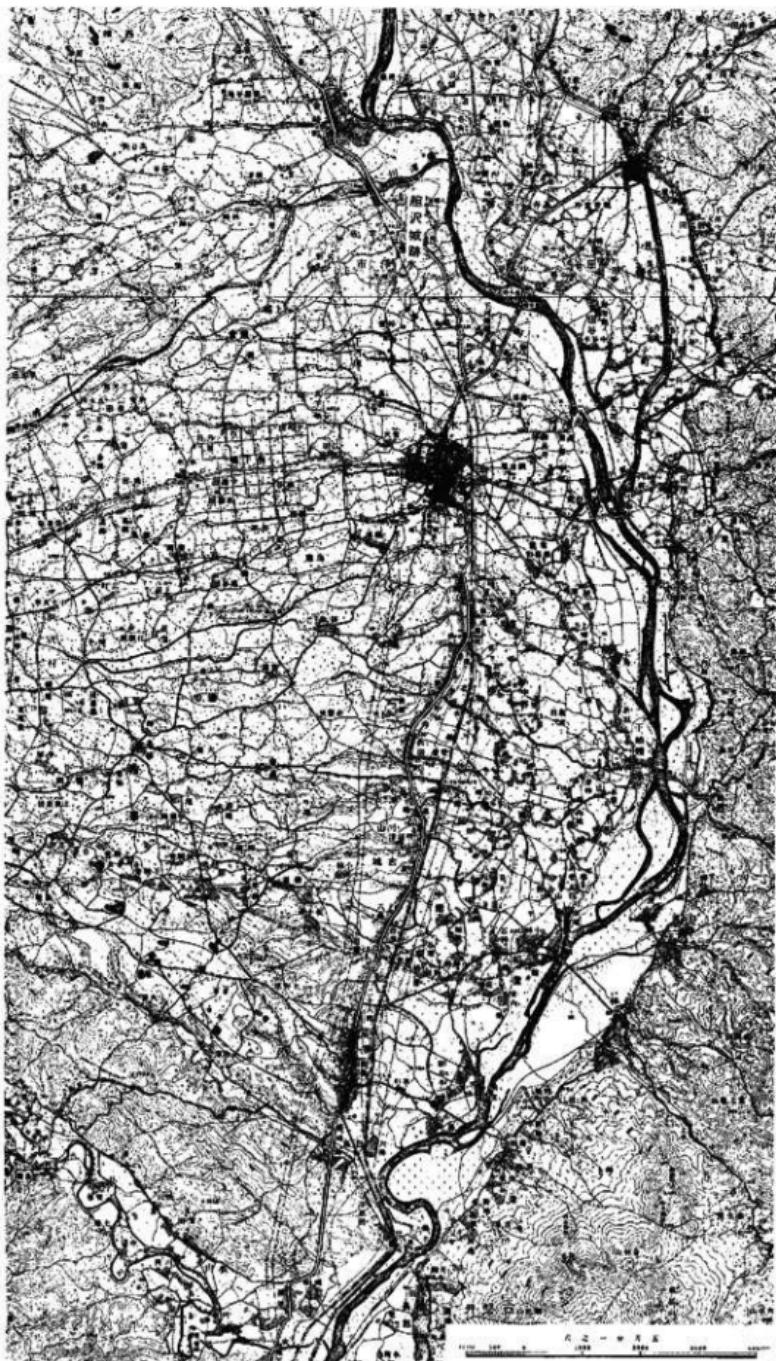
\*\* 「官報」第67号（明治38年11月21日付）に原秀四郎博士の学位記がある。そのうちに「胆沢城址ヲ明治郡水澤村大字永岡字上宿百間ニ於ケル古城址トナシタル（中略）如キハ有力ナル學說ヲ立チタルノ例ナリ」とみえている。また同博士の「日本国史地圖」（明治39年）第2面においても水澤村としてあるその後、菊池仁蔵氏が「奈良平安時代の奥羽経営」

（大正4年）において「胆沢城址は、明治郡水澤村大字永岡字上宿小字百間における古城址なり」と（原秀四郎は「史学雑誌」第16、1204）というよう引用している。

\*\*\* 菊池仁蔵「胆沢城址に就きて」岩手学事研究第1019号、大正5年1月30日。

同上「胆沢城址」岩手県史蹟名勝天然記念物調査報告第1号。

Fig. 1 胆沢城跡付近地形図



その間に農家が点在している。

### 胆沢扇状地の説明

胆沢城跡の立地している胆沢平野は、胆沢川の南岸において若柳村市野々附近を頂点として扇形状に東に展開し、その南西縁は衣川の谷で限定され、その東縁は水沢市と前沢町を結ぶ国道4号線にそった崖によって限られている。地表面はほぼ東西に走る数条の北面した放射状の崖によって数段の地形面にわかたれ、南部から北に向うにつれて漸次低くなっている。これらの各地形面の比高は、いずれも小山村十文字附近より西部では15m内外であるが、それより東では3m内外となり、扇形状の平野の東縁附近においてやや大きくなり5m内外を示している。各地形面は、いずれも西に高く東になるにつれて徐々に低くなっている。胆沢平野の基盤は軟弱なシルト岩・炭灰岩等よりなり砂礫層によって不整合におおわれている。砂礫層は主として安山岩の巨円礫よりなり、礫径は水沢附近において40cm内外で、この厚さは上流部では3m内外であるが東縁部では4m内外となる。従って砂礫層は胆沢川によって奥羽山脈から運搬堆積されたものである(Fig. 2)。

Fig. 2 胆沢台地地形図

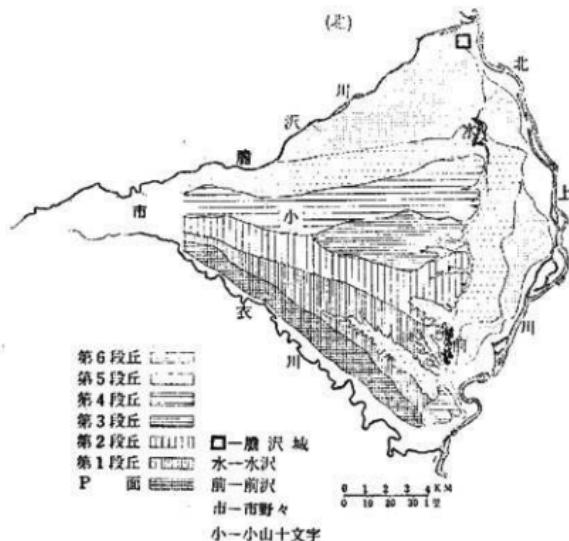


Fig. 2 に明らかなように、胆沢城跡の位置は胆沢隆起扇形状の台地のうちの最も低い第6段丘上にあり農耕用水灌漑の便が最大であることがわかる。であるから、城跡は一望の平地であって、周囲の地平面からみると比高はゼロである。こういう立地条件が德丹城跡を発見す

\* 畠内清司「胆沢台地の地下水、総合開発の被施行地域に及ぼす諸変化の地理学的研究」(東京大学地理学

総合研究委員会報告1所収)。

る際の有力な指針となったのである。

## 第4節 志波城建置

### 1 建置の年代

延暦20年(801)の征夷の事後処理として翌年に胆沢城が建置され、さらにその翌年に志波城が胆沢城に対する最北端の前衛基地として建置された。胆沢城築営の翌年のことである。しかし正史であるし日本後紀のこの部分が欠落しているのでその詳細については知りたい。僅かにし日本紀略と延暦22年条に

紀略所見の志波城

2月癸巳(12日)今越後國米30斛、送造志波城所

3月丁巳(6日)是日、造志波城使從三位行近衛中将坂上田村麻呂詠見、賜彩帛50匹・

綿300屯

とみえているだけである。これによってみれば、22年の年初において志波城築営計画が策定され、その計画にもとづいて2月には造志波城所に米塩を運送することになり、3月に田村麻呂が造志波城使として詠見下向したものである。築営計画の策定が年頭であることは胆沢城の場合と同じである。このように志波城築営が発足した時期はほぼ知ることができるが、完成の時期については正史が欠落しているのみならず逸文も全く伝わっていない。しかし、22年中に完成したと考えられる間接的傍証は3点ほどある。

延暦22年完成の傍証

第1点は、東北辺境における城柵のうち完成期の明らかなものから類推することである。すでに前節において述べたごとく、陸奥の桃生城と出羽の雄勝城はし春月より秋季に至って完成している。また、伊治城の場合はし三旬に満たずして9月か10月に竣工している。知りうる限りにおいては越冬して2か年にわたった築城例は全くみあたらないのである。胆沢城の完成時期は正史に明証がないので考証の結果であるが、後に鎮守府がおかれて征夷開拓の大本拠となったほどの重要拠点胆沢城にしてなお且つ年内の完成であったので、志波城も22年の完成とみなしてほぼ誤りではなかろう。志波城築営計画の策定は胆沢と同じく年初であり、造城使が詠見し現地に下向した時期もともに融雪迎春期であって、これらの類似点は、如上の想定を裏づけてくれる。

第2点は、し日本後紀と延暦23年5月条にし癸未(10日)陸奥言う、斯波城と胆沢郡とは相去ること162里、山谷峻峻にして往還に艱多し。郵駅を置かずんば、恐らくは機急に闊けん。伏して請うらくは、小路の例に准じて一駅を置んことを。これを許すとある記事である。ここにいう小路の例とは駅牧令に、駅は原則として30里ごとに置き、駅馬20匹を常備するのが大路、10匹は中路、5匹は小路とあるものである。さて、この記載によれば23年5月には既に志波城は完成していたものごとくである。但し、東北辺境の城柵の例をみると、築営予定の城柵をも々城とよんでいる場合があるので、嚴密な意味ではし日本後紀と延暦23年5月条の記載をもって確証とはなしがたい感がある。さらに論証を必要とする。それが次にあげる第3点である。

第3点は、田村麻呂の官職からの論証である。田村麻呂は22年3月には造志波城使とみえているが、翌年志波城と胆沢郡との連絡路整備のことがあった5月から約3カ月後には兼職で

あるが造西寺長官として在京している。造志波城使でなくなっている。『公卿補任』によれば田村麻呂が兼造西寺長官になったのは5月である。この頃に帰京したのかも知れない。もしもこの頃に未だ志波城築営中であったとするならば、工事中途にして造西寺長官に任命されるはずはないし、ましてや帰京するはずはないのである。

### 延暦22年 完成の要約

これを要約すると、23年の5月には既に志波城は完成していたとみなさなければならないことになる。そもそも積雪期の志波城地域において、工事中途にして越冬するということは非常に無理である。殊に陸奥最前線基地として築営される城であるから、夷族襲来の危険を目前に控えながら工事中途にして越冬するということは殆ど不可能に近い。

以上によって志波城の完成は22年中であったと考えられるのである。由来、志波の地は郡沢の地とともに夷族の一大要地であった。既に延暦8年においてし子波・和我は跡して深奥にあり（中略）。衣川より子波の地に至るまで行程たとえば6日、輪重して往還14日なり。総て玉造塞より子波の地までは往還24日の程なり（中略）。臣等商量するに、子波の地を捐つときは度々交々開けと評価されている要地であった。志波の地は夷族豪族の根據地であったことはし斯波村の夷祖沢公阿奴志<sup>シロノミコト</sup>によっても知ることができる。

## 2 摂定地の諸説

さて、志波城摂定地には諸説があるし、発掘調査もまだおこなわれていないので未詳といふはかないが、志波城の存続期間は短期であって間もなく廃城となった。弘仁2年（811）正月、和我・釋縫とともに斯波の3郡が新置された頃までは存続していたが、同年12月にいたり廃城の議がおこっている。その事情は征夷大將軍參謀從3位行大藏卿兼陸奥出羽按察使文室朝臣綿麻呂の奏言に詳しい。しそれ志波城は河浜に近く屢々水害を被る。すべからくその処を去り便地に遷し立つべし。伏して望むらくは、2千人（鎮兵のこと）を置き暫く守衛に充て、その城を遷おわらば則ち1千人を留め、永く鎮戍となし自餘（の城船の鎮兵）は悉く解却に従わんことをと奏し裁可になっている。<sup>\*\*\*\*\*</sup> 綿麻呂の奏言は信頼できる。綿麻呂はこの年に爾薩体の夷族を討ち現地に駐軍していたので、地理に明るかったからである。

- \* 『日本後紀』延暦23年8月条「己酉（7日）、遇征夷大將軍從三位行近衛中將兼造西寺長官陸奥山羽按察使卯安守兼二等板上大宿御田村麻呂（中略）等、定和泉、攝津兩國行宮地」

ここに征夷大將軍とあることは疑惑を生ずるかとも考えられるので一言しておく。田村麻呂は延暦20年に征討終了後、あらためて延暦23年次征討のためこの年の正月に新たに征夷大將軍に任せられ征討の準備中でもあったのである。拜命後、準備を終えてから節刀を贈わり然後に進発向向するのであるから、23年8月に征夷大將軍として在京していても何等不審はないのである。

不審がないばかりか、却って志波城は前年の22年中に完成していたことの傍證ともなりうるのである。何故ならば、22年中に志波城が完成したからこそ、ここを基地にしてさらに奥地（爾薩体・閉伊方など）の征討が23年正月（田村麻呂を征夷大將軍に任命）に策定されたものであったと考えられるからである。

- \* 『続日本後紀』延暦8年6月条

\*\*\* 『日本後紀』延暦11年正月条

- \*\*\*\* ①紫波郡紫波町古船大字二日町新田の城山説【二輪秀福・取牛助丁・梅内花訓共著】『旧踏道聞』巻3、南部義典第7巻39～40頁、文化4年（1807）

ごろ】

②津貫郡花巻市鳥谷が崎説【伊能嘉吉、『邊防史稿』第1編16～18頁、大正辛酉（10年）の序より】

③紫波郡紫波町赤石大字北日出の函道4号橋筋の大日堂付近説【小笠原謙吉、『志和城址と伊丹城址』、岩手県史蹟名勝天然記念物調査報告第2号所収、大正12年】

④紫波郡紫波町岸が崎説【藤原和之助】『日本先住民族史』178頁、大正5年】

⑤紫波郡紫波町古船大字二日町新田説【皆野義之助】特に抄襲移民開拓史の概説と志波城址を推定する迄の仕方に就いて、史潮6ノ2、昭和11年】

\*\*\*\*\* 『日本後紀』弘仁2年正月条

\*\*\*\*\* 同上、弘仁2年聖12月条

これによれば、志波城は延暦22年に建設されてから僅か8年にして廃城移転の議がおこったのである。但し志波城が実際に廃止された年月は正史にみえていない。おそらく、志波城に代って徳丹城が建設されたのは後述するように弘仁4年と推定されるから（第I編第2章第2節）、志波城は建設以来10年で廃止されたことになる。

## 第5節 鎮守府の北進

胆沢城の築営完成は延暦21年（802）であるが（第I編第1章第3節参照）、完成と同時に鎮守府が多賀城からここに移駐したのであろうか。正史が散逸しているので明証がない。

『日本後紀』によれば、延暦23年正月19日条に、征夷のため武藏・上総・下総・常陸・下野・上野・陸奥国内等の櫓14、315石・米9,685石を陸奥国小田郡中山柵に運ぶことにしている。このときに征討開拓の最高官府である鎮守府が既に胆沢城に北進していたのであれば、胆沢城にこそ軍糧が運送貯蓄されるべきはずであるのに小田郡中山柵に運送されることになったのは何故であろうか。中山柵は登米郡米山村中津山説、遠田郡福谷町笠置説、桃生郡河南町佳景山説、桃生郡桃生町中津山説等があつて不明であるが、とにかく多賀城の北である。策略上1日行程たりといえども作戦行動地域に近く軍備を充足することが有利であるから、かかる措置がとられたのであろう。そうであるならば、このときには鎮守府は依然として多賀城にあって、胆沢と志波の両城はともに築営後間もない前衛の1基地たるにすぎなかったものと考えられてくる。この想定を裏づけるのは、4か月後にあたる5月に陸奥国が、志波城と胆沢郡とは相去ること遠くしかも路は峻険で往還に困難があるので中間に1駅を置きたいと訴願し裁可をうけていることである。胆沢城は、このころまだ鎮守府の地たるためには余りにも蝦夷との接壤地に露出しすぎていて（志波城の兵備がまだ充足されていなかったことでもある）危険が多かったのである。

鎮守府が胆沢城に北進していた明証は大同3年（808）にみえる。大同3年は胆沢城築営後6年目にあたる。すなわち『日本後紀』同年7月4日条の勅に「それ鎮守の任は功を辺戍に寄す。不虞の護りは暫くも欠くべからず。今聞く、鎮守將軍從五位下兼陸奥介百濟王教俊は遠く鎮所を離れ常に國府に在り。もし非あらば何んぞ機要を済せんや」と戒告している。教俊は鎮守將軍でありながら鎮所に居らず後方の多賀國府に居ったのである。

そこで鎮守府の胆沢城北進は延暦23年から大同3年7月までの5年間のうちであると考えられてくるのであるが、ここにおいて田村麻呂の歴歴と合考して北進年代を推定してみることにする。

田村麻呂は延暦22年3月6日に造志波城使として辞見下向したことは前述したとおりであるが、翌23年8月には滞京している。この後は田村麻呂は没するまで陸奥に下向していない即ち延暦23年の中頃をもって田村麻呂は邊境に功をたて終ったのである。以後田村麻呂は宮廷にあって重く登用され、生存中すでに邊境の最高功労者をもって目されていたことを思う。

\* 多賀城から鎮守府が胆沢城に北進する以前において一時伊治城に移ったという説があるが（大根如電『駿路通』上巻）その論調は全く正史にみあたらない。

大根如電も「史に明文なきも鎮所は伊治城に移されしと覺ゆ」と自らのべているように準なる憶説である。故に本稿はこの説に拘ることを避けた。

北進の時期

北進の明証

北進の推進者

らば、鎮守府を胆沢城まで北進させたのも田村麻呂であり、その時期は胆沢城が竣工し、その前衛として志波城も完成し且つ志波と胆沢の連絡交通も一応整備された延暦23年の前半期ではなかったかと推定されてくるのである。蝦夷を武力で征討し統治地域を拡大した功将ならば田村麻呂の以前にもあるし以後もある。しかし鎮守府を北進させて辺境開拓の大本を更新したのは田村麻呂1人だけであったがゆえに田村麻呂の名声が特に存命中から高かったものであろう。

**要 約** 以上のごとく、延暦21年は胆沢城建設、22年は胆沢の前衛志波城建設、23年は丙城連絡整備をなし鎮守府北進というようにみてくると、鎮守府を多賀城から北進せしめる意図のもとに年次計画的に胆沢城・志波城と順を追って築営されたものごとく思われる。ここにおいて始めて北上川孤擣寺狭窄部以北いわゆる北上川流域平野の征夷開拓が確立したのである。その機能からいえば鎮守府であり、位置からいえば胆沢城である。その後、だんだんに機構が整備され、出羽の秋田城とともに東北地方征夷開拓期の枢府となつた。

- \* 板橋源「坂上大宿跡田村麻呂考」岩手大学学芸学部研究年報第10巻、昭和31年1月。
- \*\* 鎮守府の機構は年次を追って、だんだんに整備したのであるし、職種・定員に異動もあるので、同一時期にすべてが並存したのではないか、弘仁3年(812)ころを中心に機構を表示すれば、つきのようである。

Tab. 2 胆沢城鎮守府機構一覧表

職 種	定員又は人数	賜 給 人 員
將 軍	1	倭使(大同5年10人、後3人、弘仁2年以後2人) 護身(大同5年10人) 事力(天平宝字3年8人)
軍 軍	2 弘仁3年以後1	倭使(大同5年各7人、弘仁3年以後1人) 護身(大同5年各7人) 事力(天平宝字3年以後各5人)
軍 曹	2	倭使(大同5年各5人、弘仁3年以後各1人) 護身(大同5年以後各5人) 事力(天平宝字3年以後各4人)
府 守	承和10年始徴2	護身 事力(貞観11年各6人)

職 種	定員又は人数	賜 給 人 員
兵 師	1	護身(3人) 事力(4人)
馬 師	1	護身(3人) 事力(4人)
陰 暗 師	1	護身(3人) 事力(4人)
倭 使	火同5年以後合計 弘仁3年以後合計	護身(大同5年以後各3人、弘仁3年以後各2人) 事力(各2人)
蝦夷詫語	1	
講 説 師		
健 士	300	
護 身	約145~46	
鎮 兵	500以下	
令 刀 兵 士	約400	
事 力	約118~50	
骨 付		
權 任 官 人		

備考 刷写本という職種階階が史料に散見するが、これは常置の官ではなく臨時の官であったので表には明記せず權任官人に含めることにした。

## 第2章 德丹城の成立

德丹城の築営年代は弘仁3年から同5年11月までの間であることは明白であるが、正史には明記されていない。それで、この問題を解明するためには文室綿麻呂の辺境在任期間中の治績、『日本後紀』の編纂過程、『日本紀略』の辺境開係記事の記載方針、この3点からみていかなければならぬのである。

以下、やや長文にわたるが節をたててのべることにする。

### 第1節 築営者文室綿麻呂

#### 1 鎮守府北進後の状勢概要

延暦21年に胆沢城が、そして翌年に志波城が竣工し、その翌年に鎮守府が多賀城から里沢城へ北進したことは前述したとおりである。

鎮守府が胆沢城へ北進した年、即ち延暦23年(804)の11月には栗原郡に3駅が新設される。同24年11月には部内海道諸郡の伝馬が不要となったので廃止される。その翌年、即ち大同元年(806)10月には田村麻呂のし郡司の任は職員に限り有り。而して辺境のこと頗る中国に異る。望み詣うらしくは幹了勇敢の人を擬任し宜しく防守警備の備たらしむべし」という起請により、陸奥・出羽两国に対して正員のほかに郡司軍械等を擬任することになった。大同2年には夷俘に対する位階授与権と村長補任権を国司からとりあげ按察使の所管とした。大同3年7月には多賀国府に返留し胆沢城鎮守府に赴かざる鎮守將軍に誠告し納紀肅正を意図した。同4年から5年にわたって辺境将吏の待遇を改善した。かくして、大同5年の翌年すなわち弘仁2年正月にいたり、和我・猪飼・斯波3郡が建置されるにいたった。

ところが、同年間12月に志波城移転説がおこった。志波城の立地条件はし河浜に近く屢々水害を被るためである。移転説は裁可になったが、その後志波城廃止のことも、これに代って建設された徳丹城築営のこととも、全く明証を欠くのである。

移転が裁可になってから3年後にあたる弘仁5年11月にし己丑(17日)陸奥国旨う、胆沢と徳丹の二城は遠く国府を去り孤島に居る。城下及び津駅の狄俘、野心割りがたし。非常にいたっては備えざるべからず。伏して望むらしくは子め鹽を備え両城に収置せんことを」と『日本後紀』にみえ裁可になっている。即ち弘仁5年11月には既に志波城は廃止され、これに代って徳丹城が存在しているのである。そして、弘仁2年間12月の志波城移転説を上申したのは文室綿麻呂であったし、弘仁5年11月己丑(17日)の胆沢・徳丹城に対する捕縛

\* 『類聚三代格』大同元年10月12日官符

† 『類聚三代格』大同5年3月1日官符

\*\* 『類聚国史』190件内須大同2年8月条

‡ 『類聚国史』84公卿須大同5年5月辛亥条

\*\*\* 『日本後紀』大同3年7月条

§ 『類聚三代格』大同5年5月11日官符

\*\*\*\* 『日本後紀』大同3年7月条

|| 『類聚国史』84公卿須大同5年5月壬子条

† 『類聚三代格』大同4年5月11日官符

|| 『日本後紀』弘仁2年正月内午(11日)条

‡ 『類聚国史』84公卿須大同4年6月丙午条

充足策上申の際の按察使もまた文室綿麻呂であったから、徳丹城建設年代を解明するためには、まず綿麻呂の辺境在任期間中の治績を検討してみる必要があるのである。

## 2 綿麻呂の家系と家風

綿麻呂の伝記は水戸の『大日本史』にもみえているので周知のところであるが、この家の氏姓は文室真人から三諸朝臣、三諸朝臣から三山朝臣と変り、それから文室朝臣と4遷しているので、綿麻呂の治績履歴をみるためにまずは改姓4遷の経過からのべる必要がある。

**家系** 文室氏は文室真人淨三(きよみ)に始まる。淨三は綿麻呂の祖父である。淨三は天武天皇の皇子長(ながの)親王の子で、初め諸王であったころは智努といった。天平勝宝4年(752)9月22日に初めて文室真人と氏姓を賜り、天平宝字5年正月戊子(2日)以後は淨三とみえているから、このころに智努を淨三と改めたにちがいない。宝亀元年(770)10月丁酉(10日)に歿した。時に78歳。

淨三の子大原は延暦11年に三諸朝臣と改姓し、大同元年(806)11月戊戌(9日)卒した。大原の子が即ち綿麻呂である。

綿麻呂の父年から逆算すると彼の生年は天平神護元年(765)となるので、祖父淨三も父大原も存命中であり、彼の生れたときには氏姓は文室真人であり、28才(延暦11年)のとき三諸朝臣と改まっている。即ち、祖父の代に文室真人と賜姓があり、父の代に三諸朝臣と改まり、綿麻呂の代になってから三山朝臣と改姓しついで文室朝臣と改姓しているので、綿麻呂一生のうちに以上4つの氏姓を経験したことになる。これは非常に珍らしいケースである。

綿麻呂の歴歴をみていくためには賜姓4遷を念頭におくとともに、もう1つ彼の家系には武勇の士が多い点に触れておきたい。

**家風** まず彼の父大原は東北辺境の治政に参与している人物である。即ち延暦10年正月に陸奥介となり、2月には鎮守副將軍を兼ねている。ちょうどこの前後は征討開拓が強力に推進された時期であって、3年前の延暦7年には紀古佐美が征東大使となり、同10年には大伴麻呂が征夷大使になって画策するところがあった。このような時期に陸奥介と兼鎮守副將軍に任せられた大原は必ずや武略の士であったに相違ない。剛腹な性格でもあったらしいことはし頃りに外任に出で、解由に拘らせられず、遂に私宅に卒すと評されていることや官種216,090東を穢載したことなどから想像される。『統日本紀』と『日本後紀』によると、大原は下總介(延暦5年8月)、陸奥介(同10年正月)、兼鎮守副將軍(同2月)等の外任のほかに、ハ

\* 氏の名を文室に作るのが一般であるが、文室を文屋に作る例もあったことが『統日本紀』淳仁天皇天平宝字5年(761)正月条にみえている。さらに天平宝字8年9月条には「ミヤノ」という古訓が傍記されている。

\*\* 『統日本紀』は那我親王とも記している。聖武天皇(715)6月甲寅(4日)薨去。『統日本紀』には天武天皇の第4皇子であるが、『統日本後紀』承和15年4月条には天武天皇の第2皇子と記し『相運錄』及び『義相御所』には第3皇子とあって語書は一致しない。源井令も不明である。

\*\*\* 『統日本紀』天平勝宝6年4月条・勝宝6年5月条・宝字元年4月条には珍努に作る。

\*\*\*\* 『統日本紀』天平勝宝4年9月乙丑炎。但し『公卿補任』は8月23日としており一致しない。\*\*\*\*\* 『統日本紀』宝亀元年10月条。\*\*\*\*\* 『公卿補任』に役78歳とあり、持統天皇7年癸巳生れともある。まさに没年は78才である。

\*\*\*\*\* 『相運錄』は改性的年を延暦14年2月としてあるが『公卿補任』の跋書云には『日本後紀』の大同元年11月戊戌の逸文を引用して延暦11年のこととしてある。これに従すべきである。因に、『公卿補任』は大原を淨三の第9子と記している。

\*\*\*\*\* 『公卿補任』。\*\*\*\*\* 同前。\*\*\*\*\* 『相運錄』は聖武天皇84歳既亡。

つの頃にか常陸国司にもなっている。官物隠匿の摘発をうけたのは延暦21年正月のことであって、このとき大原は「常陸國前司從4位下勲3等」であつて、勲位は陸奥における軍功によるものであった。この後、備前守（延暦24年10月）にもなっている。頻りに外任に出たと評されたのは以上の歴任をいったものである。

綿麻呂の弟秋津も武勇の士であった。『統日本後紀』承和10年3月条に秋津の略伝がある。これによれば寛政5年7月あるから逆算すれば延暦6年の出生となり、綿麻呂よりも22年若い。承和の初め檢非違使別當に補せられたが、『公卿補任』には「是れを始めとなす」と特記してある。秋津は非違を監察して声譽が高く、また武芸にも達しているので世人は「腕将」と称するにいたる」と称揚した。

綿麻呂の第9子に巻雄がある。巻雄は仁和3年（887）8月に78才の高齢で歿し、その伝は『三代実錄』にみえているが、巻雄もまた「勇力あり。書を読むを好まず、すなわち弓馬を習い尤も馳射に善し（中略）身体軽捷、甚だ意氣あり（中略）。凡そその腕勇人に過ぐ、皆この類なり。又仗下に直侍し日夜出でず、宿衛の勤、當時ならぶものなし」と評された人物であった。ここにいういる「皆この類なり」の「皆」とは綿麻呂家の人がとのことであるし、しこの類」とは巻雄の性格が綿麻呂家に共通している家風である、という意味である。

綿麻呂の父から説きおこして、彼の弟や子の人物をここに紹介した理由は、綿麻呂の家系は要約天武天皇の皇子からでているが文的な宮廷王臣ではなくて、しきりに外任に出たり剛毅武勇の士が輩出するような、そういった家風の家であったということを指摘しておきたかったからである。もとより綿麻呂も単なる長袖の貴族ではなかったのである。そのことは次の項に述べることにする。

### 3 綿麻呂の閥歴

綿麻呂の家系には以上の如く、武にすぐれたものが輩出している。綿麻呂もまた武略にすぐれた人物であったのである。

弘仁元年（810）9月、太上天皇（平城）は尚侍藤原葉子等兄妹の唆謀により皇位回復をはかられた事件があった。朝廷（嵯峨天皇）では9月11日、藤原真夏・文室綿麻呂を召喚し、綿麻呂を衛士府に禁錮した。ここにおいて太上天皇は畿内ならびに紀伊の兵を発し諸司宿衛の兵を率い葉子と同興して東国に入らんとせられた。そこで朝廷では坂上田村麻呂をして駐兵を率いてこれを美濃道に迎え討たしめた。田村麻呂は出発にさきだって奏請していることがある。田村麻呂の推舉この奏請において田村麻呂は綿麻呂を次のとくのべている。「綿麻呂は武芸の人なり。頗りに邊戦を経たり。募りてまさに同行せん」と。朝廷における田村麻呂の名望はこのころ絶対的なものになっていた。胆沢・志波両城の築営、鎮守府北進、これら奈良朝末以来の重大懸案を成就した辺境軍功によってであった。故に、田村麻呂の奏請は許容された。綿麻呂の嫌疑が解かれたばかりでなく從4位下から正4位上に昇進させられ參議になったのである。『公卿補任』にも「田村麻呂の奏によりこれ（參議）に任す」と記している。綿麻呂は太上天皇の計画に参加した疑いにより禁錮されたのであったが、田村麻呂の奏請により恩命に浴したので「欲窮財盡」として田村麻呂に従い出陣し軍功をあらわした。その軍功により綿麻呂は大藏卿兼陸奥出羽按察

\* 『日本後紀』弘仁元年9月条

便となり、これから東北辺境開拓の最高責任者となり、田村麻呂のあとを継承することになるのである。綿麻呂はこのとき46才で人生の円熟期にあり、田村麻呂は53才、辺境の武人としてはすでに頬輪に近くなっていた。

#### 田村麻呂の開拓後輩者

弘仁元年9月以降、現地の開拓最高責任者は綿麻呂であるが、このとき中央には永年にわたる開拓の功労者であり且つ綿麻呂のよき理解者・庇護者でもあった田村麻呂が朝堂の信望を一身に集めておったのであるから、中央と現地の間には田村麻呂以来の基本方針が緊密に継承されたであろう。綿麻呂の個人的心情からいっても、田村麻呂の方針を堅持したであろうという事情は前述した如くである。征討開拓方針は、本来個人的相互関係にあるのではなくて、諸般の国内経済事情や朝堂における政治勢力分野のテンションと深く関係するものであろうが、ここでは綿麻呂の治績面歴をみるにあたって、まず田村麻呂との個人的関係をのべてみたのである。

さて、綿麻呂が田村麻呂に代って東北辺境開拓を継承することになるのであるが、このとき以前からすでに綿麻呂は辺境に経験があったことは田村麻呂の綿麻呂推舉の言葉によって明らかである。『武芸の人なり。頗りに辺戦を経たり』とある。綿麻呂は延暦20年正月から大同元年(806)4月に播磨守に転ずるまでの約5年間出羽権守となっている。あたかもこの期間は征戦史上的一大重要時期であった。

#### 綿麻呂の昇位

綿麻呂が出羽権守となったのは延暦20年正月であるが、2月には田村麻呂が征夷大將軍節刀を賜わり、9月征夷完了を上言し10月には入京し節刀を返還している。11月乙丑(7日)には辺戦軍功により田村麻呂は特旨をもって從3位に叙された。『公卿補任』によれば、これと同日に巨勢野足(辺戦経歴者)と綿麻呂も昇位の榮をうけている。これは定期の昇叙ではなく征夷によるものであったと考えられる。

#### 巨勢野足の昇位

まず野足からみていくことにする。野足は延暦14年2月に正5位下になり、同19年7月には兵部大輔となっている。従ってその官職からみて同20年に田村麻呂が征夷大將軍として征軍を動かした際に現地で参戦するか或は中央にあって連絡にあたるかして軍功をあげたが故に田村麻呂行賞の日に共に正5位下から越階して從4位下に昇叙されたのである。野足の履歴を『公卿補任』・『日本後紀』・『日本紀略』によって検討してみると、このときから弘仁2年まで辺境の軍事に関与していないのに歟3等になっている。弘仁2年の位階においては、野足は正4位下であり綿麻呂は正4位上であって野足は下位であるが、歟位においては逆で、綿麻呂はまだ歟5等であるのに野足は歟3等であって上位である。野足の歟位は延暦20年の征夷軍功によるものにちがいない。このように解釈しなければ野足の歟3等は理解できない。

#### 田村麻呂との関係

綿麻呂は田村麻呂や野足とともに從5位下から越階して正5位上になっているのは、出羽権守として現地にあり、田村麻呂の陸奥征夷を側面から援助した軍功によると考えられる。東北辺境における征夷では、出羽の場合は陸奥国が側面援助し、陸奥の場合には出羽国が側面援助

\* このときの宜命が『日本紀略』にみえている。『みちのくのくに(津軽國)のえみし(蝦夷)ら、代(よ)をへ(壁)ときをわたりて、はとり(辺境)をおかし(侵亂)、おはみたから(百姓)をかすめころし』

(殺略)、ここをもて從4位上坂上田村麻呂大宿祢らをやりて、ことむけおさめ(伐平絶治)しむるに云々  
田村麻呂に從3位をさざく』

をするのが伝統的慣行になっていたのである。このように綿麻呂は出羽権守として延暦20、21、22年と3年間にわたって田村麻呂と同時に東北辺境に在任していた。田村麻呂が辺将異吏としての綿麻呂をこの期間に熟知する機会があったのである。

さらに田村麻呂と綿麻呂との関係を憶測するならば、このときより以前延暦10年の征夷の若干の憶測、征夷大使大伴弟麻呂の旗下にあって田村麻呂は副使をつとめたことがあったが、ちょうどこの時、綿麻呂の父大原は陸奥介兼鎮守副將軍であった。綿麻呂は生年27才、田村麻呂は34才である。或いはこのとき、綿麻呂は父に従って陸奥に赴いていたとすれば、副使田村麻呂が青年綿麻呂の才幹資質を認めたのはこの時からであったことになる。田村麻呂の綿麻呂に対する情愛は、辺境の軍陣において労苦を共にした若き日にすでにめぼえていたのであったかも知れないのである。

田村勝呂と綿麻呂との關係は以上の二ときものであった。

Tab. 3 携麻呂間要降年表

天皇	年号	A・D	麻呂の年号	記事	氏姓	文献
孝謙	天平勝亡	4	7 5 2	出生前13年	祖父智努王、文室真人と賜姓	文室真人 統紀
稱裕	天平神曆	1	7 6 5	1	○出生	(逆算)
光仁	宝亀	1	7 7 0	6	祖父歿、78才	統紀
桓武	延暦	10	7 9 1	2 7	正月、父大原龍興介任 2月、父大原頼守副將軍兼任	“
		11	7 9 2	2 8	父大原三諸朝臣と改姓	補任所引後
		14	7 9 5	3 1	○2月從5位下 ○7月右人舍人助	紀造文補任
		15	7 9 6	3 2	○10月近衛侍監	“
		18	7 9 9	3 5	○正月近江人豫	“
		20	8 0 1	3 7	○正月出羽樞守 2月田村麻呂に筋刀を賜う 9月田村麻呂宿夷を上言 10月田村麻呂筋刀を返進 11月丹夷將兵に論功行賞	紀略
		21	8 0 2	3 8	○1月并叔 制汎威侯	補任
		22	8 0 3	3 9	○5月転少将、守如故 志波城候工	補(考証)任
平城		23	8 0 4	4 0	正月田村麻呂宿夷大將軍となる 5月志波城阻沢郡の交通路整備 鎮守府、阻沢城に北遷	後紀(考証)紀
		24	8 0 5	4 1	12月、有省遂行の可否論あり	後(考証)
	大同	1	8 0 6	4 2	○4月撫摩守 ○5月兼侍従、從4位下 ○6月益中務大輔 11月父大原俊	後紀(考証)紀補任
		2	8 0 7	4 3	○正月右兵衛督	“
				4 4	○2月右京大夫	“
		3	8 0 8		○正月左大舎人頭	“
桓武		4	8 0 9	4 5	○正月三山南原と改姓 ○4月左兵衛督 ○5月大膳大夫 ○6月文室朝臣と改姓、兵部人納	二山南原 後紀補任
					○2月膳所守	“
		弘仁	1	8 1 0	4 6	仲成・葉子の謀反

\* 板橋源 | 板上大宿御印村麻呂考 | 岩手大学学芸学部  
研究年報第10号、昭和31年1月

【公卿御任】は御臣を専人に作るが、これは明らか

に御枕か額記である。〔三代実録〕仁和3年8月7日  
条に「先祖本姓文室真人、中間為三諸朝臣、至子總麻  
利大臣4年贈文部卿頭也」とあるからこれをもと

天皇	年号	A・D	継承の年合	記事	氏姓	文献
	2	811	47	○9月參議、正4位上、大藏卿兼按察使 正月和戎碑縛斯波3郡新區 ○幽麗休・幣伊の夷を征す ○4月征夷將軍 5月田村麻呂授 ○12月從3位、勲5等 ○幽12月志和城移軒を上申		後紀・補任 後紀 〃 〃 〃 後紀・補任 後紀 〃 後紀
3	812		48	○12月左衛門督、按察使如故		後紀
4	813		49	○5月征夷將軍 ○德丹城竣工		紀略 (考証)
5	814		50	○8月兼右衛門督、按察使如故 11月、德丹城すでに存在す ○この年、勲4等		後紀 〃 補任
6	815		51	○正月按察使をやめる		後紀
7	816		52	○正月兼備前守 ○3月兼右京大夫 ○12月右近大將 ○12月曰勢哥足奴、68才		〃 〃 補任
8	817		53	○11月兼兵部卿		補任
9	818		54	○6月中納言		紀略・補任
10	819		55	○右大將・兵部卿		補任
14	823		59	○4月24日歿、年59		紀略・補任

## 第2節 德丹城建置年代の考証

志波城が河浜に近く屢々水害を被るので移転すべきことを綿麻呂が奏し裁可になったのは弘仁2年(811)閏12月のことであった。しかるにその後、志波城廢止のことも、これに代った徳丹城築営のことも全く正史が欠いている。そして3年後の弘仁5年11月にいたってし己丑(17日)陸奥国言う、胆沢と徳丹の二城は遠く国府を去り孤り塞表に居る。城下及び津軒の狹窄、野心測りがたし。非常にいたっては備えざるべからず。伏して頃むらくは予め塩を備え兩城に収置せんことを」とし日本後紀にみえ裁可になっている。即ち弘仁5年11月にはすでに志波城は廢止され、これに代って徳丹城が完成していたことを知るのである。それで徳丹城築営年代は弘仁3年から同年11月までの間である。さらにこれを考証するならば弘仁4年であろうとができる。

その理由を、『日本後紀』の編纂過程と『日本紀略』の編集方針、綿麻呂の治績、この3点からべてみることにする。

## 1.1 日本後記】の編纂過程からの推論

この頃の正史である『日本後紀』は弘仁2年3月から同4年2月までと、5年7月以降6年の部分は現存しているが、あいにくなことには4年3月から5年6月までの部分が欠落している。

さて、し日本後紀の御幕過程とその撰者とから考えてみると、志波城陥落のことはともかくとして、密丹城築宮については記載してあったのではないか。その推定理由をまずのべてみ

ることにする。

〔日本後紀〕の編纂には3階層があった。最初の勅命は弘仁10年で、藤原冬嗣・藤原結嗣  
藤原貞嗣・良峯安世の4名に編集を命じたが、結嗣以外の3名はあいついで死亡してしまう。

後紀の編纂  
階層

それで淳和天皇の御代になって第2回目の勅命があった。撰者は前回の結嗣を總裁に清原夏  
賀・直世王・藤原吉野・小野峯守・坂上今雅・鶴田清田の6名であった。しかし間もなく淳和  
天皇が崩御され、編者のうちにも死亡者がでたので、仁明天皇の御代に第3回目の編者任命が  
あった。このときの編者は第1回以来の結嗣と第2回以来の吉野のほかに5名の新任者であっ  
た。かくして着手以来22年を経過して承和7年12月に完成した。

これによって知られる如く結嗣は最初からのただ1人の編者であり、かつ第2・第3回とも  
藤原結嗣  
最高責任者であった。結嗣は百川の子で、政術に曉通し國の利害は知りて言わざることなき  
〔続日本後紀〕人物であった。〔新撰姓氏錄〕の撰述にも参加している。そういった学者  
的能力に秀でていたのである。その反面、行政官としては大同3年5月から同5年9月まで陸  
奥出羽按察使として現地に赴き辺境行政を改革し治績をあげている。これよりさきのことであるが延暦24年に殿上において皆野真道と大いに辺境征夷問題について議論をしているなど、  
早くから辺境に深い関心をよせていた（第1章第1節参照）。弘仁13年には、過重な負担に  
苦しむ駅子救済策を奏上する際にも臣、むかし陸奥出羽按察使を尋うし、道、東山を経てほ  
ぼ百姓の苦を問い合わせ云々と冒頭に述べている。按察使として赴任したとき如何に深い印象  
をうけたかが知られる。深い感銘は深い関心をよぶ。編纂總裁がこのようであったのであるから、陸奥最北端の前衛基地として築営した徳丹城については日本後紀に記載があったのではないかと考えられてくるのである。そうであるとするならば、徳丹城築営時期は現在欠落している弘仁4年3月以降5年6月までの期間ではなかったかと考えられてくるのである。

但し、これだけでは徳丹城建設年代を定めるわけにはいかない。論拠としては薄弱であり、  
傍証程度にとどまるからである。それでつぎには綿麻呂の治績をみていくことにする。

## 2 辺境における綿麻呂の治績からの推論

綿麻呂が辺境在任中にあげた治績からみても、徳丹城築営は弘仁4年ではなかったかと考え  
られる。しばらくその理由を述べることにする。

綿麻呂が田村麻呂の推舉によって嫌疑（仲成栗子の変）が晴れたのみならず特旨をもって正  
4位上に越階昇叙され、ただちに按察使となつたのは弘仁元年9月のことであった。そして、  
その翌年（弘仁2年）は征夷に明けくれた多忙の1年である。即ち征夷將軍（もちろん綿麻呂  
であった）や副將軍（大伴今人・佐伯耳麻呂・坂上鷹養の3人である。このとき今人は出羽守  
耳麻呂は鎮守將軍、鷹養は陸奥介でもあった）の正式任命のあったのは、4月17日であるが  
征軍動員計画はすでに年初から策定され、はやくも年頭の雪をおかして大伴今人は勇敢な伴囚  
軍300余を発して爾薩體の蝦夷と前哨戦を開始している。

綿麻呂らの  
任命

弘仁2年の多忙さを、もう少し詳しく説明する。動員予定兵力は26,000人であったが、  
実動兵力は19,500余人で、後に陸奥の軍士1,100人が追加され20,600余人となつて  
いる。予定兵力26,000人と比較すると、千位の6と百位の6とが入れ代っているだけで他の  
数字が一致しているので、予定兵力「二万六千」というのは「二万六百」の誤字誤伝ではな

弘仁2年の  
征夷本體

いかと考えられる。そうであるとすれば、予定兵力どおり動員できることになるし、3月甲寅の勅でし將軍等が國の財政を要えて予定兵力を軽減しようという事情はよくわかるが、敵の巢窟を搜索するにあたっては兵力の多いことが何よりの資である。故に予定の如く兵力を動員し軽減のことは心配するな。」とのべていることとも合致してゐるのである。弘仁2年の動員兵力は予定どおり20,600人であったのであろう。このほかに、陸奥出羽两国から停車が各1,000人、計2,000人が出動している。

## 征軍編成

征軍編成は征夷將軍1、副將軍3のほかに軍監軍曹の正員47人、准員15人、計62人の予定であったが、先例と現地軍の要望とを折衷して軍監10人、軍曹20人と決定した。先例というものは延暦13年と同20年の征夷軍編成のことであつて、延暦13年の例では征軍10万に軍監16人、軍曹58人。同20年の場合には征軍4万で軍監5人、軍曹32人であったことをいうのである。征戦は10月頃には終了し、12月には論功行賞があり、綿麻呂は正4位上から従3位に、副将佐伯耳麻呂は従5位下から正5位下に、同大伴今人と坂上鷹義はともに従5位下から従5位上に、鎮守副將軍物足羅は外従5位下から外従5位上に昇叙した。

## 綿麻呂の4方策

この直後、即ち開12月11日に綿麻呂は志波城移転を奏言したのである。綿麻呂は奏言のうちでし宝亀5年(774)より当年(811)まですべて38年を経ている。その間、邊境しばしば動き、男子は壯健なものも老弱なものも或いは從軍に疲れ或いは輸送労務に倦み脱落れ果てているとものべている。按察使として綿麻呂は、さしあたって民力を休養すること、夷族に対しても優遇策を推進し融和をはかること、邊要統治機構を整備すること、そして立地条件の不備な志波城を移転し防衛体制を確立し擾乱を未然に防止し軍事費を節減すること。この4方策を遂行することになった。これは田村麻呂の方策と非常に似ている。かくして弘仁3年は征戦事後処理に忙殺をきわめることになる。

くりかえしになるが、弘仁2年は爾薩体(いまの岩手県の北半部)征戦に明け暮れた年であったし、翌3年は征戦事後処理に忙殺された年であった、ということである。今まで弘仁2年の征戦繁忙についてみてきたのであるが、これからは弘仁3年の前記4方策事後処理をみていくこととする。

## 方策の1

第1の民力休養方策は弘仁2年のうちに着手された。主戦場となつた陸奥の百姓には復4年を(開12月11日)、出羽の百姓には復3年(開12月19日)を賜うた。翌3年2月には征夷往軍40日以上のものに前年の調庸を免除した。

## 方策の2

第2の蝦夷・夷狩・俘囚懲柔融和方策は弘仁3年以後継続して実施された。夷族の有力者を人京させ節会をゆるすとか、新しく上毛野・縁野・陸奥磐井郡・陸奥高城郡・陸奥小倉郡など和風の姓氏をゆるすとか、夷族集團ごとにその首長をえらばせて統制権をみとめてやるとか、生活困窮者に賑給するなど。

## 方策の3

第3の邊要統治機構整備方策も弘仁3年に実現した。實にこの年は、胆沢城築營の延暦21年とともに東北開拓史上二期的な注目すべき年である。すでに蒲生君平も『職官志』において弘仁3年という年に着目しているのである。弘仁3年において実施された方策を摘要してみよう。

- (1) 正月早々陸奥守の交達がある。佐伯清界をやめて、前年爾薩体征夷にあたり綿麻呂の下で副使をつとめて軍功のあった佐伯耳麻呂を任せた。清界が陸奥守となった年月が止史に

欠落しているので不明であるから、このときの交迭は任期満了による定期移動であるのかどうかも不詳というはかないが、清岑の性格はし温顔をもって人に応対し怒色をあらわさないけれども、韋経の間すこぶる相済を欠く（緩急の点において、やや時宜を得ない、というほどの意味）ところがあった。積極的に事にあたるという敏腕能吏型ではなかったそればかりでなく、表面はいかにも温厚であるが、自発的にかそれとも周囲の圧力誘惑に押される弱い性格のためか、それはともかくとして上野守に在任中、出舉を加増して人民を困惑させたことがあったし、また常陸守のときにも、これに類したことがあつて百姓の愁を招いた人物である。それで地方行政官としては行政官としての名声に欠けていた（『畠山国史』66葉卒条）。このような清岑にくらべると耳麻呂は辺境懸戦の積極的勇敢な人物で、大同4年（809）正月以来鎮守將軍となっていたし、綿麻呂の知遇もえていた。

- (2) 正月に陸奥出羽按察使の相当位階が従来は正5位上であったのを、從4位下に改めた。按察使の陸奥守に対する命令系統を明確にするためである。これまでには陸奥守の相当位階も5位であったからである（後紀の弘仁3年正月条・三代格の同年同月太政官謹奏）。
- (3) 2月には耳麻呂の後任として物部足継が鎮守將軍に任せられた。足継も歴戦の勇士で、弘仁2年には鎮守副將軍になっており綿麻呂に従って征夷にあたり戦功により昇叙している。

以上のように綿麻呂の治下は陸奥守も鎮守將軍もすべて彼の簡抜により歴戦勇士をもつて固められた。

- (4) 4月には鎮守府の機関が將軍1、軍監1、軍曹2、医師・薬師各1員と整備された。これはいちじるしいことであつて、『建武年間記』におさめられてある北畠頼家の上書文もこのときの改革に注目しているし、前述した蒲生君平も『職官志』においてすでに指摘しているところである。

- (5) 7月には屯田100町歩を定めて鎮守府の儲とした。
  - (6) 10月に陸奥にいたる交通路を整備し、海道の6駅をやめ山道に3駅を新設した。すなわち常陸國の安侯・河内・石橋・助川・藻崎・櫛崎の6駅を廃し、小田・雄薩・田後の3駅をおいたことである（後紀の弘仁3年10月28日条）。
- 以上のように弘仁3年は綿麻呂による4方策のうちの3方策が強力に推進され多忙のうちに暮れた年であった。これらの方策の充足をまって、第4の方策すなわち志波城移転徳丹城建置がおこなわれたのは翌年（弘仁4年）であったのではないか。この点については、頃をあらためて次に述べることにする。

### 3 『日本紀略』編集方針からの考定

本章第2節において、今までのべてきたところを要約すると

第2節の要約

- (1) 綿麻呂が志波城移転を奏言したのは弘仁2年閏12月11日であるから、このころには志波城はまだ存在していたことは明白である。であるから志波城に代って建設される徳丹城はいまだできていないことも自明である。

\* 板橋 源 『鎮守府地図山田考』岩手史学研究21号、昭和31年。

ところが弘仁5年11月17日に陸奥国がし脇沢・徳丹二城、遠去國府、孤居落妻<sup>1</sup>と上申しているので、このときにはすでに徳丹城は存在していたことは確実である。

故に、徳丹城建設は弘仁2年閏12月11日以降同5年11月までの期間である。これが第1の建設推定期間。

(2) そうはいうものの弘仁3年は爾薩体征討の事後処理として綿麻呂がうちだした4方策のうちの3方策実施に専念し、そのため多忙のうちに明け暮れた年であったから、徳丹城建設をこの年であったとはとても考えがたい。翌年すなわち弘仁4年ではなかったかと想定される。

(3) 現存の後記には弘仁4年3月から翌5年6月までの部分が欠落している。そこで、後記の編纂過程と編纂統括藤原経嗣の閑歴とを勘案すると、第1の建設推定期間を、さらに較って後紀欠落部分にあたる弘仁4年3月から翌5年6月までの期間ではなかったかとの推定が可能になってくる。

とのべてきたのである。

ところで、前述したように後記の弘仁4年条は正月と2月の部分しかなく、3月以降翌5年6月まで欠落していて、わずかに逸文として『日本紀略』その他にみえているので、弘仁4年の動向を窺ってみることにする。

そうすると『日本紀略』(以下、紀略と称す)弘仁4年5月条に

「辛巳(30日)、從3位文室朝臣綿麻呂為征夷將軍、公々」

とみえているのに、しかるに紀略には征夷の軍士を動かしたことが全くみえていないのである。

5年にもみえない。13年までみえなくて14年4月に綿麻呂は歿するのである。征夷將軍の節刀を朝廷に返還したことともみえない。このことはいかに解釈すべきであろうか。ここにおいて紀略の編集方針を顧みるために和銅2年(709)以降弘仁4年までの東北征夷關係將軍任補と征敵関係記事を『続日本紀』・『日本後紀』と対比してみるとTab. 4のごとくである。

Tab. 4 『日本紀略』の『続日本紀』・『日本後紀』との対照表

征夷ならびに城構築のあった年次		『日本紀略』の記事
年号	西暦	
和銅2	709	①3月巨勢麻呂賜節刀・征夷経過・帰京等を統紀により摘記す
養老4	720	②9月多治比良守任將軍・帰京等を統紀により記す
神亀元	724	③4月藤原宇合任將軍・帰京等を統紀により記す
天平9	737	④田持節大使藤原麻呂進発・経過等、統紀にあれど紀略にみえず
天平宝字3	759	⑤桃生城・⑥雄勝城築營は統紀にあれど紀略になし
神護景雲元	767	⑦伊治城完成を統紀により記す
宝亀5	774	大伴駿河麻呂、遠山村征夷のことを統紀により記す
*	775	出羽陸奥の征夷を統紀により記す

宝 龜	7	7 7 6	出羽志波村の征夷・脇沢の征夷を統紀により記す
#	8	7 7 7	奥羽征夷を統紀により記す
#	11	7 8 0	⑪覺べつ城築造企画のこと統紀にあれど紀略にみえず ⑤藤原維綱任將軍・征戰を統紀により記す ⑥藤原小黒麻呂任將軍のこと統紀にあれど紀略にみえず
元 応	元	7 8 1	征東大使藤原小黒麻呂の征戰を統紀により記す
延 历	元	7 8 2	⑦大伴家持任鎮守將軍のこと統紀により記す
#	3	7 8 4	⑧大伴家持任持節征東將軍のことみゆ
#	7	7 8 8	⑨紀古佐美任將軍・経過を統紀により記す
#	8	7 8 9	征戰・古佐美返進節刀を統紀により記す
#	9	7 9 0	征戰・論功行賞などを統紀により記す
#	10	7 9 1	⑩大伴弟麻呂任將軍・経過を統紀により記す
#	11	7 9 2	正月
#	12	7 9 3	
#	13	7 9 4	→日本後紀1欠落
#	14	7 9 5	
#	15	7 9 6	6月
回1 1月、伊治と玉造の両城間に駅をおくこと後紀にあれど紀略にはみえない。			
#	16	7 9 7	4月
#	17	7 9 8	12月 } 日本後紀1欠落
#	18	7 9 9	
#	19	8 0 0	正月
#	20	8 0 1	
#	21	8 0 2	→日本後紀1欠落
#	22	8 0 3	12月
#	23	8 0 4	⑪田村麻呂任將軍・秋田城停廻を後記により記す △斯波城と脇沢郡の間に駅をおくこと紀略にみえず △栗原郡に3駅をおくこと紀略にみえず
#	24	8 0 5	因陸奥国部内海道諸郡伝馬をやめしこと紀略にみえず
大 同	元	8 0 6	10月
#	2	8 0 7	→日本後紀1欠落
#	3	8 0 8	3月
#	4	8 0 9	5月
弘 仁	元	8 1 0	8月 } 日本後紀1欠落
#	2	8 1 1	⑫綿麻呂任將軍は紀略にみえず、但し綿麻呂に勅を下すことと論功は後記により記す
#	3	8 1 2	
#	4	8 1 3	3月 } 日本後紀1欠落
#	5	8 1 4	6月
#	6	8 1 5	

前掲Tab. 4から、つぎのことが要約できる。

(1) 統紀と後紀に征夷のための將軍を任命した事例は①から⑫まで12例あるが、そのうち

將軍の任命の記事

9例までを紀略は引用し摘記している。紀略にみえない3例④・⑥・⑫について検討してみると

④番例は実は征夷討伐が主目的だったのでなくて、奥羽横断交通路開設のための出動であったのである。こういったことは本表によって明らかに知られるように、辺境交通関係記事はすべて紀略は省略している。このような編集方針を一貫してとっていたことは表中のイ・ロ・ハ・ニ・ホの事例によって明らかである。

⑥番例の小黒麻呂であるが、彼が持節征東大使になった宝亀11年は多難な年であって3月に按察使紀広純は伊治城において夷族出身の伊治公皆麻呂に殺害されるという前代未聞の惨事がおこったので、同月中に藤原継綱が征東大使に任命された。軍備は着々進んだが9月になって小黒麻呂が新しく征東大使に任命され大使交迭が錯綜していたために紀略は誤って脱落したのであろう。

そうすると12例のうち例外として最後に残るのはわずか1例だけ、⑫番例の弘仁2年綿麻呂が征夷将軍に任命されたことだけになる。

#### 本格的征夷 將の記事

(2) 続紀・後紀にみえている本格的征夷戦について紀略が省略した事例は1つもない。すべて摘記してある。しかし紀略は弘仁4年条に綿麻呂がふたたび征夷将軍に任命されたと記しながら、征戦については全く記載していない。おそらく弘仁4年には本格的機動作戦がなかったからであろう。征夷将軍が任命されながら本格的征夷戦がなかったとするならば、弘仁4年の征夷将軍任命はいかに解釈すべきであろうか。

#### 城構建置の 記事

(3) 続紀・後紀にはA・B・C・Dで標示しておいたように城構築営が4例みえているのに、紀略は④桃生、⑤雄勝、⑦観べつの3城について省略している。本稿でとりあげた胆沢・志波・徳丹の3城の完成についても詳細は紀略からは知ることができない。秋田城についても同様である。続紀の天平5年(733)12月26日条に「出羽桐を秋田村清水岡に遷置す」と明記してあるのに紀略は省略している。

紀略は征戦については忠実に摘記する方針をとっているが城構築は重視していないかったとみなければならない。◎伊治城だけは摘記している。それは3旬に満たずで完成したので特に嘉賞の勅を賜った異例であるために採録したのに相違ない。

また紀略が編集されたころには、すでに田村麻呂は朝野信望の典型的武将として認められていたために、紀略は田村麻呂関係事項はかなり忠実に記載している。たとえば志波城の場合も、城の営業としてではなく、造志波城使であった田村麻呂の辞見という形で記載されているのである。

以上のことから考えて、徳丹城は明らかに田村麻呂の関与したものではなく、また伊治城のごとく異例の竣工でもなかったので、桃生・雄勝・観べつの3城が省略されたように、紀略からはぶかれたのに相違ない。

さて紀略は弘仁4年5月条で「從三位文室綿麻呂を征夷将軍となす」と記しながら、征戦が

\* 「三才実錄」貞觀12年(870)3月29日条に「小野春風の突厥として」故父從五位上小野朝中石庭の家の半革甲一領と牛革甲一領が伊豫國に在る。これらは去る弘仁4年、貳首吉勢候部止後須可年多知等が逆乱の時、石庭が彼の甲を着用し突厥を討平したもので

ある」とみえている。この突厥は眞実であるとすれば弘仁4年に小規模な逆乱があったことになるが、なぜ半世紀以降も後の突厥であるから他の傍証のないかぎり、にわかに信頼するわけにいかないか、しばらくおいておくことにする。

あったのかどうかも、また節刀を朝廷に返進したことも全く記載していない。前述したように紀略は統紀・後紀にみえる征戰はすべて摘要をとっているのであるから、この点からみるとやはり弘仁4年には本格的規模の征戰がなかったのであろう。ところが、弘仁4年に本格的征戰がなかったのにし大軍を頻出<sup>レ</sup>した証拠がある。ここに徳丹城建置年代を解く鍵がある。

その第1点は、『類聚国史』183正規及び84公麻条に、弘仁4年9月の勅として辺要の地、外遠これ防ぐ。不虞の備、積をもって重しとなす。今、大軍を頻出し備積ことごとく空し<sup>レ</sup>とある。征戰がないのに大軍を頻出したというのは、どういうことなのか。

弘仁4年の動員記事

第2点として、『公卿補任』によれば綿麻呂は弘仁2年12月に征夷軍功により勲5等になっているのに、わずか2年たった弘仁5年正月15日にはすでに勲4等にすすんでいる。(三代格所取太政官符)。このようにすみやかな級陞は、いかなる軍功によったのか。

綿麻呂の級陞

以上2点の疑問は、徳丹城建置が弘仁4年であったと解釈することによって諒解できる。すなわちし今、大軍を頻出し備積ことごとく空し<sup>レ</sup>というには徳丹城築営に軍兵を動員し食糧を官給したためである。弘仁2年兩蘇体征討に要した軍糧不足を2年もたってから問題にしたのだと解釈できないこともないが、それでは切実感がうすい。し今、大軍を頻出<sup>レ</sup>という文章表現からみると、2年前のこととはうけとりがたいのである。2年前の軍糧不足ならば、弘仁2年の末か同3年に問題化していかなければならぬ。勲5等になってから、わずか2年そこぞこのうちに勲4等になったのも徳丹城竣工の軍功であったと解釈すれば、疑問は解ける。

弘仁4年の建置

このようにみてくると徳丹城建置は弘仁4年であったということになる。

後紀は弘仁4年3月から翌5年6月までが欠落しているので、この期間に徳丹城建置があつたのであろうという想定を最初にのべておいたが、さらに今、この期間を絞って弘仁4年中であつたろうと述べてきたのである。何故に弘仁5年の築営でないかというと、弘仁5年という年を後紀が欠落している正月から6月までの前半期と、後紀が現存している7月以降12月までの後半期とにわけて、それぞれの期間について検討してみると、後半期には築営のことは全くみえないし、前半期(6月までのうち)では積雪寒冷地において、とても城壁完成はおぼつかないからである。

このことは築城諸例についてみても首肯されることである。桃生城と雄勝城はともに天宝字3年(759)に完成しているが、進歩経過は前年末に計画策定ならびに事前準備がなされ、年が明けたし春月より秋季に至って竣工している。伊治城も竣工は10月であって年内の上半期ではない(統紀の神護景雲元年10月条)。胆沢城と志波城の竣工時期は正史に明記されていないが、前章第3・4節において既述しておいたように考証の結果、年の下半期であった。これらの諸例からみても、徳丹城建置も弘仁5年上半期とはみなしがたいのである。従って徳丹城建置は弘仁5年ではなく、同4年であると考定されてくるのである。工事が越冬して2か年にわたるなどということは土地の風土と辺要最前線の夷族地接壤事情からみて不可能なことがある。

他城櫛の築営期間

### 第3節 弘仁6年廃城説に対する疑義

#### 1 弘仁6年前後の情勢

● 古田源 『出羽國雄勝城考』(出羽路17号、昭和37年)。

徳丹城は建設後間もなく弘仁6年に廃されたという説がある。徳丹城建設を弘仁4年と考定してきたので、そのときから数えれば、わずか2年にして廃されたことになる。果してこの説は妥当であろうか。そこで、弘仁6年前後の夷族のうごきや東北地方の情勢をふりかえってみることにする。

**弘仁6年頃の情勢** 徳丹城の前身である志波城が停廃されたのはし河浜に近く、しばしば水害をこうむる」という立地条件の不利からであった。そこでしすべからく其の処を去り便地に遷し立つべし」という意図のもとに徳丹城が築営されたのである。そうであるのに僅か2年にして廃止されたとするならば、その立地条件が劣悪なためであったとは考えられない。また徳丹城を建設した絹麻呂はその後高級武官として中央の頭官要職についていた（第3表参照）。しかばら邊要最前線地域に、もはや徳丹城を必要としないような情勢が到来したのであろうか。そうとは、とても考えられないである。

**夷族の動向** すなわち徳丹城建設の弘仁2年かその翌年には、陸奥ではない出雲国に移配されていた阿波が反乱を起している（紀略の弘仁5年5月条・し類聚国史1190序四条）。出雲のみならず阿波の夷俘も動搖したことは外從5位下当宗主を阿波に派遣しし夷俘を教唆す」とあるので推察できる（し類聚国史1190）。そして5年11月に陸奥國がし胆沢・徳丹の二城は遠く國府を去って、ひとり塞表に居る。城下および津軽の狄俘、野心はかりがたし。非常にいたらば備えざるべからず」と奏上し、両城に柵塹を収置することになった。6年3月には官符をもって権門勢家が奥羽の馬を買出すことを禁断している。その理由は馬の価格騰貴を抑制するためだけではなく邊要の軍馬に不足をきたすからでし軍団の用、馬より先なるはなし（中略）よろしく強壯の馬にして軍用にあつるに堪えるものは國界を出するながらしめよ（弘仁6年3月20日官符、後紀同日条）と述べている。これによれば邊要防衛体制を緩和すべき情勢は少しも馴致されていない。であるから、このときから僅か5ヶ月後に徳丹城を廃したという説は首肯しがたいのである。さらにいうならば弘仁7年8月の勅にもし夷俘の性、平民に異り皇化に従うといえども野心なお存す（し類聚国史1190）とあって、夷俘の動向を警戒している。

## 2 弘仁6年8月23日官符の検討

**官符の検討** ここにおいて弘仁6年徳丹城廃止説の根拠をみることにする。論拠は三代格所収弘仁6年8月23日太政官符である。この官符は長文であり、且つ欠落部分が2か所もあり、明らかに誤字と認定される箇所もある。さらに文意からいって明らかに誤記だと断定できる箇所もあるなど、問題の多い官符である。このことを先ず念頭におく必要がある。

さて、この官符は現在の体裁では3項目から成り立っているが、実は文の内容からみると本来は4項目であったに相違ない。このことは明確に断言できる。やや煩雑にわたるが4項目を順

\* 吉田東伍博士の「大日本地名辞書」に「弘仁6年官符によれば、是歲徳丹城は廢されしを知る。されば1、2年の事にして多賀・玉造・津沢の諸城の久しきに比し難し」とみえている。

また伊藤清司氏も「徳丹城は弘仁6年に廃されている。その理由は不明であるが、その設置が4、5年間

を出でていないことは注意を要する」（岩手史学研究第1号69頁）とのべている。「その理由は不明であるが」というのは施城にいたった理由のことであろうが、施城年代を弘仁6年とみなした論拠はあげていい。おそらく吉田東伍の所説を繼承したのであろう。

にあげてみよう。

## 第1項は

官符第1項

## 一 分番合守城塞事

兵士 6,000人 並熙九等已上白丁已上

旧数 2,000人	名取団 1,000人 玉造団 1,000人
今諸加 4,000人	白河団 1,000人 安積団 1,000人
	行方団 1,000人
	小田団 1,000人

というので、上の字は沢田吾一の指摘したように、下という字でなければ次にあげる第2項と対比して文意が通じないし、今の字は国史大系本がし今、原作合、今意改」といっているようではなければこれまた文意が通じない。

この第1項は第3・第4の項と照応しているものであって、胆沢城の鎮兵500人と徳丹城の鎮兵500人、計1,000人を停止する対策として令制兵士を旧数2,000人から6,000人に増加すべきことをのべたものである。第4項と特に深い関連があるので、ここで指摘しておかなければならないことは、從前から令制兵士を名取軍団（多賀國府の近傍）と玉造軍団（奥羽横断連絡の根要地）においていたということである。

## 第2項は

官符第2項

健士 2,000人	熙8等已上 1,500人 熙9等已上 500人
-----------	----------------------------

右分結4番、1月為番、唯屢經戰場、被罵歎叙、若同白丁、何以勘後、伏請、在戌之間、

特免夫妻口分田租 [ ] 誘士心

というのであって、欠文になっている部分には「課役全脱、兼預考例」というような文意の文字を補うべきであることは第3項によって知られる。この項も、胆沢・徳丹2城の鎮兵を停止する対策として健士を2,000にすべきことをのべたものである。胆沢・徳丹2城の廃止をのべたのではない。なお、この項の冒頭に標題として何々の事とあるべき、その標題文字が脱落している。

## 第3項は長文であるので必要な部分だけを抄記すると

官符第3項

## 一 停止鎮兵事

合屯戸人	胆沢城 500人 徳丹城 500人
------	----------------------

右得旨内都司解称、百姓苦役無過鎮兵、当戌之年妻子共赴、絶隣在遠無所乞食、身追公役不遑耕作、専充衣物資養妻子、帰郷之日裸身露頂、道幅僻遠復無路糧（中略）若停鎮兵加兵士、民無弊苦、兵得強練者、臣等議量、良有道理、何者番上之役、兵士60日、調庸半輸、以旬相替、無妨家業、健士90日、各食公糧、夫婦免租、課役全脱、兼預考例、1日為番、無長庚之憂（下略）

\* 沢田吾一『奈良時代民政經濟の歴史的研究』178頁、昭和2年。

文中の「1日」は「1月」の誤りであることは明白である。第3項も鎮兵を停止しなければならない理由をのべ、その代案として令制兵士と健士をあてることの有利な事情を説明したものであって、城の廢止をのべたのではない。

## 官符第4項

## 第4項は

一 分配番上兵士 1,500人	<table border="0"> <tr><td>兵士</td><td>1,000人</td></tr> <tr><td>健士</td><td>500人</td></tr> </table>	兵士	1,000人	健士	500人
兵士	1,000人				
健士	500人				
胆沢城 700人	<table border="0"> <tr><td>兵士</td><td>400人</td></tr> <tr><td>健士</td><td>300人</td></tr> </table>	兵士	400人	健士	300人
兵士	400人				
健士	300人				
玉造塞 300人	<table border="0"> <tr><td>兵士</td><td>100人</td></tr> <tr><td>健士</td><td>200人</td></tr> </table>	兵士	100人	健士	200人
兵士	100人				
健士	200人				
多賀城 500人	並兵士				

## 右城塞等、四道樂衛、制敵唯領、佐久臣等所置、伏望、依件分配

というのである。唯の字は国史大系本頭註に「唯、恐当作唯」としてあるのに従うべきである。胆沢城の胆字の肩にイという標示があるが、これは新訂増補国史大系木が「前田侯爵家所蔵本」所引イ本によったことを示すもの。しかし胆字だけをイ本によって補正したのであろうか。それとも「胆沢城 700人云々」を補ったのであろうか。それとまた「胆沢城云々」から「多賀城云々」までの文を補ったのであろうか。このように、いろいろと疑惑がつるばかりであるが、それは後考にまつことにして、徳丹城弘仁6年廢止説の論拠は現在の第4項に徳丹城がみえていないこと、この1点だけである。それで、この説については次のような疑問がでてくるのである。

## 疑問の1

- (1) この官符の第1項によれば玉造軍團は從前から存在していることは明白であり、しかも第4項の記載現存のままを一応信用するとすれば玉造塞もあったことになる。玉造郡は奥羽横断通絡上重要な位置を占めているが故に、軍團と塞と2つが並存していたのであろうか。それともまた、軍團と塞とは制度上からの區別呼称であって実は同一地点にある同一の城塞を使用していたのであろうか。或は邊境においては軍團と塞とは全く同一であり、ただ文字の表現上の差にすぎないのだとみるべきであるのか、この点が不明確である。
- 軍團と塞との関係は、いまのべたように不明確というほかないが、柵と城とは明らかに混用されているので、こういった類例からいふと軍團と塞も用字上の相違にすぎず、実質は同一であったとみるべき公算が大である。

そうであるとすれば、玉造軍團(=塞)は從来兵士1,000人であったものが、このときから兵士100人・健士200人と計300人と3分の1以下に縮少されたことになる。

- \* 城と柵とが明らかに用字上混用されていた例証を雄勝城、桃生城、覚應城について、みることにすれば、

Tab. 5 城・柵混用例表

名 称	年 月 日	出 典
小勝城	天平宝字 2・12・8	統紀卷 21
雄勝城	〃 3・9・26	〃 22
雄勝城	4・正・4	〃 22
雄勝城	4・3・10	〃 22

桃生城	天平宝字	2・12・8	統紀卷 21
桃生城	〃	3・9・26	〃 22
桃生城	〃	4・正・4	〃 22
桃生城	神護景雲	3・2・17	〃 29
覚應城	宝 龜	11・2・2	〃 36
覚應城	〃	11・3・22	〃 36

上掲表のように統紀の同一巻においても城と柵とが混用されてゐる。

兵員を縮少してもいいような情勢がこのころ製造していたのであろうか。

- (2) 第3項で鎮兵停止を述べているから、胆沢城の鎮兵500人に代えるに兵士・健士計700人をあてたことは誤解できるが、徳丹城の鎮兵停止の対策がみえていないこの官符を現存の文字のまま解釈していいものであろうか。疑問の2
- (3) そもそも、この官符は鎮兵停止を述べているが、徳丹城廃止を述べていないのである。疑問の3  
文中でも「兵を強くし敵を威すべし」(第3項)「いよいよ兵權を動めよ、簡略にすべからず」(第4項)といい、積極的防備態勢堅持を主張している。鎮兵1,000人停止の代案として兵士を3倍に増強し、さらに健士制の整備を主張しているのである。

しかるに徳丹城を施して胆沢城の線まで後退したと解してよいものであろうか。

- (4) 兵員充実のために軍団を2から6に増置している。内城の充実をはかり前線を後退してもいいような情勢になっていたとみなされる条件は全くみとめられない。軍団を増置しながら徳丹城を、しかも建置後2年にして廃止したと考えてよいものであろうか。疑問の4

- (5) あとで詳しく述べるが、徳丹城跡は紫波郡矢巾町徳田で、そのほぼ全容が発掘された。疑問の5  
徳丹城は紫波郡にあったのである。紫波郡は弘仁2年(811)に新置された。それから僅か4年しか経ていない弘仁6年に、新置の紫波郡を放棄し徳丹城を施し、開拓前線を胆沢城まで縮少後退したのだ、という見解をとれば徳丹城廃止が理解できる。しかし、この解釈には無理がある。

まず前線を縮少しなければならなかつたような情勢は史料から全くうかがうことができない。このことは前述した。

つぎに「延喜式」神名式には紫波郡(斯波の文字があててある)が明記されてあって「斯波郡一座小、志賀理和氣神社」とある。そして志賀理和氣神は仁寿2年(852)には正5位下をおくられているから(「文德実錄」仁寿2年8月7日条)紫波郡は建郡から40年以上存続していたのではないか。紫波郡は陸奥最北端の夷族地接壤部である。そうであるから、越郡後も徳丹城の存在が必要でこそあれ廃止るべき理由を見い出しがたいのである。

徳丹城が弘仁6年以後も存続していたという明証は史料にはみえないが、紫波郡が存続していたとみなされる史料から間接に徳丹城の存続を推定するならば、斯波郡名を姓においている人物をあげることができる。徳丹城建置から22年後の承和2年(835)2月4日に俘囚黒5等吉弥候宇加奴・黒5等吉弥候志波宇志・黒5等吉弥候億可太等に物部斯波連と賜姓している(「續日本後紀」)、建置から27年後の承和7年(840)3月12日に俘夷物部斯波連宇賀奴を外從5位下に叙している(同上)。

- (6) 徳丹城建置から約65年を経た元慶2年(878)に出羽の夷族の大反乱があった。このとき陸奥征討軍が進んだコースが参考になる。疑問の6

出羽の反乱は秋田城(秋田市高清水岡)を襲撃するほどの大規模なものであったので、陸奥権介坂上好蔵は陸奥の兵2,000人を率いて救援に向った。行軍コースは「三代実錄」によれば「流瀬道より秋田にいたる」(10月12日条)、「流瀬路より来る」(元慶3

年3月2日条)とある。現在の岩手郡西根村寺田の七時雨山麓より二戸郡安代町荒屋を経て秋田県鹿角郡にいたる路線すなわち今の国鉄花輪線(盛岡駅→好摩駅→秋田県大館駅)である。多賀国府を起点としてみれば、北上川流域を北上し胆沢城守府を通過して、和賀・稗貫・紫波・岩手の4郡を通らなければならぬ大迂回コースである。徳丹城が存在していてこそ單行動の可能なコースであって、弘仁6年に徳丹城が廃止され防衛前線が胆沢城まで後退していたのであるならば、とうてい考えも及ばぬほどの大迂回コースである。

#### 第4節 徳丹城の機構

徳丹城は鎮守府胆沢城の北方最前線防衛基地として志波城に代って建設された陸奥国最北端の古代城柵であったことは前述したところであるが、その機構については徵すべき史料がまだ現存していない。しかし一時鎮兵500人が居たことは弘仁6年の太政官符によって明らかであるので、これを手がかりとして類推してみることにする。

元慶2年(878)から8年にかけて出羽国において夷族の大反乱があった際、秋田城と雄勝城との機構が『三代実録』に詳しくみえている(元慶3年6月26日条)。山羽における秋田城の機能は陸奥における鎮守府胆沢城のそれに相応しているし、雄勝城の機能は徳丹城のそれに対応している。雄勝城は秋田城の後方連絡基地であるのに対して徳丹城は鎮守府胆沢城の北方前衛基地である点が対照的だといえどもその相違点であるが、機構としては両城とも似ていたのではないか。そう思われる。そこで秋田・雄勝両城の兵員数を表示すれば

T a b . 6 秋田城・雄勝城の兵員表

	上級幹部				一般兵			以上 兵員総数
	校尉	旅師	火長	以上小計	列士	鎮兵	兵士	
秋田城	7人	16人	24人	47人	303人	450人	350人	1,150人
雄勝城	6	8	16	30	220	200	250	700

であるから、秋田城の場合は一般兵員1,103人(1,150人から上級幹部47人を減じた兵員)に対し上級幹部数は47人。この比率で徳丹城の鎮兵500人に対する上級幹部数を算出すれば22人余となる。雄勝城の例では一般兵員670人(700人から上級幹部30人を減じた兵員)に対し上級幹部数は30人であるから、この比率で徳丹城の鎮兵500人に対する上級幹部数を算出すれば21人余となり、秋田城の例から算出した人数とほぼ近似している。したがって、徳丹城に鎮兵500人がおかれていた頃には上級幹部(校尉・旅師・火長などの職階ごとの按分人員数は不明)は少くとも20人台の人員がおったのであろう。

\* 『三代実録』の流霞道(路)は吉田東伍の『大日本地名辞書』以来、流霞(ナガシグレ)の誤写誤伝であろうということになっており、諸書もこれに従っている。わたくしも結論的には賛成で霞は筆写の際に生じた誤字であろうとする脇想にも賛成である。しかし、霞を霧の誤字とみるよりも、むしろ霞(バク、小柄、しぐれ)という字を誤写したものと考えるほうが、字形や運筆順からいって妥当ではないかと思っている。

七時雨山はナナシグレである。

この流霞道(路)コースの初見は前述した坂上好満軍であるが(秋田城到着9月15日)、それより10日おくれて鎮守將車小野春風の率いた征軍がやはり流霞道(路)を通って秋田城に到着している。このように使用されていた古代の交通路であった。なお詳しく述べ板橋源『流霞道考』(奥羽史談46号、昭和41年)を参照いただきたい。

発掘成果のところでものべるように、徳丹城の規模は、ちょうど5百数十人の居住適当面積であったし、上級幹部の官舎規模も判明したのであった。

## 第5節 要 約

まず初めに徳丹城の先駆である志波城は延暦22年(803)の年頭に造営關係諸般の準備がなされ、田村麻呂によって年内に完成したものであることを、次の2点から考定した。

- ・(1) 陸奥における諸城査の策定進歩経過から類推できる。
  - (2) 造志波城使であった田村麻呂の官職の間歴から推定できる。
- 次に、徳丹城建置年代を以下の4点から弘仁4年(813)と考証した。
- (1) 後紀の弘仁4年3月から5年6月までの記事が欠落しているが、後紀の編纂總裁藤原綱嗣は彼の経歴からみて征夷開拓に深い関心をもっていたので、徳丹城建置を省略したとは考えがたい。しかるに現存の後紀には徳丹城建置がみえないということは、現在欠落している4年3月から5年6月までの間に徳丹城が建置されたことを記載してあったのではあるまいかと想定される。
  - (2) 織麻呂の間歴をみると、弘仁2年は爾蘇体征夷に暮れた1年であり、同3年は戦後処理として民力休養・蝦夷懷柔融和・辺境統治機構ならびに交通路整備の遂行に多忙をきわめた年である。これらの戦後処理が終ってから、同4年に徳丹城建置があったものと考定される。
  - (3) 後紀の欠落部分を補うために『日本紀略』をとりあげるにあたって、紀略は辺境記事を統紀や後紀によって記述する場合いかなる編集方針をとったかを検討し、その成果から徳丹城造営を弘仁4年と考証した。
  - (4) 徳丹城は弘仁5年11月には存在していた明証はあるが、しかしながら同5年中の策定ではなかったことを論証した。
- 以上のようにして建置年代は弘仁4年とみなされるのであるが、その廃絶年代は全く不明で廃絶年代である。これは、ひとり徳丹城に限ったことではなくて、国府多賀城・鎮守府胆沢城・出羽の秋田城はもとよりのことその他の東北古代城査のすべてが、そうなのである。しかし、出土した土器や瓦などの遺物から、おおよそ9世紀後半か10世紀初頭ごろであろう。

## 第II編 発掘調査の経過と成果

### 第1章 擬定地に関する従来の諸説

発掘調査によってその遺跡が発見されるまでは徳丹城擬定地に諸説があり畠一するところが擬定地諸説 なかった。諸説をあげると次のとくである。

- (1) 紫波郡紫波町古館（ふるだて）の城山（しろやま）説。伊能嘉矩の『遠野史纂』第1篇 16頁。大正10年の自序あり。
- (2) 紫波郡紫波町陣が岡説。藤原相之助の『日本先住民族史』209頁、大正5年。大槻如電の『駿路通』上巻91頁、明治44年。
- (3) 盛岡市太田の方八丁説。菅野義之助の『方八町は徳丹城の跡、源氏父子の作ったものではない』、岩手毎日新聞、大正14年12月12日。
- (4) 紫波郡矢巾町徳田北郡山説。吉田東伍の『大日本地名辞書』小笠原謙吉『志波城址と徳丹城址』岩手県史跡名勝天然記念物調査報告第2号、大正12年。
- (5) 紫波郡矢巾町徳田間野々（あいのの）説。山本賢三、猪ヶ石義書第1、昭和26年、翻写版。
- (6) 紫波郡矢巾町徳田の西徳田説。菅野義之助『陸奥移民開拓史の概要と志波城址を推定する迄の仕方に就いて』、史潮6卷2号、昭和11年。
- (7) 紫波郡矢巾町徳田説。水戸の『大日本史』卷301。  
藤岡良弼『日本地理志料』卷8。明治36年。昭和41年、臨川書店復刊。  
井上通泰『上代歴史地理新考』、東山道1441頁、昭和18年。  
大槻文彦『復軒雜誌』594頁、明治35年。
- (8) 熊田葦城『日本史蹟大系』第3巻、昭和10年。

## 諸説の紹介

これら諸説のうち、古館城山説と輝が岡説は共にその論拠を示していない。単なる憶説にすぎない。北郡山説は付近に海道町・太田などという地名があることからしこれは公道及び田の名残を見る事は出来まいか？というが論拠であるがし仮りに紫波郡徳田村大字北部山の地に徳丹城址を推定してみたいと思うととのべているところをみると確証があつてのことではなくこれまで希望的推測である。間野々説は旧篠田村地内の南部を占める大字間野々（小字岡村・舞地・分地・天工野・塚等）を中心に大字上橋（野中・新山野・三枚橋等）と大字東徳田の一部を含む地域において東西約1.5町、南北約1.8町にわたる地盤を擬定したものであるが、

Fig. 3 撮定地の現状写真

実証的発掘調査によつたのでは  
ない。したがつて論拠は明確で  
ない。現在まで知られている  
秋田県の払田（ほった）柵の地  
積は約 88 町歩であり、山形県  
城輪（きのわ）柵は約 52 町歩  
そして鎮守府胆沢城できえ約  
64 町歩という地積であるから  
これらの地積に対して間野々説  
の地積は約 270 町歩といふのは  
全く異例であつて、とても信用  
しがたいのである。

太田方八町説は発表後、提唱  
者自身によつて西徳田説に訂正  
されたのであるから、諸説と共に  
太田方八町説をここにあげる  
ことは適当ないのであるが、  
現在までに徳丹城撮定地はどの  
よう考へられて來ていたかと  
いう過程を知る便宜上から、い  
ちおうことに掲げることにした。

さて旧徳田村は昭和 40 年 3  
月 1 日、不動村、岩井村、<sup>岩井村</sup>岩山村とともに合併し矢巾村となり、矢巾村  
は最近町制をしき矢巾町となつ  
て現在にいたつている。7 番目に  
あげた徳田説といふのは合併

前の旧徳田村のことであり、旧

徳田村のうちに 4 番目の北郡山・5 番目の間野々・6 番目の西徳田は含まつてゐるのである。

であるから徳田説をさらに地域を絞つたのが北郡山・間野々・西徳田の 3 説であつて、徳田説  
といふのは實に漠然としているものである。

諸説のうちで最も早くから主唱されたのが徳田説で、『大日本史』に『考地図、郡山北有徳  
田村、此或徳丹遺名、豈後志波城于此、改称徳丹城乎、附待後考』とある。徳田は徳丹に似て  
いるからといふ地名に着目した推論である。

西徳田説は徳田説をさらに絞つた説で、論拠は同村西徳田尋常高等小学校の敷地より、東  
方に連接せる凡そ面積三丁四方ほどの地域は四周より少しく高く、その一部に、城ノ輪（きのわ）・  
城戸脇・城小屋等の名あるのみならず、此の城内一面には、地下に移民開拓当時の土器  
土師及び陶（すえ）の二種類の破片を含み、炉址また無数に存することを認め、なお、その東



① 城山（西より） ② 陣が岡（南より）  
③ 北郡山（東より） ④ 間野々（西より）

徳田小学校  
の敷地

方三町ほどの所よりは古瓦を出し、その北方5、6町を隔てたる地点には、多数の古墳があり<sup>1)</sup>というのである。城ノ輪（きのわ）という地名と出土遺物に着目された立論は認めらるべきである。ただし、城柵関係の建物跡とか地墳決定の端緒となる細列等を発見できぬまま敗戦にいたった。

\* 城ノ輪という地名に着目されたことは卓見であるが、城戸脇は城郭史からいえば中世以前のことばであり、城小輪（じょうごや）は常小輪等の文字もあてられ県下各地にあり5万分地形図にも散見しているものであって民俗学的に解釈さるべきものであるから、いまか

らみると積極的証拠とはならない。

さらに付言するならば、「しがはまた無数に存す」<sup>1)</sup>といふのは勞穴住居のか、或は掘立式建物遺構のホリカタかも知れない。

## 第2章 調査の経過

発掘がおこなわれたのは敗戦まもなくの昭和22年が最初で、それ以来昭和45年現在までの約24年間のうちに前後10次におよんでいる。それというのも、徳丹城跡擬定地については7説もあり、その崩壊するところがなかったからである。裏を返すならば、諸説が7つもあったということは、その遺跡が、まったくわからなくなっていたということである。忘却されてしまっている歴史的遺跡を探究するということは至難といわざるをえない。そのため、24年という思わずなる長年月を経過してしまったのである。

長年月にわたった発掘成果は後章において一括集約して述べることとし、ここでは発掘調査を、そのたびごとに要約して、ごく簡潔に回顧する程度にとどめようと思う。

### 第1次 昭和22年11月

昭和18年、徳田小学校南方の水田において暗渠排水工事中、2本の柱が発見されたことがあったから調査してほしいという川村仁左衛門氏（現在の仁左衛門氏の先代）の要請により、昭和22年11月の10日と11日の2日間、県の調査委員田中喜多美氏が発掘調査を実施した結果、つぎのようなことがわかった。

#### 1 発見遺物

F i g . 4 桜木の最初に発見された地域

遺構の説明

1 確認された遺物は、木

材11本であること。地下1尺5寸位に埋れていること。

2 その内8本は東西の線に並び、殆ど密接して居り、櫻木遺物に擬定されること。

3 残り3本は、右8本の最西端部より、北方に或る間隔を以って発見された事。

4 以上の遺物の位置方位を見るとLの形を呈しており、その以外の連繋が不明であることを。

5 発見木材は、径6寸位より9寸位に及ぶ丸太であること。

6 発見木材の材質は、栗及び松があつたこと。

7 櫻木2本を掘り出して見た結果、何れも尖端を削って居り、且つ打込み木柵と確認されたこと。恐らく全部尖端が削られてあるものと想像されること。

8 木材の先端に、目途穴代用の凹み刻みがあり、或る距離から、運ばれたことを示すと考えられること。



左の民家の屋敷名はキノワ。右の屋敷名はキノワカマド。

- 9 挖り出した二本の柵木は、一は、長さ3尺9寸、一は、5尺3寸あったこと。
- 10 挖り出した柵木は、立会人は、普通柵木の例の如く倒き木と推定していること。
- 地質及び土壤
- 1 発見された場所は、北上河段丘に属する地域であって、平地に介在していること。
  - 2 柵木の遺っている所は、第2期北上河段丘に属する台地間であって、地層より見て、古代の沼沢地と考えられること。
  - 3 柵木発見箇所は、土壤が擾乱された形跡の無いこと。
  - 4 遺物発見箇所は、古代の沼沢地である為め、多湿性土壤をなし、柵木遺存に適したこと。

## 遺構の判定

## 遺物の総合結論

- 1 発見遺物に依って考えると、沼沢又は塙溝等の護岸工作物とは考えられない。
- 2 発見遺物の配置から見ると、方形西南隅（板橋言、隅の誤植か？）柵木か、或は内部に建造物を伴う遺址か不明である。
- 3 一列に密接して木材を立て並べてあるものを基準として推考すると、一応し柵木遺物と称してよいと考える。

## 地表の変革

今回発見の柵木遺物を以って古代城柵とし、この地域の変革を推測するに、地表に於て少く共、三次の変革が算えられる。

第一は、鹿妻塙水路の滲潤に依って、水田が急速に発達し、地表を著しく変換した場合。第二は今の国道<sup>もじこう</sup>の貫通に依って地表に変化を来たした場合。第三は明治大正期の畠地を水田に変換した場合等である。

今より一千百三十余年の昔の城柵遺構が、斯くの如き、地表の変化に依って、極めて確認し難いものになっていると同時に、爾今の調査は地下に未発見の資料を探すことが、唯一の希望条件となって来る。この点今回の柵木発見は重要視すべき事柄である。<sup>\*</sup> 7

このとき発見された柱脚は、このあとの発掘調査によって南辺外柵の1部と南辺外柵列上に架設されたT2柵の1部であったことが明確になった。

## 第2次 昭和30年

昭和28年12月3日、当時の施田村大字西徳田字五百刈田（徳田小・中併設学校防火用水池とそれに接続する南部の水田）において、川村憲氏（その後襲名し仁左衛門）。川村氏は当地方の旧家で、当主になったものは代々仁左衛門を襲名することになっている。したがって家号も仁左衛門屋敷である。）等の努力によって柱脚が発見された。これを機縁として翌4日、県教育庁社会教育課の指示により板橋は社教課小形信夫主事および岩手大学史学第1研究室所属学生島千秋・吉田努・菊池郁雄（旧姓皆原）、瀬川司男（旧姓千葉）の諸氏と共に実地調査をした結果、粗沢城跡で発見の柱脚と酷似し、出土土器からみて蝦夷征討開拓期の遺構の1部で

\* 田中喜多美「紫波郡施田村徳田柵木遺物」、昭和25  
年火葬名勝天然記念物調査報告、岩手県教育委員会。

伊藤清司「徳田遺跡試掘の報告」、岩手史学研究1号、  
昭和23年。

はないかと考えられるにいたった。

そこで第2次発掘が左記要項により実施されることとなった。

1 調査の主体 岩手県教育委員会

2 調査期間 昭和30年4月21日より同24日までの4日間

3 調査員

岩手大学教授・県文化財専門委員

板 橋 源

補助員

岩手大学史学研究室学生 菅原伸雄・千葉司男・吉田努・島千秋・栗村知弘・勝股国男・菅原弘太郎。このほかに研究室卒業生紹野博夫の来援をえた。

鹿 務

岩手県教育委員会主事

山 内 一

調査期間中は全日晴天。矢巾村徳田第6地割10番地（徳田小・中併設学校防火用水池に隣接するすぐ南の水田）において建物遺構を発見。所期の成果を収めることができたのは矢巾村村長高橋重平・徳田中学校長中野正興・矢巾村教育長広田勘次郎・地主宮徳清諸氏の理解と援助、さらに川村彦氏の全面的協力によるものであった。このとき検出の建物遺構が、この後のB1建物の発掘の有力な指針となったりし、またこれから発掘によりこの遺構が城の中央に位置する主要建物（B1）であったことが明らかになったのである。

B1建物の  
検出

### 第3次 昭和31年

旧徳田村地内で耕地整理作業がおこなわれ、昭和31年度をもって完成する予定になっていた。しかも31年度の事業予定地は前年度の発掘調査によって検出された柱脚建物遺構を含む地域であるので、耕地整理によって現状変更をきたす以前に、前年度確認の柱脚遺構と関連する遺跡の存否を検証し、あわせてもしもこの地域が徳丹城跡であるとするならば、その地積を決定すべき何等かの端緒を発掘により実証的に捕捉することができるかどうか。ということを当面の目的として左記要項により第3次発掘が実施された。

1 調査の主体 矢巾村教育委員会

2 調査の期間 昭和31年11月5日より同14日までの10日間

3 調査員

岩手大学教授・県文化財専門委員

板 橋 源

県文化財専門委員

田 中 喜多美

川村 仁左衛門

補助員

岩手大学史学研究室佐々木博康・県立紫波高等学校教諭紹野博夫・岩手大学史学研究室卒業生島千秋・同所属学生勝股国夫・菅原弘太郎・阿部省吾・伊藤正・金沢光孝・斎藤淳・朴沢正耕・県立紫波高等学校卒業生ならびに生徒諸君。

\* 板橋源「岩手県紫波郡矢巾村徳田遺跡調査報告書」昭和32年。

丹城城定地-1、岩手大学学芸学部研究室報第12巻、

## 庶務

徳田中学校校長

中野正興

11月5日晴。6日曇時々雨。7日・8日・9日・10日晴。11日雨、12日曇時々雨。

B2・B3  
建物の検出

13日雨。14日曇時々雨。掘立式柱脚の建物跡が、前年度検出の建物遺構の南東部において発見された。これと複合する堅穴住居跡・溝跡・土師須恵の破片・砥石・金属製釣針・土製纺錠車なども発見され、征夷開拓期の遺跡であることが、ほぼ明らかとなった。

## 第4次 昭和40年

昭和40年になって、この地域を含む広汎な地域にわたり上水道工事が施行されることとなり、事前調査をしようということになったのが今回の発掘調査である。上水道工事は調査期間中の11月7日から開始されたのであった。こういった緊迫状況のうちに実施されたのが第4次発掘調査であった。

1 調査の主体 岩手県教育委員会（代表 県教育長 工藤巖）

2 協力 矢巾村教育委員会（教育長 佐々木甚一郎）

3 調査の期間 昭和40年11月1日より同15日までの15日間

## 4 調査員

岩手大学教授・県文化財専門委員

板橋源

県文化財専門委員

田中喜多美

岩手大学文部技官

佐々木博康

矢巾村文化財調査委員

川村仁左衛門

紫波郡長岡小学校教諭

佐藤正雄

補助員

岩手大学史学研究室所属学生木村幸治・新沼武秀・八重樫良宏・早川邦武・小笠原文保・

熊谷久・菊池準子・高橋進子・高橋均・山本誠・菅原弘子・畠慧子・人首育子

## 庶務

県教育庁文化財係長

笹島弘夫

矢巾村教育委員会主事

阿部三夫

同総務係長

松本隆

以上のはかに矢巾村文化財調査委員藤原善一・高橋精悦・土地所有者斎藤千助（屋号きのわ）の援助をいただいた。

## 5 調査予定地域

所 在 地	地 目	面 積	所 有 者
○大字西徳田第7地割風張1番	宅 地	473坪	中 村 与次郎

\* 板橋源・岩手県紫波郡矢巾村徳田遺跡調査報告書

昭和32年。

丹城観定地-7、岩手大学芸術学部研究年報第12卷、

2番	畠	4・8・11歩	中村与次郎
3番の1	宅地	430坪	藤島カネ
3番の2	畠	1・2・06	"
3番の3	"	9・21	"
4番	"	1・9・18	高館一郎
5番の1	"	5・19	中村与次郎
5番の7	宅地	283坪	"
6番	畠	2・0・22	高館ウメノ
7番	宅地	449坪	高館精悦
8番	畠	1・0・04	高館一郎
9番	"	1・5・22	"
10番の1	宅地	680坪	"

○大字西徳田第6地割五百刈田1番	宅地	601坪	斎藤千助
2番の1	畠	1・2・01	斎藤新太郎
2番の2	"	1・1・01	斎藤千助
3番	宅地	248坪	"
27番	畠	2・2・28	"
28番の1	"	2・7・07	斎藤新太郎
28番の2	"	2・0・3	"
29番	"	6・0・0	"
30番	宅地	413坪	"
31番	"	300坪	吉田福蔵
32番	畠	2・0・01	高館一郎
33番	"	1・0・19	吉田福蔵
34番の2	"	5・1・0	吉田久一
34番の3	"	4・1・6	高館ウメノ
53番	学校用地	5,469坪	矢巾村
59番の1	畠	8・0・9	藤島武雄
61番の2	"	1・9・02	"
62番の7	"	2・4・04	吉田孝一

○大字東徳田第10地割川村8番	田	6・1・0	斎藤千助
9番	田	0・1・8	斎藤千助
10番	"	0・2・2	"
11番	"	1・0・2	"
12番	"	0・1・3	斎藤捨三
13番	"	0・2・9	吉田清松
14番	"	1・0・8	吉田喜八
15番	"	1・0・4	戸塚三郎

但し、期間中3日間は雨、2日間は風雪という悪天候であったので仕事がいちいちしく阻害され、予定のごとく進捗しなかったので、前掲表のうち○印をつけた地域だけに限って発掘した。なお、発掘届書に記載した前掲表以外に、次のような地番の地域を追加発掘した。

所 在 地	地 目	所 有 者
大字東徳田第10地割川村1番	田	斎藤千助
" 2番	田	斎藤千助
" 3番	田	"
" 4番	田	"
" 5番の1	田	"
" 6番	田	"
" 7番	田	"
" 22番の内	田	阿部徳藏
" 23番	田	高館清一
" 24番の内	田	川村新太郎
" 25番	田	"
大字東徳田第9地割梅木前(うめきまえ)13番	田	斎藤梅吉
" 14番	田	斎藤梅吉
" 18番	田	宮徳清
" 19番	田	"
大字東徳田第5地割107番	田	川村栄次郎
大字西徳田第3地割251番	田	川村栄次郎
大字西徳田第6地割五百刈田217番	村道	矢山村

このたびの発掘成果は次のとくである。摘要すると

- 成果の要約 (1) 曲折している南辺柵列は約38.9m<sup>39.3m20</sup>の長さであり、柵列柱脚のうちには既に永年の間には抜き去られた部分もあるが、柵木は201本残存していた。出羽側の払田柵(秋田県)、城輪柵(秋田県)は知られていたが、陣奥側で、このような柵列が発見されたのは、このときが最初である。
- (2) 南辺柵列と西辺柵列が交差する西南隅の隅櫓(T4)が発見された。
- (3) 南辺柵列をはさんで柵列上に架設された柵跡が3か所(T1・T2・T3)発見された。柵列の中間ににおいて構築された柵跡が発見されたのは、わが国においては今回が最初である。
- (4) 以上の成果により、この遺跡は徳丹城跡であることが、ほぼ確定できるのではないか。そういう予想がえられた。

## 第5次 昭和41年

前回の第4次調査された遺跡は盛岡市の中央都心部から南方約9kmぐらいのところにあり、国道4号線(東京-青森間)により交通至便の場所である。この国道4号線は遺跡地内を南北に通じていて盛岡市からバスで30分程度の近距離である。そのため、盛岡市のベッド・タウンとしての宅地造成や各種の工場が急速に建設されるようになった。

Fig. 5 調査記念写真(第5次)

徳丹城の西辺柵列があるので

はないかと想定される場所には

巨大な遠山プラスチック倉庫と

丸和工業鉄工所が既に建設され

たし、岩手織維会社の工場敷地

の造成工事も完了するなど、工

場や宅地造成が急速に進行して

いるので、国費の補助を得て緊

急に実施されたのが第5次調査であった。



1 調査の主体 岩手県教育委員会(代表 工藤巖教育長)

2 協力 矢巾村教育委員会(代表 金子三郎教育長)

3 調査の期間 昭和41年3月15日より同31日までの17日間

4 調査員

岩手大学教授・県文化財専門委員	板橋 源
-----------------	------

県文化財専門委員	田中 喜多美
----------	--------

矢巾村文化財調査委員	川村 仁左衛門
------------	---------

岩手大学文部技官	佐々木 博 康
----------	---------

補助員

岩手大学史学研究室卒業生島千秋・同学生木村幸治・小笠原文保・熊谷久・高橋武志・新

沼武秀・早川邦武・菊池翠子・八重樫良宏・高橋蓮子・荒武文・高橋均・山本誠

庶務

県教育庁文化財係長	笹島 弘夫
-----------	-------

矢巾村教育委員会主事	阿部 三夫
------------	-------

5 調査予定地域

所 在 地	地 目	面 積	所 有 者
大字西徳田第5地割字田郷168番	会社敷地	反 歩 歩 1・4・0 3	岩 手 織 維
大字西徳田第5地割字田郷169番	会社敷地	8・0 8	岩 手 織 維
# 170番	"	8・0 8	"
# 171番	"	8・0 8	"
# 172番の1	"	9・1 7	"
# 173番の1	田	1・0・1 2	島 田 繁 藏
# 174番の1	"	1・0・1 2	"
# 175番の1	"	8・0 5	"
# 177番	烟	7・0 9	宮 甚 七
# 178番の1	田	1・0 0	川 村 輝 雄
# 178番の2	"	4・2 8	吉 田 キ ョ
# 179番	"	5・2 1	"

	183番	田	・16	朝倉 門三
	184番	田	・22	*
	185番	田	・28	吉田 初之丞
	193番	田	・28	朝倉 門三
	194番の1	田	・18	*
	194番の2	田	・10	亀沢 忠命
	195番	田	・29	吉田 初之丞
同第4地割字田郷前39番の1		田	1・0・12	吉田 初之丞
同第4地割字田郷前39番の2		田	1・0・12	吉田 初之丞
	40番	田	1・0・12	*
	41番の2	田	・8・12	藤原 忠志
	42番	田	1・0・12	*
	43番	田	1・0・12	畠山 リツ
	44番	田	1・0・12	*
	45番	田	1・0・12	*
	46番の1	田	9・16	畠山 源一郎
	47番	田	9・04	*
同第3地割字西前76番		宅 地	5・11	川村 利八
	77番	宅 地	・09	川村 利八
	78番の1	宅 地	1・08	斎藤 市太郎
	79番	宅 地	4・76	*
	211番	田	・19	川村 利八
	212番	田	・29	*
	213番	田	・28	斎藤 市太郎
	214番	田	・24	高館 サメ
	215番	田	・24	阿部 徳藏
	216番	田	・20	吉田 夕力
	217番	田	1・15	阿部 徳藏
	218番	田	1・19	川村 利八
	219番	田	1・21	*
	220番	田	1・17	宮 貞雄
	221番	田	1・00	高館 一郎
	222番	田	1・04	*
	223番	田	・29	*
	224番	田	1・00	*
	225番	田	3・03	藤島 光助
	226番	田	1・4・18	斎藤 市太郎
	232番	田	1・0・12	*
	233番	田	1・0・12	*
	234番	田	1・0・12	*
	235番	田	1・0・12	*
	236番	田	1・0・12	*

237番		1・0・12	斎藤 市太郎
238番		1・0・12	遠山 公男
239番		1・0・12	"
240番		1・0・12	"
241番		1・0・12	"
242番		1・0・12	"
243番		1・0・12	"
244番		1・0・12	"
245番の1	宅地	2・11	斎藤 信雄
245番の2		2・11	小笠原 辰男
245番の3		3・02	斎藤 市太郎
245番の4		3・02	"
246番		1・0・12	245に合併
247番	田	1・0・12	照井 正三郎
248番		1・0・14	宮 貞雄
249番の2		9・12	"
250番		1・0・12	子玉 淳

但し発掘期間14日のうち全日晴れたのは僅か5日間だけで、他は雨と雪と烈風であった。そのため作業不可能な日が3日間もあって、発掘はいちぢるしく阻害された。なお、発掘届書に記載した前掲表以外に、次のような地番の地域を追加発掘した。調査期間中に三八五貨物会社の敷地埋立工事が開始されたからである。

所 在 地	地 目	所 有 者
大字西徳田第5地割字田郷203番	田	宮 章
" 204番	"	"
" 205番	"	三八五貨物
" 206番	"	"
" 207番	"	"

このたびの発掘で、前回発見された南辺柵列の西端で直角に北へ向う西辺柵列約353m50m成果の要約が発見された。このような長大な古代東北征夷開拓期の城柵の柵列が発見された例は、これが3度目である。昭和5年に発見された秋田県弘田柵が最初であって、2番目は昭和6年に発見された山形県の城輪柵である。弘田柵も城輪柵とともに出羽国であるから、陸奥国としては、この発見が最初ということになる。

西辺柵列をはさんで柵跡も4か所(T5・T6・T7・T8)発見された。前回第4次発掘で南辺柵列をはさんで存在する柵は3か所発見されてあったので、計7か所発見されたことになる。このように柵列をはさんで柵列上に架設されてある柵が発見されたのは、東北古代城柵としては、この遺跡が最初である。

西辺柵列において門跡も発見された。おそらく外柵西門跡（G1）であろう。この遺跡において門跡が発見されたのは今回が最初である。西門の構造は払田・城輪の2柵や脇沢城跡の門と同じであるので、この遺跡が能丹城跡であるとの公算がほぼ確定となった。

## 第6次 昭和42年3月

第4次調査で南辺柵列の1部約389m×50（残存柵木201本）と柵列をはさんで柵列上に架設された柵跡3か所のほかに推定四周柵列の西南隅にあたる隅柵跡（T4）が発見された。第5次調査では西南隅の隅柵から直角に北方へ向って伸びている柵列（西辺柵列）約353m×50と、この柵列上に架設された柵跡4か所と西門跡が発見された。そこで、これらの柵列は内柵なのか、それとも外柵なのか。この点を究明することを主眼とし、国庫の補助をうけて実施されたのが今次調査である。

1 調査の主体 岩手県教育委員会（代表 工藤巖教育長）

2 協力 矢巾町教育委員会（代表 金子三郎教育長）

3 調査の期間 昭和42年3月16日より同30日までの15日間

## 4 調査員

岩手大学教授・県文化財専門委員

板橋 源

矢巾町文化財調査委員

川村 仁左衛門

岩手大学文部技官

佐々木 博康

盛岡市立下小路中学校教諭

島 千秋

## 補助員

岩手大学史学研究室所属学生荒武文・高橋均・千葉剛・山本誠・小野寺章・川又正則・熊

坂覚

## 庶務

県教育庁文化財係長

笠島 弘夫

同 主事

鈴木 信吉

矢巾町教育委員会主事

河部 三夫

なお、川村利八・斎藤金次郎の両氏より多大の援助をいただいた。

## 5 調査予定地域

(1) 西辺柵列の北端限界探索のため（矢巾 県道北西地区）

所 在 地	地 目	面積(m <sup>2</sup> )	所 有 者
西側田第5地割字田郷93の2	田	985	佐々木 カルエ
94の1	田	959	佐々木 カルエ

(ii) 第5次発見の西辺柵列が外柵なのか、それとも内柵なのかを検証するため（西辺柵列のさらに西方地区）

所 在 地	地 目	面積 (m <sup>2</sup> )	所 有 者
西徳田第3地割字西前99	田	1 0 6 5	川 村 長十郎
西徳田第3地割字西前100	田	1 0 4 3	川 村 庄 吉
" 148	"	1 0 3 5	川 村 利 八
" 149	"	1 0 5 2	"
" 185	"	1 0 3 7	斎 藤 金次郎
" 186	"	1 0 4 2	"
東徳田第5地割字田浦27	田	1 0 9 0	佐 藤 クニ外8名
東徳田第5地割字田浦60	田	8 9 5	高 橋 啓 悅
" 61	"	1 0 6 1	"
" 80	"	9 1 2	高 橋 栄 一
" 97	"	9 2 0	"

(イ) 第4次発見の南辺柵列が外柵なのか、それとも内柵なのかを検証するため(西南隅のT4橋南方地区)

所 在 地	地 目	面積 (m <sup>2</sup> )	所 有 者
東徳田第5地割字田浦115	田	1 0 6 0	川 村 増 子
東徳田第6地割字谷地154の1	田	5 3 8	照 井 五 郎
" 158	田	1 0 4 5	斎 藤 梅 吉

(乙) 宅地造成にともなう緊急調査として(矢巾口県道北東地区・矢巾口県道南東地区・田揮堀橋北東地区・西辺柵列上の最北の橋(T8)地区)

所 在 地	地 目	面積 (m <sup>2</sup> )	所 有 者
西徳田第6地割字五百刈田177	田	9 4 1	吉 田 藤 一
西徳田第6地割字五百刈田157	田	8 5 0	吉 田 藤 一
" 159	"	1 0 2 7	吉 田 文 一
" 166	"	1 7 1 8	吉 田 藤 一
" 169	"	5 3 9	"
西徳田第5地割字田郷136	田	5 8 6	菊 池 佐太郎
" 138の1	田	4 4 9	川 村 サン
西徳田第3地割字西前198	田	1 5 2	斎 藤 市太郎
" 205	"	1 1 2	"
" 206	"	9 2	吉 田 タカ
" 207	"	9 0	照 井 正三郎
" 210	"	9 6	宮 貞 雄
" 217	"	1 4 9	阿 部 徳 敏
" 256	"	1 2 1	吉 田 久 一
" 258	"	1 2 9	"

西徳田第3地割字西前 259	田	114	吉田久一
# 260	#	828	#
# 261	#	605	#
# 265の1	#	103	子玉京子
# 265の2	#	66	下里敷健三

今回の調査予定期間は15日間であったが全日晴は5日間(16・17・21・26・30日)、曇1日(19日)だけであって、雪の降った日は5日間(20・22・23・24・28日)、全日雨は2日間(18・27日)、半日雨は2日(25・29日)というように天候にめぐまれなかったので予定を2日間延長せざるを得なかつた。それなのに3月31日も雨。幸にも4月1日は晴天であったので、いちおうの締めくくりができた。

**成果の要約** 今回の発掘で、第4次発見の南辺柵列も第5次発掘の西辺柵列も、ともに内柵ではなくて外柵であることが明確となつた。また、西辺外柵の最北の柵のさらに東方においても柵跡が発見された(T9)。これが有力な端緒となって次の発掘で北辺外柵列と北門(G2)が確認されることになったのである。

## 第7次 昭和42年11月

南辺外柵列の東端はどこなのか、北辺外柵列はどこにあるのか、さらに北門・南門・東門は果してどこなのか(西門跡は第5次で検出されている)、そういう課題を究明するため、国庫の補助をうけて今次の発掘が実施されることになった。

1 調査の主体 岩手県教育委員会(代表 塩山清之助教育長)

2 協力 矢巾町教育委員会(代表 金子三郎教育長)

3 調査の期間 昭和42年11月2日より同21日までの20日間

4 調査員

岩手大学教授・県文化財専門委員

板橋源

矢巾町文化財調査委員

川村仁左衛門

岩手大学文部技官

佐々木博康

補助員

岩手大学史学研究室所属学生小野寺章・加藤邦忠・川又正則・菊池忠昭・久保泰・熊坂覚斎・藤哲・伊藤八郎・歌野邦昭・鈴木隆英。その他、研究室卒業生島千秋・木村幸治をはじめとして在学生山本誠・高橋均・人首育子・相内康子・千葉剛・桐生美佐子・佐藤信子諸氏が随時来援してくれた。

庶務

県教育庁文化財係長

佐藤昭一

同 主事

柴内聖三

矢巾町教育委員会社会教係長

阿部三夫

同 主事

尾民夫

以上のはかに例年のごとく川村利八・吉田孫之丞・齊藤金次郎の諸氏ならびに県立盛岡農

業高等学校矢巾分校の生徒諸君の援助をうけた。風雨の日もあつたし、風雪の日もあつたが、所期の成果をあげることができたことを思うと、その御懇情は銘記せずにはおられないである。

#### 調査予定地域

所 在 地	所 有 者	地 目	地主の住所
西徳田第8地割23	龜沢正蔵	田	西徳田
西徳田第8地割24	吉田初之丞	田	西徳田
# 25	"	"	"
# 26	吉田市兵衛	"	"
# 27	"	"	"
# 28	"	"	"
# 61	"	"	"
# 29	吉田三五郎	"	"
# 30の2	"	"	"
# 30の1	宮 章	"	"
# 31	"	"	"
# 32の1	"	"	"
# 54	藤島光助	"	"
# 56	"	"	"
# 57	"	"	"
# 58	"	"	"
# 55	子玉泰子	"	"
# 59	中村与太郎	"	"
# 60	"	"	"
# 62	"	"	"
# 63	"	"	"
# 64	吉田キヨ	"	"
# 65	"	"	"
西徳田第7地割字風張106の1	吉田孫之丞	畠	"
西徳田第7地割字風張105の1	吉田幸助	畠	"
# 101	吉田甫	田	"
# 108	"	"	"
# 112	"	"	"
# 115	"	"	"
# 138	"	"	"
# 139	"	"	"
# 136	"	"	"
# 140	"	"	"
# 141	"	"	"
# 142	"	"	"
# 143	"	"	"
# 131の1	"	"	"
# 131の3	"	"	"
# 145	吉田佐助	"	"
# 109の3	"	畠	"
# 116の2	吉田五郎	"	"
# 116の3	"	"	"

	144	吉田五郎	田	西徳田
	146	"	"	"
	110	吉田佐助	宅地	"
	131の4	吉田甫	畠	"
	120の1	"	"	"
	126	斎藤千助	"	"
東徳田第10地割字川村16		川村新太郎	田	西徳田
東徳田第10地割字川村17		藤原与三郎	田	西徳田
	18	川村亀吉	田	東徳田
	19	川村金之丞	"	西徳田
	20	川村昭久	"	"
	21の1	"	"	"
	21の2	川村新太郎	"	"
	22の1	"	"	"
	22の2	阿部徳蔵	"	"
	23	川村新太郎	"	"
	24	"	"	田
	32の1	川村専太郎	"	東徳田
	32の2	"	"	"
	32の4	"	"	"
	34の1	川村仁左衛門	宅地	"
	34の7	"	畠	"
	34の5	"	"	"
	34の11	"	"	"
	82	川村新太郎	"	"
	83	"	"	"
	84	"	"	"
	85	"	"	"
	86	"	"	"
	87	"	"	"
	89	"	"	"
	90	"	"	"
	92	"	"	"
	94の1	川村仁左衛門	"	"
	94の2	川村定郎	"	"
	97	川村悌子	"	"
	98	川村寛一	田	"
	36	川村仁左衛門	"	"
	40	川村重内	"	"

以上が発掘届書に記載したものであるが、調査の進捗するにつれて追加した地域は次のごとくである。

(イ)南辺外縁列の東端探索のため追加したので(T1櫓東方地区)

所 在 地	地 目	面積(分)	所 有 者	所有者住所
東徳田第10地割字川村30	田	1155	吉田善之助	東徳田
東徳田第10地割字川村30の2	田	813	川村専太郎	東徳田
# 92	#	539	川村新太郎	西徳田

#	94の1	#	384	川村 仁左衛門	東 德 田
#	94の2	#	154	川村 定郎	"
#	95	#	497	川村 仁左衛門	"
#	98	#	497	川村 寛一	"

(e) 北辺外柵列の東端を究明するため追加したので(T 8 檜の東方6丁地区)

西徳田第7地割字風張146	田	873	吉田五郎	西 德 田
---------------	---	-----	------	-------

(f) 北門(G2)跡を究明するため追加したので(北門地区)

西徳田第6地割字五百刈田55の1	畑	1380	川村梅吉	西 徳 田
56の1	#	1348	川村金之丞	西 徳 田

(g) 北辺外柵列とその柵列上に架設された柵跡を究明するために追加(北辺柵列地区)

西徳田第6地割字五百刈田55の2	宅 地	580	斎藤梅吉	西 徳 田
58の2	宅 地	942	谷村長三郎	西 徳 田 公 民 館
59の2	#	3223	藤島武雄	西 徳 田
61の7	畑	2393	吉田孝一	"
61の8	田	813	"	"
西徳田第7地割字風張10の3	#	657	高館一郎	西 徳 田

(h) 南門(G3)跡検出のため(南門地区)

西徳田第6地割字五百刈田8	神 境 内 地	1152	宗教法人 徳田神社	宗教法人 徳田神社
---------------	---------	------	--------------	--------------

(i) 東門跡究明のため(東門地区)

西徳田第6地割字五百刈田28の1	畑	2701	斎藤新太郎	西 徳 田
西徳田第7地割字風張6	畑	2057	高館精悦	西 徳 田

(j) 宅地造成による緊急発掘調査のため追加(館畠地区)

西徳田第6地割字五百刈田87	畑	1283	菅原三郎	盛岡市馬場 町2の10
----------------	---	------	------	----------------

今回の調査期間は、この遺跡について従来にない最大長期のものであった。調査期間中、大

候にめぐまれ、雨の日は僅かに4日だけ、雪の日（12日）は1日にすぎなかつたので調査能率をあげることができた。

**成果の要約** 今次の調査で北門跡（G2）・南門跡（G3）東北隅の隅櫓跡（T10）などが発見されたので、その規模が明確になったし、そのほかに南門跡において古瓦も発見された。今までのところ、これが古代陸奥における古瓦の北限である。但し、今までの発掘により西門跡・北門跡・南門跡も判明したので、東門跡もほぼ見当がついたのであったが、その場所は民家になつてゐるので発掘はできなかつた。

### 第8次 昭和43年

これまでの発掘により徳丹城の規模がわかつたし、それで現在の徳田小学校は、ほぼ城柵遺跡の中心敷地であつただろうと推測されるにいたつた。ところが徳田小学校敷地内にプールが今年度中に建設されることになったのである。そこで左記要領による緊急調査となつた。

1 調査の主体 矢巾町教育委員会（代表 金子三郎教育長）

2 調査の期間 昭和43年4月1日より同4日までの4日間

3 調査員

岩手大学教授・県文化財専門委員

板橋 源

矢巾町文化財調査委員

川村 仁左衛門

岩手大学文部技官

佐々木 博康

補助員

岩手大学史学研究室所属学生川又正則・熊坂覚・斎藤哲・伊藤八郎・鈴木隆英

庶務

矢巾町教育委員会社会教係長

阿部 三夫

同 主事

内川 英夫

以上のはかに例年のごとく川村利八氏より多大の援助をいただいた。

5 調査予定地域

小学校プール敷地 876m<sup>2</sup>

古井戸跡 24m<sup>2</sup>

古井戸は西徳田第6地割字五百刈田87番の畠の端にあり崩壊に瀕しているので時間の余裕があるならば、あわせて調査する予定。所有者は菅原三郎氏（盛岡市馬場町2の10）。

調査期間4日のうち1日だけ雨と雲と風にあつただけで他は晴であったので調査は予定どおり進んだ。

**成果の要約** プール建設予定敷地内で建物の1部である掘立式柱脚のホリカタ2か所発見されたが、これを端緒に遺跡の全容を追求することはしなかつた。当初からプール建設予定敷地だけを調査することにしていたからである。古井戸は出土品からみて、古代のものではなかつた。

### 第9次 昭和44年

徳田小学校は明治40年5月3日の創立であるが、昭和20年8月25日に焼失し、翌年12月1日に新築されたのが現存の木造校舎である。いまとなっては危険校舎と認定されたので昭和44年度から3か年計画でコンクリート3階建に改築されることになった。そこで、新校舎建築以前に新敷地内に遺跡の存否を検証するため通算して第9次の調査が左記要項により実施されることになった。

- 1 調査の主体 矢巾町教育委員会（代表 金子三郎教育長）
- 2 発掘予定地の所在 岩手県紫波郡矢巾町大字西徳田6の53
- 3 発掘予定地積 第1期校舎改築建設敷地 330m<sup>2</sup>

徳田小学校防火用水池のうちの約180m<sup>2</sup>

計約510m<sup>2</sup>

- 4 調査期間 昭和44年6月4日より同10日までの7日間

#### 5 調査員

岩手大学教授・県文化財専門委員

板橋 源

矢巾町文化財調査委員

川村 仁左衛門

岩手大学文部技官

佐々木 博康

#### 補助員

岩手大学史学研究室所属学生阿部牧雄・岩渕久・境田和男・高橋隆藏・小山哲雄・田村壮一  
庶務

矢巾町教育委員会社会係長

阿部 三夫

同 主事

内川 英夫

同

川原 博

なお、地もとの川村利八氏のほか岩手大学史学研究室卒業生久保泰・同学生鈴木隆英・伊藤幸子・桐生美佐子・千葉清・佐藤徳子・人見由美子諸氏の援助をいただいた。

調査期間中、雨天は1日だけ（6月6日）で、その他の晴天が豊だったので作業は予定のごとく進んだ。それで建物跡が1棟発見された。その詳細については章をあらためて一括しての 成果の要約することにする。

#### 第10次 昭和45年

この遺跡は、昭和22年の調査から通算して昭和44年6月まで9次にわたって発掘がなされ、その成果によって昭和44年8月5日に「徳丹城跡」として国の史跡に指定されるにいたったのである。

ところが指定地域内の地主高館一郎氏から住宅新築にともなう現状変更の申請がだされるにいたったので、国費および県費の助成をえて、事前に緊急調査を左記要項により実施することとなった次第である。

- 1 調査の主体 矢巾町教育委員会（代表 金子三郎教育長）

- 2 発掘予定地の所在 矢巾町大字西徳田6地割33番

- 3 発掘予定地の面積と地目 1989m<sup>2</sup>（2反1歩）、畠地（リソゴ開）

## 4 調査期間 昭和45年5月8日より同15日までの8日間

## 5 調査員

岩手大学教授・県文化財専門委員

板橋 源

矢巾町文化財調査委員

川村 仁左衛門

同

菊池 象司

岩手大学文部技官

佐々木 博康

補助員

岩手大学史学研究室所属学生阿部牧雄・岩渕久・高橋芳久・光井文行・鈴鹿良一・後藤充子・人見由美子

庶務

矢巾町教育委員会社会教係長

阿部 三夫

同 主事

内川 英夫

同公民館主事

川原 博

なお、例年のごとく川村利八氏、徳田小学校（鷹賀直治校長）生徒多数（白沢富夫・高橋清人両教諭引率）、国生尚（一関市立工業高等学校）、岩手大学史学研究室所属学生高橋隆藏・四井謙吉・鈴木隆英・吉田洋諸氏の援助をうけた。

調査期間8日のうち前半5日間は雨天であったが、ほぼ予定のごとく作業は進んだ。これは補助員諸氏の努力のたまものであった。

**成果の要約** 今回は建物跡3棟分と東西方向に走る溝、竪穴住居跡8か所が検出された。その詳細については章をあらためて一括してのべることにするが、竪穴住居を精査する時間の余裕がなかったので、平面実測図にとどめる程度にし、精査を省略した。

### 第3章 発掘調査の成果

## 第1節 遺 跡

## 1 德丹城跡の概観

第1次(昭和22年度)より第10次(昭和45年度)までの調査によつて検出された主な遺構は建物、柵、門、堀、溝および土壠などである。その成果を集約して模式化するとFig.6のこととなる。それで調査の成果を述べる前にFig.6について若干の説明を加え、それから城跡の内部遺構、外縁部と外柵に付属する遺構(門・柵)、外柵外部の遺構という順に項目をたてて、のべることにする。

調査で判明した徳丹城跡の外堀は一  
周約3町のはば方形である。方形では  
あるが東北隅と東南隅の2隅は直角で  
はなくて図のごとく曲折していた。外  
堀の各々の辺の中央には門跡があり、  
外堀にのって200余尺の間隔で図の  
ごとく櫓跡も存在していた。堀内部に  
おいては掘立柱による建物跡が発見さ

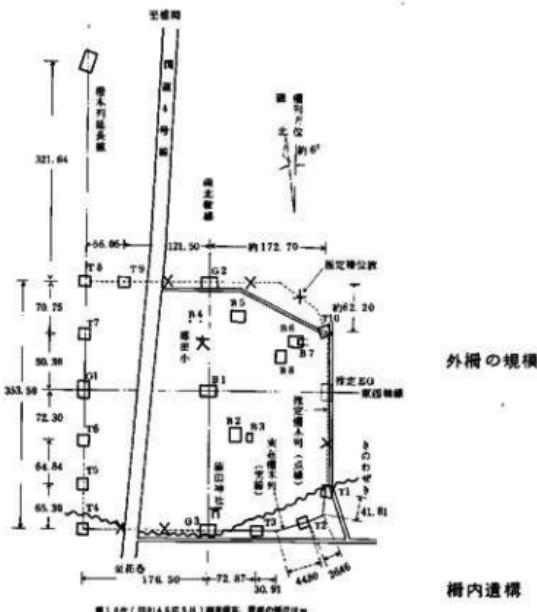
れた。すなわち第3次（昭和31年度）ではB1・B2・B3の3種、西辺外縁部ではB1・B2・B3の3種、西辺外縁部（これは標の外部にあった）。徳田小学校で発見された2つの土壠はB4になつてゐる。第10次（昭和45年度）ではB5である。このうちB5は、西辺外縁部である。

現在の地形は一望の平坦地となっているが、城跡の西部と北部とがやや高く、東部と南部は城跡の地形を若干低い。現在残っている地山面での高い部分と低い部分との比高差は1mに満たない。従って昔当時の旧地形も現地形と同じ様な平坦な地形であったとみなければならない。

造構の位置を表記するにあたっては西辺外柵と南辺外柵の交点を第1の基点(S.P.1)とし、測量の基準

Fig. 6 島丹城跡模式圖

記載の順序



道4号線の東側にある木準点105m73を基準とした。

## 2 城槽内部遺構

**遺構の種類** 発見した主な遺構は建物8棟、堅穴住居9棟、溝3条である。建物は獨立柱で、桁行は3間4間・5間と異なるが、梁行はすべて2間幅付である。またその発現原因が火災によるとみられる痕跡もなかった。以下、調査年次順に1棟ごとの建物（Bと頭記）についてのべ、つぎに堅穴住居、溝について記述することにする。

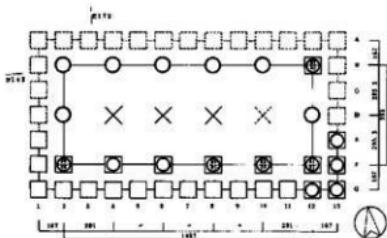
### A B1建物

城跡の中央部にある東西棟5間  
(14m57) × 2間(5m91)  
の建物である。

第3次調査において身舎の南第1列(F列)で柱根をともなう柱穴を6ヵ所(10尺等間)。棟通りにあたる南第2列(D列)は側柱のみ柱根があり、中央は柱を欠く、南第3列(B列)は徳田小学校の防火用水池になるが、そこにも柱根を6ヵ所(10尺等間)を確認していたのである。この建物は東

4面廻建物 南・西に廻(5尺等間で廻2間ごとに身舎の本柱に柱をそろえている)をもち、北廻もあったと思われるが、実際の存否は未詳であった。第9次調査で池中にある南第3・4列の本柱位置を一部発掘し、他はボーリング棒による探査によってその存否を確めた。その結果、南第3列の東側柱位置(B12)からは径4.0cmの柱根(残存している柱根の全長は泥土のため確認できなかつたが、柱頭より3.0cm下まで確認できた、材質未詳)をともなう方7.0cmの柱穴を池の現水面より約1m50(泥土上面より1m)下で発見した。南第3列の柱位置(B10・B8・B6)においては実在を再確認した。さらに南第3列の北に梁行1間の寸法をとり、これを南第4列とみなして念のため調査することにした。南第4列の東側柱予想位置を発掘してみたが柱穴はもとより柱の存在すら認められず。その桁行方向と、南第5列を予想して、その東側柱位置を探索してみたが柱は確認できなかつた。なお、南第3列および第4列の西側柱と西第2列目(東側柱位置よりみれば5番目と6番目)の柱予想位置は多量の埋土のため調査不可能であった。また柱穴については身舎の東南隅にあたる柱穴(F12)およびF6の柱穴を桁行(東西)方向にそろて切断した。F12の柱穴は現地表より45cm下にあり、方9.0cm、深さ1m35、柱根の残存頭部は現地表より8.5cm下、残存している柱根は長さ5.0cm、径5.5cmであった。F6の柱穴は現地表より1.5cm下にあり、方1m10、深さ9.0cm、柱穴の底部に腐朽して痕跡になりかかった柱根があり、柱根跡は現地表より7.5cm下で、長さは3.0cm、径は

Fig. 7 B1建物模式図\*



\* 模式図凡例 ◎ 柱穴に柱根実在。□ 柱穴に柱根跡あるもの。□ 柱穴のみのもの。◎ 柱根のみ検出。□ 角柱のもの。◎ 束柱穴に柱根跡。○ 束柱穴。× 柱穴・柱根不見個所。△ 推定存在個所。× 推定不見個所。| 構列。| 推定。  $\frac{37}{40}$  37は東西壁、

40は南北廻(cm単位)。E172・S142 Eの標記ある数値は外側西北隅より裏に17.2mの位置、Sは同じく南に14.2mの位置をあらわす。(A)は北をしめす建物・門・櫓の寸法をしめした数値はcm単位。1・2・3……、A・B・C……は棟通りをあらわす。

35cm、そのうちにある柱根の残存の長さは26cm、残存径は16cmであった。

### B B2建物

B1建物の東南約120mの位置に東西に存置する2棟の建物があつて、西はB2、東はB3と命名されている。

B2建物は東西5間(11m51)×南北6間(15m99)で南第3列(E列)と南第6列(B列)の中央東西方向の柱を欠く建物と判断されていたが、B5建物の発掘例をB2建物と合せ考えてみるとFig. 8に示しておいたようにB2建物をアのマークを付して実線で結んだ柱穴群と、イのマークを付して長波線で結んでいるものとに分けてみればア・イ2つともB5建物に酷似する。アの規模は東西棟5間(11m51)×2間(5m36)南廻付で、各々の柱間は桁行2m30(現尺で7尺7寸)、梁行は2m<sup>30</sup>/<sub>8</sub>(現尺で9尺)、南廻の梁行は2m30(現尺で7尺7寸)。イは東西棟5間(11m51)×2間(5m36)南廻付で、各々の柱間は桁行2m68(現尺で9尺)、梁行2m68(現尺で9尺)、南廻の梁行は2m97(現尺で10尺)であった。柱穴はア・イ共に方1m10、廻の柱穴は方80cm、柱およびその痕跡については未詳。

B5建物とB2建物のアとイとの部分は共に棟通りとみられる南第3列と南第6列中央の本柱を欠いているし、また3つとも梁行相当の南北方向の本柱・廻柱とも柱をそろえ、かつ身舎と廻の梁行寸法は異っている。

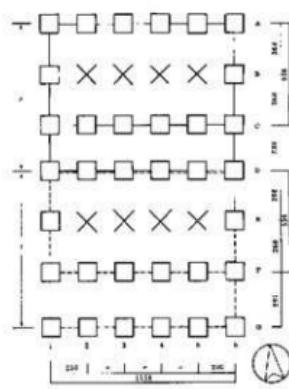
ア・イを東西棟5間×2間南廻付の2棟の建物とした場合、廻寸法にちがいがあり、連続した1棟の建物にはならない。同時に存在したとすると屋根の平の部分が重複せざるをえない。恐らく隣接地に造りかえたものであろう。

### C B3建物

B2建物の西に南北棟4間(9m21)×2間(5m36)東廻の一部が発見された。身舎の柱穴は方80cm、廻の柱穴は方40cm、柱およびその痕跡、棟通り中央の本柱について未詳。梁行方向は廻まで柱をそろえている。各々の柱間は身舎桁行で2m30(現尺で7尺7寸)、梁行で2m68(現尺で9尺)、東廻の梁行は1m67(現尺で5尺5寸)である。

B2建物とB3建物とは同方位を保ち、B2のイの南廻と、B3の南廻とは柱をそろえてい B2との同時性

Fig. 8 B2建物模式図



B5との対比

1面廻建物

7 4寸

辺の交点を基点とすれば西の柱穴は東に158m50、南へ51m、Fig. 10 B4模式図 東の柱穴は東に161m、南へ51m50の位置(図に示してある基点E 152 + S 48より計測)にあるから外柵北門からみれば南に53m、西に12~13m50といった位置になる。

**B 4 の柱穴** 東の柱穴は東西1m20、南北1m10、西の柱穴は東西1m23 南北93cmの方形の平面で、その中心間隔は2m57、柱痕跡(径48cm)のある西柱穴の深さは50cm、柱痕跡の深さは48cmであった。B 4 の柱穴は発掘された建物の柱穴と酷似している。2つの柱穴の方位にそって東・西・北の3方向に発掘したが、発見はできなかった。南の方向は発掘地域外になるので未詳である。

#### E B 5 建物

改築される前の木造北校舎の東南部、現地表より40~50cmでFig. 11のような建物が発見された。外柵列の西辺と北辺の交点を基点とすれば建物は東に217m、南へ40mの位置(図にE 217とS 40と表示しておいた)にあるから外柵北門からみれば東へ42m、南にも42mといった位置になる。

**1面廻建物** 建物の規模は東西棟5間(10m435)×2間(5m12)。南廻付で身舎の柱穴は方1m、柱穴のなかに柱の痕跡が明確に残っているものもあった(径30cm)。廻の柱穴は方70cm、柱痕跡のわかるものもあり、径20cmである。棟通り中央は本柱を欠き、梁行方向は廻まで柱をそろえている。各々の柱間は身舎桁行で2m087(現尺で6尺8寸8分)梁行で2m56(現尺で8寸5分)。南廻の梁行は2m71(現尺で9尺)である。柱穴についてはA 3 の柱穴について桁行(東西)方向にそって切断してみた柱穴の深さは30cm、柱痕跡の深さは16cmであった。

#### F B 6 建物

現地表から40~50cmでFig. 12のよう な建物が発見された。外柵列の西辺と北辺の交点を基点とすれば建物は東へ298m30、南へ74mの位置(図にE 298 + 3とS 74と示しておいた)にあるから外柵北門からみれば東に約120m、南に約80mという位置にある。

**1面廻建物** 建物の規模は東西棟5間(13m80)×2間(6m05)。南廻付で身舎の柱穴は方1m、柱穴のなかには柱痕跡の残っているものもあり(径30cm強)。廻の柱穴は方80cm強、柱痕跡の分るものもあり(径25cm内外)、棟通りの本柱は側柱をふくめてまったく欠くが、身舎内に東柱と思われる円形の柱穴が2カ所あり(径60cm)、柱穴のうちに柱痕跡(径20cm強)のあるものもあった。梁行方向は東柱廻まで柱をそろえている。各々の柱間は身舎桁行で西から2m52(現尺で8尺3寸)・2m52・3m12(現尺で10尺2寸5分)・3m12・2m52。梁行は6m05(現尺で20尺)。

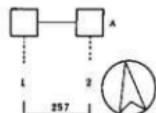


Fig. 10 B4 Mode Diagram

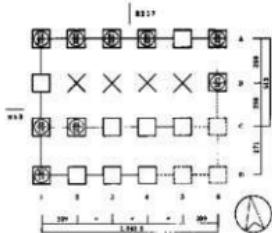


Fig. 11 B 5 Building Mode Diagram

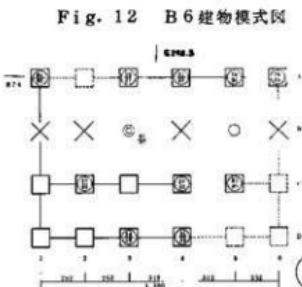


Fig. 12 B 6 Building Mode Diagram

尺)、南廻の梁行は3m03(現尺で10尺)であった。柱穴については身舎の西北隅にあたるA1の柱穴についてのみ平行(東西)方向にそろて切断してみた。柱穴の深さは54cm、柱痕跡の深さは52cmであった。

一言のべておきたいことは北第1列(A列)の東方から柱穴が1個発見されたことである。別の柱穴柱穴の間隔は建物の東側柱より2m52(現尺で8尺3寸)で平行1間の寸法に等しい。ただし柱穴は北第1列を東方に延長した線上から南にはずれており、柱穴の大きさもB6建物の柱穴に比して東偏しているし、柱穴径も方1m20と大形である。北第3列(C列)や南廻の東部にあたる地域は調査地域外になるので発掘できなかった。従って明確ではないが、今は北第1列東方から発見された柱穴については以上のべた点よりB6建物の柱穴とみるとることはできがたい。

#### G B7建物

B6建物と同じ平面に重複した位置で1棟分の建物が発見された  
西・南・北の限界は判明したが、東限は発掘地域外にあるので未詳である。判明した範囲での規模は東西2間×南北1間分である。東西は3m08(現尺で10尺2寸)の等間、南北は6m04(現尺で19尺9寸)間である。柱穴は方1m弱。B6建物の柱穴は東西方向に長いのに対して、B7建物の柱穴は南北方向に長い。西北隅にあたるA1の柱穴を東西方向にそろて切断してみたところ柱穴の深さは53cmであった。B7建物の方位はB6建物方位に対してやや西偏する。この2つの建物の前後関係については明らかではない。

#### H B8建物

B6建物の西南約20mにおいてFig.14のような建物が発見された。建物の規模は南北棟3間(9m39)×2間(5m84)。東廻付で身舎の柱穴は方1m強、柱穴のうちには柱痕跡のわかるものもあり(径40cm内外)、廻の柱穴は方1m弱、柱痕跡の残っているものもあり(径35cm内外)棟通り中央の本柱を欠き、梁行方向は本柱、廻とともに柱をそろえている。各々の柱間は平行は3m13、(現尺で10尺3寸)等間。梁行は身舎2m92(現尺で9尺6寸5分)等間、廻は2m49(現尺で8尺2寸)である。東北隅にあたるD4の柱穴について平行(南北)方向にそろて切断してみたところ、柱穴の深さは82cm、柱痕跡の深さは22cmであった。

なお、B8建物はB6建物と同方位を保っている。よってB6・B8の2棟は同時期に併存していたとみてもさしつかえはない。

#### I 番穴住居

第3次(昭和31年度)にB2・B3建物付近から3棟(第1・2・3号)、第9次(昭和44年度)にB5建物から1棟(第4号)、第10次(昭和45年度)にB6・B7・B8建物付近から6棟(第5~10号)発見された。いずれも建物が発見された地盤と同一地盤から検出されたが、時程の関係もあって住居跡の輪廓を追跡したのみで、その内部を完掘すること

Fig. 13 B7建物模式図

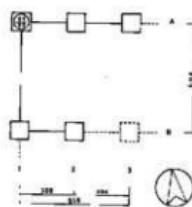
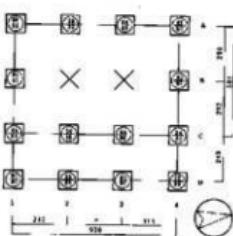


Fig. 14 B8建物模式図



1面和建物

はさしひかえざるをえなかった。わかった範囲での規模は次のとくである。

住居名称	平面形状	大きさ		出土品	備考
		東西径	南北径		
第1号	隅丸方形	3m80	3m70	土師器	B2建物の東南で、住居北辺中央に煙道がある。
第2号	円形	3・20	3・30	土師器	B2建物西辺より西7mの位置で、住居正北に煙道がある。
第3号	未詳	未詳	未詳	未詳	B3建物北辺に住居の東北隅がある。
第4号	隅丸方形	未詳	未詳	土師器	北辺の一辺は約3m。他は擾乱されている。
第5号	隅丸方形	4・10	4・00	土師器	B6建物西北隅より西北14mの位置で、住居北辺中央にカマドがある。
第6号	隅丸方形	3・90	未詳	土師器	B6建物北辺より北9mの位置で、住居の北半は道路になる。
第7号	隅丸方形	5・70	5・40	土師器	B6建物西北で、住居北辺中央に煙道がある。
第8号	隅丸方形	未詳	5・40	未詳	B6建物西妻より西14m50の位置で、住居の西半は徳田小学校敷地になる。
第9号	隅丸方形	4・00	3・80	未詳	B6建物西辺より西8mの位置である。
第10号	隅丸方形	4・10	4・00	土師器	B6建物の西南で、住居の北辺中央に煙道がある。

住居の時期 住居より発見された土師器は古い型式の大形容器が主であった。住居は徳丹城存置時期より若干古いということになる。

#### J 溝 跡

第3次(昭和31年度)にB2・B3建物付近において曲折する溝1条、B2建物を南北に通過する溝1条、第10次(昭和45年度)にB6・B7建物とB8建物との間を東西に走る溝1条、計3条の溝を発見した。

溝の形状 B2・B3建物の北方において曲折する溝は、幅1m50内外で、東西方向の溝は曲折点より東へ36m40(現尺で120尺)あり、さらに東にのびているとみられる。溝の東は林檜畠で水田より一段と高くなっているので調査を中止せざるをえなかった。東西方向に走る溝の西端はB2建物の北で直角に北折し、北にのびる。19m70(現尺で65尺)で北方にある林檜畠につきあたり、この林檜畠も東と同様に水田より一段高くなっている。それでこの曲折している溝の東限と北限は明確にすることはできなかった。また曲折点より南に走る1条の溝があり、溝幅は1m、判明した長さは22m70(現尺で75尺)、南限は未詳である。溝深は2条とも未詳である。

B6・B7建物とB8建物との間を東西に走る溝は西端で幅1m70弱、深さ80cm、東端で幅1m90強、深さ1m、溝の断面はU字状を呈している。溝は旧地形にそって西高東低である。東限・西限については未詳であるが、判明した長さは17m50で、B6・B8建物とほぼ同じような方位を保っている。従ってこの溝は方位よりみればB6・B8建物と同時期に存在していたとみても差支えはない。

#### 3外柵列と外柵付属遺構

曲線している外柵の西辺の総長は現尺で1166尺5寸(換算すれば353m弱)となる。曲折している南辺を曲折にそって測定した総長は1297尺7寸(換算すれば393m20余)となるが、南辺における西辺から東辺にいたる直線距離を計測してみると350m余となって外柵は東北と東南の2隅は曲折しているが、1辺約350m(現尺で3町余)の方形であった。

外柵の各辺のほぼ中央には各門があり(東門は調査不可能)、交叉する南辺と西辺、西辺と北辺の各隅には隅の櫓があったし、櫓列にのって、ほぼ等しい間隔で櫓も検出された。

以下、外柵列、外柵門、外柵櫓という順で記述する。

#### A 外柵列

外柵を1辺約350mの方形とのべておいたが、もう少し詳しくのべてみよう。

柵の方位については南辺と西辺の柵列の交点に基点(S P 1)をおいて測定した南辺柵列方位はN 96° 29' 20" E、西辺柵列方位はN 6° 11' 20" Eであるから、柵自体は磁北より6° 11' 20" から6° 29' 20" までの18' の幅をもって東偏している。従って柵の南辺と西辺との角度は90° 18' となるが、直交しているとみてよい。

また基点(S P 1)を西辺柵列方位で西辺柵列線上を北上させ、T 8(西北隅)櫓の北第2列の柱との交点に第2の基点(S P 2)を設置した。第1の基点(S P 1)から第2の基点(S P 2)までの距離は1166尺5寸あった。第2の基点(S P 2)において西辺柵列方位N 6° 11' 20" Eより90° をとった東方延長線を北辺柵列予想線となし、住宅の密集している北辺地域調査の基線とした。T 9櫓の南側柱は、この予想線上にあり、その西第2列の柱までのS P 2からの距離は現尺で185尺(換算すれば56m055)あった。外柵北門(G 2門)の南側柱の中の間中央までは同じくS P 2より東へ176m50、北へ3mという位置にあった北辺柵列とT 9櫓・外柵北門との配置状況は南辺・西辺で検出された柵列と門・櫓の状態と同一であろうから、北辺柵列はS P 2からT 9櫓の北第1列と第2列の柱の中央を通過して、外柵北門の北第2列の柱をへているものと考えられる。以上のごとくみれば西辺と北辺の2つの柵列の交叉する角度は西南隅と同様に90° よりやや広がるものとみなければならぬ。

南辺柵列はS P 1より外柵南門(G 3門)中の間中央までは582尺5寸、南門中の間中央よりT 3櫓の西第2列の柱まで240尺、T 3櫓の西第2列の柱より第1の曲折点まで102尺2寸、第1の曲折点よりT 2櫓の西第2列の柱まで138尺、T 2櫓の西第2列の柱より第2の曲折点まで92尺5寸、第2の曲折点よりT 1櫓の北第2列の柱まで142尺で、S P 1(櫓の西南隅)からN 96° 29' 20" Eで東進してきた柵列は第1の曲折点においてN 78° 59' 20" E、従ってS P 1～第1の曲折点～T 2櫓のなす角度は162° 30' 20" となる。第2の曲折点でかるく北折した柵列は第3の曲折点でN 17° 30' 00" Eと北折する。従ってT 2櫓～第3の曲折点からT 3櫓のなす角度は132° 30' 00" となる。

柵列はもともと単列で密接連続してあったのであろうが、長い年月の間に柵木の抜きとられた部分もあって、比較的遺存状況の良い南辺柵列すら残存している柵木は201、そのうち、9は横転していた。その他に柱痕跡(これには角柱もあった)は15あった。柵木は径20cm内外の円柱で、現地表30～70cm下に残存柱の頭部があり、柱頭部の内側は腐蝕し、外側のみ残存しているものが大部分であった。柱は残存頭部より30cmほど突出したのみであるのでその全長は未詳である。ただし、埋めもどしにおいて柱のいく本かを掘りあげようとし、発掘

遺存柵木の  
状況

終了時の深さから、さらに1~2尺ほど掘下げたら柱が動くので抜きあげえたものもあるし、5尺掘っても動かず抜きとらずに終ったものもあるという。柱のうちには、かなり深く埋めこんだものも、何本かあるに相違はない。また西辺櫛列のT4(西南隅)櫛付近の櫛列相当位置に溝状の土壤において南北に走る幅40~50cmの溝状の土壤を検出した。北辺・東辺でも同様な溝状の土壤が発見され、場所によって異なる深さをもつが、角ばったU字状の断面を呈している。T4(西南隅)櫛付近の溝状の土壤については深さは未詳であるが、北辺・東辺と同じく櫛の柱を布設するために溝状に掘った土壤の跡と判断された。確認した柱の底面は略々水平に切られているものもあり、尖らしているものもある。

なお、一言づけくわえるならば外櫛の北辺の東方延長線と、東辺の北方延長線との交点部分も発掘してみたが、遺構は皆無であった。従って外櫛の東北隅は直角に曲折するものではなかった。

#### B 外櫛門

**八脚門** 外櫛の西門・北門・南門は櫛の西辺・北辺・南辺のほぼ中央にあった。東辺の門の該当個所は住宅内になるので調査は不可能。検出された門は掘立柱による八脚門で、櫛列外側に正面第1列を、櫛列線上に第2列を、櫛列内側に第3列をおいていたのは3カ所とも同一である。

#### イ G1(外櫛西)門 第1の基点(S.P.)

1)より外櫛西門中の間中央まで66.8尺、第2の基点(S.P.2)よりは49.8尺5寸になるから、西辺櫛列総長を2等分した位置に外櫛の西門があるわけではないが、櫛中央にあるB1建物からみれば正西方にあるので、西辺外櫛の中央に西門があると、のべておいたのである。

**刻字ある柱** 外櫛西門はFig.15のごとくに測定された。寸尺に若干の乱れはあるが、正面30尺(9尺・12尺・9尺)、側面16尺(8尺・8尺)か、16尺8寸(8尺4寸・8尺4寸)であったろう。現地表より50~80cmで掘立柱の残存頭部に達し、頭部は径3.5~5.5cmの円柱であった。柱は所定の位置にすべて遺存しているが、柱穴は泥土のため明瞭でないが方1=2.0~8.0、柱周囲に柱を固定するため径1.0cmの玉石を数多くつめこんでいるものもあった。柱の残存長のわかるものとしては、うめもしのさい、東北隅の柱(A1とマークしておいた)と西南隅の柱(C4とマークしておいた)とを掘りあげたが、「由北角柱」の刻字がある東北隅の1本は(刻字については遺物の項参照)、1m60の長さであり、西南隅の1本は1m10であった。

#### ロ G2(外櫛北)門 第2の基点(S.P.)

2)より慈田小学校北側にある外櫛北門中の間中央まで58.9尺ある。北門の南正面にB1建物があるし、B1建物の南正面に外櫛南門がある。

Fig.16のように計測され、外櫛西門と同じく正面30尺(9尺・12尺・9尺)、

Fig. 15 G1(外櫛西)門模式図

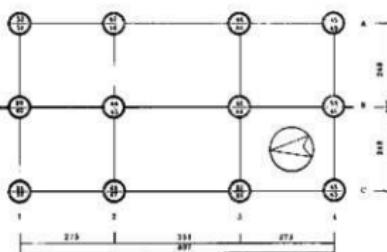
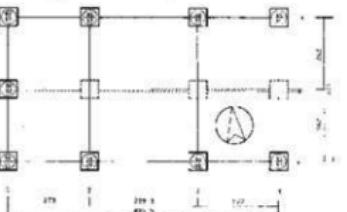


Fig. 16 G2(外櫛北)門模式図



側面 17 尺 (8 尺 5 寸・8 尺 5 寸) と考えられる。柱穴は方 1m 15~2m 20、柱はすべて痕跡のみで径 3.5~5.0 cm、西北隅にあたる柱穴 (A1 とマークしておいた) を東西方向に切断してみたところ、柱穴の深さは 1m 25、柱痕跡の深さは 1m であった。

#### ハ G3 (外構南) 門 第1の基点 (SP)

1より德田神社境内地にある外構南門中の間中央まで 58.2 尺 5 寸ある。南門の北正面には B1 建物がある。

Fig 17 のごとく計測され、外構の西門・北門と同様に正面 30 尺 (9 尺・1.3 尺・9 尺)、側面 16 尺 (8 尺・8 尺) か、16 尺

8 尺 (8 尺 4 寸・8 尺 4 寸) であったろう。柱穴は方 1m 15~70、検出された柱は痕跡のみで径 4.2~5.7 cm、東北隅にあたる柱穴 (A4 とマークしておいた) を東西方向に切断してみたところ、柱穴の深さは 60 cm、柱痕跡の深さは 55 cm であった。

なお、朱色に近い釉があるともみられる瓦が 1 個出土した。南正面にあたるこの外構の大棟 瓦の出土には瓦がのせられてあったのかもしれない。

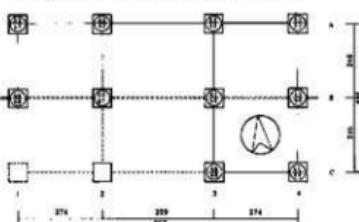
#### C 外構柵

外構列にのって 10 基の柵が発見された。掘立柱による 6 本の柱は、柵をはさんで外側に 3 本、内側に 3 本、柵列方向に長い方形の平面をなしているのが基本形であろう。柵列の中間にあたる 8 基の柵はこの基本形であるし、T8 (西北隅) 柵は西北隅に位置しながらも、この形を柵の基本形保っている。西南隅にある T4 (西南隅) 柵は、柱が 9 本で基本形が複合したような形を示している。

最初に発見された柵を T1 柵とし、調査年時に従って命名すれば西南隅は T4 柵となるし、西北隅は T8 柵となり、東辺で発見された 10 番目の柵は T10 柵となる。T1 柵の北第 2 列の相互の間隔柱から柵列にそって T2 柵の西第 2 列の柱まで 23.4 尺 5 寸、T2 柵の西第 2 列の柱から柵列にそって T3 柵の西第 2 列の柱まで 23.0 尺、T3 柵の西第 2 列の柱から外構南門中の間中央まで 24.0 尺 5 寸、南辺柵列と西辺柵列の交点 (SP1、T4 西南隅柵) から T5 柵の北第 2 列の柱まで 21.5 尺 4 寸、T5 柵の北第 2 列の柱から T6 柵の北第 2 列の柱まで 21.4 尺、T6 柵の北第 2 列の柱から外構西門 (G1 門) 中の間中央まで 23.8 尺 5 寸、外構西門中の間中央から T7 柵の北第 2 列の柱まで 26.5 尺、T7 柵の北第 2 列の柱から T8 (西北隅) 柵の北第 2 列の柱 (SP2) まで 23.3 尺 5 寸、西辺柵列 (SP2) から T9 柵の西第 2 列の柱までは 1.85 尺と、その間隔には多少の相違がみられる。各々の柵の柱の中間を柵列が走っているから、先に囲繞する外構をつくり、そののち、柵列にのるようにして一定の間隔をおいて柵を構築するという順序であったとみるべきであるし、一定の間隔をおいていたという事実からすれば外構門も柵としての機能を兼ね具えていたということになる。以下、調査年時の順序に従って各々について述べる。

イ T1 柵 柵の長手方向を正面とすれば、正面 20 尺、側面 1.4 尺余となる。その詳細は Fig 18 のごとくである。現地表より 3.0~6.0 cm で掘立柱の残存頭部に達する。柱は所定の位置に遺存していたが、西北隅 (北第 1 列西) にあたる柱は調査以前に発見され、抜き上げ

Fig. 17 G3 (外構南) 門模式図



られていて徳田小学校に保管されていた。東北隅（北第1列東）にあたる柱は東西 $2.2 \times$ 南北 $2.4\text{cm}$ の角柱であったほかは、すべて径 $3.0\text{cm}$ をこす円柱であった。柱穴については泥土と溝水のため未詳。東南隅の角柱は、うめもどしのさい掘り上げた。残存部の全長 $4.5\text{cm}$ 。その他は残存頭部より $1.0 \sim 2.0\text{cm}$ 表出したのみで、柱はそのまま現地にうめもどした。

ロ T 2 棚 T 1 棚とはほぼ同規模の大きさで、Fig 19のごとく測定された。現地表より $3.0 \sim 6.0\text{cm}$ で掘立柱の残存頭部に達する。柱は所定位置に遺存し、東南隅（南第1列東端）にあたる柱は東西 $2.4 \times$ 南北 $2.1\text{cm}$ の角柱であったほか、すべて径 $3.0\text{cm}$ 余の円柱であった。残存頭部より $1.0 \sim 2.0\text{cm}$ 表出したのみで、柱は、そのまま現地にうめもどした。柱穴は泥土と溝水のため未詳。

また棚の背面（棚の内側）、現地表から $3.0 \sim 6.0\text{cm}$ の深さで棚を構築するに使用した部材若干が発見された。部材のうちには工作の跡がみられるものもあった。棚へ登降するための階段部分の遺材も交っているとみられる。そのうちのいくつかを取上げて保存し、残りは、そのまま現地にうめもどした。取上げた部材については遺物の項でのべる。

ハ T 3 棚 T 1・T 2 棚とはほぼ同規模で、Fig 20のごとく測定された。現地表より $3.0 \sim 6.0\text{cm}$ で柱立柱の残存頭部に達する。柱は東北隅（北第1列東端）を除き、定位位置に遺存し径 $3.0\text{cm}$ をこえる円柱であった。東北隅にあたる柱はみつからず。柱穴は泥土と溝水のため未詳。うめもどしのさい、西南隅（北第2列西端）にあたる柱を掘りとりうとして、残存柱頭部より5尺ほど掘下げてみたが、柱はまだ地中に深く埋没していたので、掘りあげることは不可能であった。それで現地にそのまま、うめもどすこととした。

ニ T 4（西南隅）棚 南辺棚列の西端と西辺棚列の南端とが交叉する棚の西南隅にあたる位置に、外棚にのって所在する8本の掘立柱（うち1本は痕跡）がある。6本の柱をもつT 1～T 3・T 5～T 10 棚の形を基本とみると、このT 4 棚は、その複合形とみなされる。東西 $1.4\text{尺}$ 、南北 $2.0\text{尺}$ 余の規模であるが、その詳細はFig 21のごとくで、北第1列中央は柱痕跡で残り、北第2列中央には柱・柱痕跡はみあたらなかった。柱は径 $3.0 \sim 4.0\text{cm}$ の円柱で、他の棚の柱より太い。残存頭部より $2.0 \sim 3.0\text{cm}$ 表出した。柱穴は泥土と溝水のため未詳。うめもどしのさい、東南隅（北第3列最東）にあたる柱のみを掘り上げた。残存部の全長は $9.4\text{cm}$ 。他の6本の柱は、そのまま現地にうめもどした。

Fig. 18 T 1 棚模式図

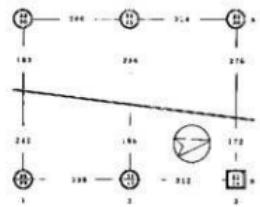


Fig. 19 T 2 棚模式図

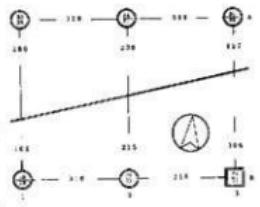


Fig. 20 T 3 棚模式図

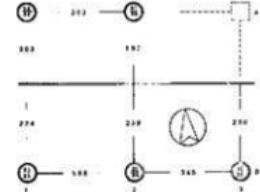
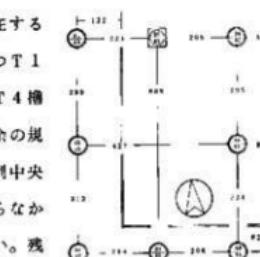


Fig. 21 T 4 (西南隅) 棚模式図



木 T 5 棚 正面 20 尺余、側面 14 尺余、その詳細は Fig 22 に示すごとくである。現地表より 30 cm で掘立柱の残存頭部に達する。柱は所定の位置に遺存し、径 30 cm 前後の円柱である。柱穴は泥土と溝水のため未詳。残存柱頭部より 30 cm 前後表出したのみで、そのまま現地にうめもどした。

ヘ T 6 棚 棚をおおのように南北棟 22 × 18 m の遠山プラスチック所有の倉庫があった。それで棚は倉庫内の発掘という制約をうけつつも、その地下より Fig 23 のような構を検出した。北第 1 列東と北第 3 列東の柱は発掘不可能。現地表より 60 ~ 80 cm で残存柱頭部を確認した。柱は径 30 cm 前後の円柱である。残存柱頭部を確認したのみで、うめもどしをおこなった。従って柱穴については未詳である。

ト T 7 棚 正面 20 尺、側面 16 尺、その詳細は Fig 24 のごとくで、現地表より 30 cm 前後で掘立柱の残存頭部を確認できる。柱はすべて遺存し、径 30 cm 前後の円柱である。柱穴は泥土と溝水のため未詳。残存柱頭部を 30 cm 前後表出したのみである。柱は、そのまま現地にうめもどした。

チ T 8 (西北隅) 棚 西辺棚列の北端と、北門・T 9 棚を結ぶ北辺棚列の西方延長線との交点、棚の西北隅にあたる位置に、外構にのって所在する 6 本の掘立柱（うち 1 本は痕跡）がある。この棚は隅の棚ではあるが、同じ隅構である西南隅の T 4 棚のような構の形ではなく、棚列の中間にあつた T 1 ~ T 3 ・ T 5 ~ T 8 ・ T 9 ・ T 10 と同じような形をしている。東西 14 尺、南北 20 尺、詳細は Fig 25 に示すごとくで、西辺棚列の細木北端は棚の北第 1 列と北第 2 列の間で終っている。東折して北辺棚列につながるはずであるが、曲折点および T 4 棚付近における北辺棚列は発見できなかった現地表より 30 ~ 60 cm で残存柱の頭部に達する。北第 2 列西は柱痕跡で残存しているのを除き柱は所在し、径 30 cm 前後の円柱である。柱穴は泥土と溝水のため未詳。残存柱頭部より 30 cm 前後表出したのみで、そのまま現地にうめもどした。

リ T 9 棚 正面 20 尺、側面 15 尺、その詳細は Fig 26 のごとくで、現地表より 50 cm 内外で掘立柱の残存頭部および柱痕跡をともなう柱穴が確認できた。柱穴は方 1 m 30 、柱は西第 2 列の 2 カ所のみ表出され、他の

Fig. 22 T 5 棚模式図

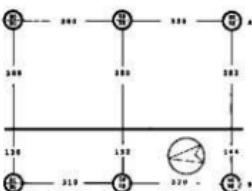


Fig. 23 T 6 棚模式図

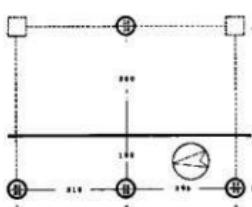
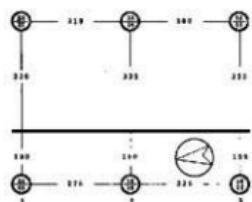


Fig. 24 T 7 棚模式図



西北隅構

Fig. 25 T 8 (西北隅) 棚模式図

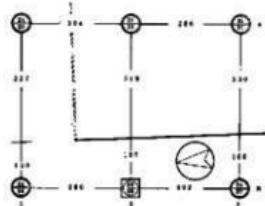
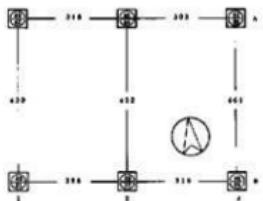


Fig. 26 T 9 棚模式図



4カ所は柱痕跡でのみ検出されたが、柱痕跡の地中に柱根を確認した。柱は径31~46cm。表出した残存柱頭部は10cm前後。そのまま現地にうめもどした。

又 T10櫓 正面20尺、側面15尺、その詳細は Fig. 27 のごとくで、現地表より30cmほどで柱痕跡をともなう柱穴を確認できた。柱穴は方1m30、柱痕跡は径40~55cm、櫓の中間、南北方向に走る3カ所

長方形の土壤 城の柱痕跡（径40~45cm）は外柵欄木の跡とみられるし、柵の内側にみられる長方形の土壤はT2櫓と同様、柵へ登降するための階段部分の痕跡であろう。

#### 4 城柵外部遺構

神丹城の外周にある外柵の、その外周よりも調査に伴って遺構・遺物が発見された。遺構のうち主なものは、西辺外柵の北方延長線上から1棟の建物が検出されたし、柵内部から発見されたと同じような竪穴住居もみつかったし、溝や倒埋木材も発見された。

以下、それぞれに項目をたててのべることとする。

##### A 西辺外柵北方延長線上の建物

T8櫓の北第2列の柱（S P 2）より西辺外柵列を北方に361m64（1061尺5寸）延長した地点で現地表より30cm下にFig. 28のような建物を1棟検出した。

建物は南北棟5間（10m弱）×3間（6m弱）。

4面廻付で身舎、廻とも柱穴は円形で、身舎柱穴は径50~70cm、廻柱穴は径30cm、身舎柱穴のうちには径15~20cmの円柱の柱根を遺存しているものもある。身舎内部の柱は北第2列と北第4列に図のごとく、それぞれ1カ所存在するのみで、他は柱を欠く。身舎の各々の柱間は桁行方向の南端の間の2m30（現尺で7尺6寸）であるのを除いては桁行、梁行とも等間で1m82

（現尺で6尺6寸）、廻の柱間は東廻と南廻は1m21（現尺で4尺）、西廻と北廻は91cm（現尺で3尺3寸）、廻2間ごとに身舎の本柱に柱をそろえている。北第4列西端の柱を抜上げたところ、残存している柱根は65cmの長さであった。

建物の時期 この建物の柱穴は径50~70cmの円形である点は、外柵および柵内部から発見された柱穴と異なるし、建物の方角も西辺柵列方位より9°30'東偏しているので、柵内部で発見された建物より時期が降るとみられる。現在は三八五貨物運送会社の敷地内になっている。

##### B 竪穴住居

第6次（昭和41年度）に西辺外柵北方延長線上の建物からみて西辺外柵北方延長線上170mで東へ8mの地点において1棟の住居跡を発見した。完掘につとめた結果はPLAN 25の

Fig. 27 T10櫓模式図

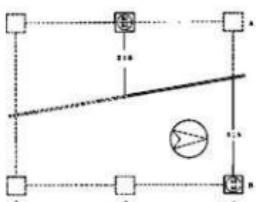
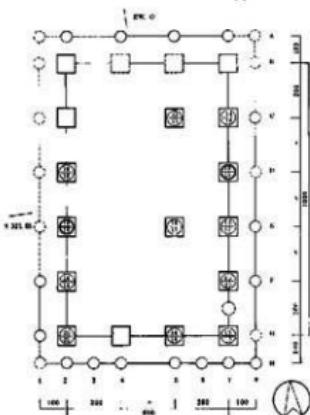


Fig. 28 西辺外柵北方延長線上の建物模式図



ごとくであった。隅丸方形の平面で東西4m30、南北4m50の大きさで、地山を20~30cmの深さに掘込んでいる。主柱は4カ所で東西方向に3m50、南北方向に2m50あった。  
隅丸方形の平面

主柱の径は30cm強、地山面からの深さは56~75cmに達する。住居跡の東壁南よりにある  
埴土は、上部が攪乱されていて明らかではないがカマド跡の残痕であろう。床からは土師器・  
陶器・土器・瓦石が若干出土した。遺物からみれば築城設置時頃のものであろう。

## C 溝

T8(西南隅)槽・T9槽の北6mに東西方向に走る溝1条があった。確認した長さは97mで、それに続く東と西の両限は未詳である。溝の上幅は2m、ごく浅いU字状を呈し、その深さは25cm、溝は旧地形にそって西高東低である。

## D 倒壊木材

南辺外堀の調査の際に、外堀の内外より倒壊したような木材が、柵木があったと同じ深さで発見された。丸太材、丸太を縦に半截したもの、角材・板状・棒状のものなど、大小各種みられた。全掘できなかったものもある。

## 第2節 遺 物

## 1 遺物の概要

遺物は柱穴・土塙・溝・堅穴住居などから出土し、土器・土製品・古瓦・石製品・金属製品・木製品など各種にわたる。第4次より第10次にいたる出土した遺物を表示するとTab. 7のごとくである。

第4~10  
次の出土遺  
物

Tab. 7 遺物数量表

			4次	5次	6次	7次	8次	9次	10次	計
土 器	土師器	杯 完形	内黒なし・糸切なし		1					1
			内黒なし・糸切		4					4
			内黒・糸切なし							0
			内黒・糸切		2					2
		破片・口縁部内黒なし		14	53	2	8	2	79	
		内黒			25					25
		底 部内黒なし・糸切なし	6	16	7	2	8	6	45	
		内黒・糸切			15					15
		内黒・糸切なし			9			2		11
		内黒・糸切			13					13
		未 詳	6	16	90	387	11	2	8	520 444
	柵								1	1
		大型容器破片・口縁部	16		57					78
		胴体部	119		286			15	9	429
		底 部	10		29					39
		未 詳	36		150	15				261 244
須恵器	杯 完形	糸切なし			1					1

	系切 破片・口縁部 底 部 未 詳	4 2 3 2		1 10 1		1 1	0
	蓋 蓋 小形壺 長首壺 大形器破片・口縁部 胴体部内外無文 内外有文 底 部 未 詳		5 1 1 2 22 3 7 2		1 1 1 2 3 1 1	1 1 1 3 27 4 14 3 2	
	陶土器 繩文土器		2 1				2 1
土 製 品	紡錘車 土 鍋			1 3			1 3
古 瓦	半 瓦 丸 瓦 その他・不明				1 1 1		1 1 1
石 製 品	砾 石 石 材			2 1			2 1
金 属 製 品	刀 子 鐵 鉤 鐵 片				1 1 1		1 1 1
そ の 他	木製品 木 片 骨 片		1 4			1	1 4 1

これらの遺物については、なお考究を要するものもあるが、これまでに知りえたところを報告する。

## 2 土器・土製品

遺物のうちで最も多く出土したのは土器で、土師質土器と須恵質土器とがある。

土器の報告には、その形態、色調、土質、製作過程など同一基準で分類することが望ましいのであるが、長期間にわたってしまったので、必ずしも一定の尺度で記録していないものもあった。また著しい特色をもつ土器群とか、一括出土の土器群もない。これらの整理はなお未完

の点が多く、今後の調査にまたねばならないが、いま、従来の呼称によって類別された器形に従ってのべることにする。

#### A 土師質土器

杯・高台付杯・碗・壺・瓶・甕の器形がある。

イ 杯 (PL 31, 0001~0007) 平らな底部とわずかに内彎しながら開く口縁部とからなる器形で、口径 1.4cm、底径 6cm、高さ 5cm 程度のものであるが、皿や碗に近い器形をなしているものもあり、大きさはかなりまちまちである。成形はロクロによってなされ底部の切はなしは 0001~0004 のような糸切、0005 はヘラ切とみられる渦巻状の痕跡を残していた。また内部に黒色処理をほどこしているものもあった。

ロ 高台付杯 (PL 31, 0008) 杯部と高台部からなるのであるが、高台部の下半は欠失していた。口径 1.3cm 6、残存高は 7cm 4 ほど、外傾する口縁部と杯部下面の境は棱をなし、成形は手捏ねでロクロを使用していない。内部を黒色処理している。

ハ 碗 (PL 31, 0009~0010) まるい底部と、屈曲しながら垂直に近く立つ口縁部からなるもので、0009 は手捏ねの厚手粗質の土質で口径 1.3cm 2、高さ 5cm 2、口縁部と底部の境は棱をなし、底部の厚さは 1cm に近い。0010 も手捏ねで口径 1.2cm、高さ 7cm 6、内部を黒色処理したものである。

ニ 壺 (PL 31, 0011~0012) 平らな底部、内彎する体部、やや外傾する口縁部をもち、0011 は手捏ねの厚手粗質の土器で口径 9cm 8、底径 7cm 7、高さ 1.4cm、口縁部と胴体部の境は棱をなし、底部の厚さは 1cm に近い。0012 も手捏ねで、口縁部は欠失しており、残存高は 6cm ほど、底径 4cm 3 ある小形のものである。

ホ 瓶 (PL 31, 0013) 下部のすぼまった円筒状の器形をなし、上部も底部も開口している。口径 2.0cm 2、底径 9cm 4、高さ 2.1cm 5、施上げとみられる成形技法の痕跡を残し、縦にケズり仕上げてある。

ヘ 甕 (PL 31, 0014~0016) 平らな底部、長手の体部、短く外反する口縁部からなるもので、施上げの成形技法の痕跡をとどめ、体部内外面は刷毛目で、口縁部は横になれて仕上げている。口縁部と体部の境に棱があり、0014 は口径 1.8cm 2、最大胴径 2.0cm 2、底径 9cm、高さ 2.3cm 3 と器高中央付近に最大径が位置し。0015 は口径 2.1cm 1、最大胴径 1.9cm 1、底径 7cm 5、高さ 1.6cm 5、0016 は口径 2.0cm 6、最大胴径 1.9cm 9、底径 7cm 5、高さ 3.4cm 5 と口縁に最大径がある。

#### B 須恵質土器

杯・碗・蓋・壺・鉢・甕の器形がある。

イ 杯 (PL 32, 1001~1004・1008) 土師質土器の杯にくらべてやや小ぶりで浅く皿に近い形をしている。ロクロによる成形で、底部の切はなしは糸切 (1001~1003・1008) とヘラ切 (1004) がある。なお、1003 と 1004 の底部外面に墨書きある例 (吉 1、1008 の底部外面にもし由 1 の墨書きがあった)。

ロ 碗 (PL 32, 1005) 平らな底部と外傾する口縁部からなるもので、口径 1.3cm 5、底径 8cm、高さ 4cm 8、ロクロ成形で、底部はヘラで切はなしされている。

ハ 蓋 (PL 32, 1009) 縁部は欠失しているので未詳。比較的平らな頂部とまるい

杯底部の 2 手法

上面端部と中央がわずか隆起したつまみがつく。

ニ 壺（PL32、1010） 口縁部とそれにつづく首部の破片であるので全形を知りえないが、長首壺の一部であろう。

ホ 鉢（PL32、1011） 平らな底部と外傾する体部・口縁部からなり、口径23cm、底径8cm、高さ18cm、施上げ成形、横になでて仕上げている。

ヘ 壺（PL32、1006・1007、1012～1019） 卷上げ成形した大型のものであるが、すべて破片で全形を知りえない。1006・1007は底部、1012～1019は体部である。体部外面をケズリ内面を刷毛目にしたものと、叩目のあるものとがある。

#### C 土製品

紡錘車と土鉢である。

イ 紡錘車（PL33、3001～3003） 円錐台形で中央に1cmほどの孔が貫通している。

ロ 土鉢（PL33、3101～3103） 円筒形で、その両端は丸味をおびている。長手方向の中央に7～8mmほどの孔が貫通している。

### 3 瓦類

丸瓦・平瓦のみで軒瓦などの出土はみなかった。

イ 丸瓦（PL33、4001） 破片であるので全形を知りえない。縄目・布目の痕跡を刻線ある瓦 残している。布目のある内側中央に瓦の長手方向にそって細い刻線が走り（いへい'）、その刻線と直角にも細い刻線がある（ろ～ろ'）し、縄目側には朱色に近い舶らしい痕跡もあった。単なる丸瓦ではなくて特殊に作られたものかもしれない。

ロ 平瓦（PL33、4101） 小破片で、縄目・布目の跡がわずかにみえている。そのカーブが前の丸瓦ほど強くないので平瓦としておいた。

### 4 石製品（PL33、5001～5003）

なかほどが内側している角柱状をなし、表面は磨滅している。砥石である。

ほかに石器の剝離片も出土した。

### 5 金属製品

鋼のような青銅をおびた釣針1点。小形の刀子かと思われるものと、鉄釘かとみられるもの各1点出土した。刀子・鉄釘とも小破片なので全容は知りえない。他に用途未詳の鉄片が1点発見されている。

### 6 木製品（PL32、7101）

平らな板の一端を棒状に削り柄をつくりだし、他端の隅をまるく削りおとして先端としたものである。身と柄は彎曲せず直線をなしている。先端は両面とも磨滅している。全長9寸、身部の肩幅2寸3分と記載している。

## 7 柱・檻木 (PL 34・35)

門・檻に使用された柱は丸太材で、上部はなく根部近くのみ遺存していた。元口の径は30~40cm、底部は平らで、その付近に枘穴のあるものもあった。1例であるが、外柵西門（G1）には「由北角柱」（4字）の刻字のある柱もあった。

刻字ある柱

檻木に使用されたものは径20~30cm、根部のみ遺存し、その下端をとがらせているものもあった。

その他、断面方形の、枘穴のある材が2点発見された。出土位置からみてT2櫓の部材の一  
部とみられる。

# 第4章 考 察

## 第1節 遺構の配置と構造

### 1 概 要

徳丹城については、外柵は東北と東南の2隅は曲折しているが、1辺約350m（現尺で3町余）の方形で、柵の4辺の各々に門があり、西南・西北の2隅には隅櫓、柵列上には一定の間隔をおいて櫓があつたし、内部からは8棟の建物を検出した。

数多くの遺構のうちで外柵北門・B1建物・外柵南門は南北の1線上にあるし、B1建物と徳丹城の輪線 外柵西門とは東西の1線上に所在するから南北・東西の2軸線を推定できる。造柵のさい、柵の外周と南北・東西の輪線が決定され、南北輪線上に外柵北門・B1建物・外柵南門の位置をそろえる。B1建物の位置で南北輪線と直交する東西輪線は西方で外柵西門を通過するから、B1建物（南北輪線）を中心に外柵西門と対応する位置には外柵東門が想定される。従って2輪線の交点にあるB1建物は、位置からみても主要な建物になるし、後の建物の項でも詳述するが、4面廻の建物はB1建物だけで、他は1面廻の建物といううがいをみせている。さらに南北輪線を中心にB2・B3と対応する位置にも建物が予想される。

この2輪線によって外柵の各々の辺を対応させることもできるから、各辺上の検出された櫓位置をもって未調査の

櫓位置の復原 櫓位置が推定される。外柵の1辺は3町余であるが、西辺

は北より南へ4・4・4・3・3の比で5分したとみられ

るし、北辺と南辺は3の等しい間隔で6分したと考えられ

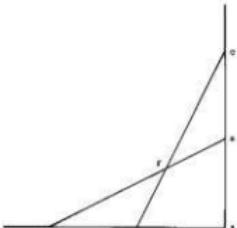
る。櫓位置は以上のような間隔で復原される。櫓の間隔がわかると、柵の曲折部の曲折方法も推定できる。その方法

をFig. 29に示すと、外柵の2辺が直交する隅の点Aから柵の両辺に、柵の1間隔分をとり、BとCを定める。つ

いで柵の1間隔（A～BまたはA～Cの長さ）の $\frac{1}{2}$ をとり、DとEを定める。そしてB～E、C～Dを結び、その2線の交点をFとすれば、曲折する柵列はB～F～C上を通過する。柵の4隅にではなく、柵列の中間にある櫓の検出例は脇沢城においても1例あるが、外柵の櫓が数多く発見され、その配置状態までわかるものは徳丹城が初見である。柵列の中間にある櫓は払田櫓・城輪櫓からも発見される可能性もある。払田櫓において櫓が発見され、かつ輪線も推定できることがあるならば、その曲折する外柵の曲折方法についても解明できよう。

なお、城輪櫓・脇沢城の外柵の1辺の長さは6町余、徳丹城の1辺は3町余であるから1辺の長さは城輪櫓・脇沢城の $\frac{1}{2}$ 、面積にして $\frac{1}{2}$ 程度になる。従って城輪櫓・脇沢城の居住者数も推定できる。第I編第2章第4節において徳丹城の規模は5百数十人の居住適当面積と考証している。よって城輪櫓・脇沢城の居住者数は2千数百人となるわけである。

Fig. 29 外柵の曲折方法



## 2 建物

城柵内部から検出された建物は、規模未詳を含めて9棟あり、そのうちのいくつかは建物と建物が重複している位置にあった。

建物はすべて掘立柱による。地面に掘込んだ穴に直接柱を立てたものであるが、柱の下に板や石を挿入していたものもある。この板や石は礎盤といえるほど立派なものではないが、その役割を果すつもりで置かれたであろう。身舎の本柱の柱穴は1mほどの正方形の平面で、深さも地山から1m程度残存していたが、当初はもっと深かったであろう。柱穴内には柱根の残存するものもあったが、大部分は腐朽してしまい、旧柱の痕跡をとどめている。残存する柱根も柱痕跡もすべて丸柱であり、身舎柱の太さは直径40cm前後のものが多い。廬の柱穴は、大きさや深さが身舎のものよりやや小さく浅い。これは廬柱が一般に身舎柱より細いため、柱穴もそれに従ったと解される。

掘立柱の構造

Tab. 8 建物分類表

平面のわかる建物は廬付で、身舎の梁行が2間である点は、どの建物にも共通しているが、廬は4面廬1例・1面廬6例で、身舎桁行は5間5例・4間1例・3間1例であったしたがって大部分は切妻造の建物となるが、4面廬で身舎桁行5間のB1建物はおそらく寄棟造であったろう。身舎の柱間寸尺は桁行・梁行と

建物の規模

身舎 廬 梁行(間)	桁行 廬 (間)	柱間寸尺			例
		3	4	5	
2	1面廬	1			B 8
			1		B 8
				4	B 2ア・B 2イ・ B 5・B 6
				1	B 7
未詳		B 4・B 7			

柱間寸尺

も10尺の等間にしたものが多く3棟(B 1・B 7・B 8)あり、桁行9尺・梁行を等間とみて10尺が1棟(B 6)、桁行7尺8寸・梁行9尺が3棟(B 2ア・B 2イ・B 3)、桁行6尺9寸弱・梁行8尺5寸が1棟(B 5)とあって桁行・梁行ともに10尺か、10尺に近い数値を示しているものが多い。廬の寸尺は梁行の1間に等しいもの2棟(B 5・B 6)、廬が1尺ほど広いもの1棟(B 2イ)、1尺ほど狭いもの1棟(B 8)、桁行1間にあたるもの1棟(B 2ア)、身舎1間の約半にあたるもの2棟(B 1・B 3)であった。従って廬は身舎の1間か、その半の長さを基準にしたとみられる。柱間寸尺を等間に計画し、10尺を基準にしている。ただしB 6建物は間を等しくとっているうえ棟通りから床束とみられる小柱穴の痕跡が2カ所、梁行と柱をそろえてあった。この小柱穴の存在はB 6建物に内部間仕切りがあったか、または板敷きであったのかもしれない。他の建物においても、床束がなかったと断言できがない。また建物の桁行・梁行の長さも一定化されている。比でみると桁行5:梁行2のB 1、2:1のB 2ア・B 2イ・B 5(B 6も入るか)、3:2のB 8となっており、B 3は未詳である。桁行2:梁行1の比になっているものが多い。建物の屋根葺材料については推測するはかない。掘立柱は建物の規模に比して柱径が細いので、軽い屋根材料であったろう。瓦類の出土はない。屋根はこけら、ひわだ、杉皮、板などといった比較的軽量で、容易に入手施工できるもので葺いていたであろう。屋根に重量を伴わないとすれば建物の構造も単純にすることができる。

屋根葺材料の推測

据立柱建物  
採用の理由

徳丹城の建設期間は限定されている。しかも限られた人員で、短期間に数多くの建物を造営するためには各棟の工期を短縮するほか途はない。それゆえ現地で容易に、しかも大量に調達できる材料を簡単に施工するために部材の規格化をなし、労働量の節減をはかるよう考慮した外柵西門（G1門）の東北隅柱にし由北角柱と柱位置について刻んであるのも、そのためで部材であった時に外柵西門の東北隅にすえる柱であることを明示しておいたものと考えられる。また建設にあたっては寺院建築にみられる施工方式をとらず、迅速ではあるが比較的安易な据立柱による工法が採用されたとみるべきである。

## 3 外 柵 門

## 八脚門

外柵列から据立柱による八脚門が、西辺・北辺・南辺の中央近くに1字ずつ、計3字発見された（東辺の門の該当箇所は住宅内のため調査不可能）。

門の柱穴は1m50ほど正方形の平面で、深さも地山から1m50程度残存していた。外柵の西門には柱根が残存していたが、北門と南門とは腐朽して旧柱の痕跡をとどめていた。残存する柱根も柱痕跡もすべて丸柱であり、柱の太さは直径50~60cmである。門の平面は正面30尺（9尺・12尺・9尺）、側面16尺（8尺・8尺）か16尺8寸（8尺4寸・8尺4寸）で計画された八脚門であって、棟通りを外柵列にそろえている。その中央柱列には扉構えを設け、門の上層は櫓造りにして櫓の機能も兼ね備えていたであろう。

## 平面計画

この門の平面はどのようにして計画されたかについてはのべておいたことがあるので要点のみ記述することにする。その方法は外柵列（Fig. 30の4線）と、それに直交する輪線（C線）の交点に配置すべき門の中央（C4）をおく。そして正面の総長の4分の長さを定め、それを1辺とする方形（例えばA1~C1~C4~A4）の対角線の長さを、正面からみての両側にもとめ、B4とD4の位置を設定する。これで正面は4分される。内側の2つの間隔（B~C、C~Dの間隔）を合せて中の間とし、外側の間隔（A~BとD~E）は脇の間になる。また正面総長を10等分して3・4・3の

Fig. 30 外柵門の平面計画

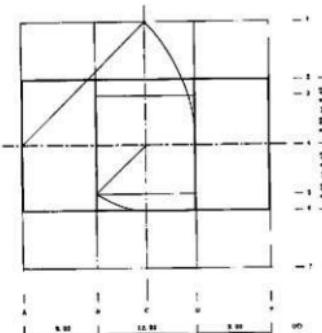
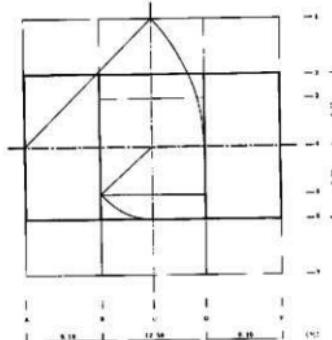


Fig. 31 法隆寺東大門の平面計画



\* 佐々木博旗「古代東北城柵の門における平面計画についての一仮説」日本歴史考古学論叢第2、昭和43年。

割合でとて脇の間・中央の間・脇の間を定めたものかもしれない。側面については正面中の間の長さを基準にして、その長さ（例えばB～C）を1辺とする方形の対角線の長さ（例えばB5～C4）が側面1間の長さに等しくなる。あるいはB～Cの長さを3として側面1間の長さを4にとったものとも考えられる。

八脚門の間の間隔を上記の比率によって成立しうるものに徳丹城のほか、同じ古代東北城柵である多賀城や払田柵、現存している法隆寺東大門や東大寺軒窓門の八脚門がTab.9のごとくはほぼ一致している。ことに法隆寺東大門は徳丹城の外柵門と正面・側面共ほぼ一致することは注目すべきことである。

八脚門の遺例

Tab.9 八脚門の間の比率表

正面 中の間：脇の間+ $\sqrt{2}$ : 1 or $\sqrt{4} : 8$	側面	
	側面1間：正面中の間+ $\frac{1}{2}\sqrt{2}$ : 1 or $\sqrt{4} : 8$	
多賀城 SB101A門(13:10) SB101C門(13:10)	法隆寺 東大門(8.78:6.29) 東大寺 軒窓門(14:10)	
払田柵 外柵南門(12:9) 外柵北門(12.5:9.2) 外柵東門(12:9.4~9.8) 外柵西門(11.9:9.4~9.7) 内柵北門(12:9)		
法隆寺 東大門(12.58:9.19)		

註 数値の単位は尺

#### 4 外柵 檻

外柵にのって検出された檻は西南隅(T4)檻、西北隅(T8)檻を含めて10基あり、檻相互の間隔については1概要の項にのべておいたとおりである。

檻は建物と同様、すべて獨立柱による。柱穴は方1m、柱穴内には径30cmの丸柱（但、T1・T2檻の東南隅にあたるB3位置の柱は一辺30cmの角柱であった）で、南辺・西辺の檻には現地表より30~80cm下に柱根の残存頭部があったが、東辺にあたるT10檻のものは腐朽してしまい、旧柱の痕跡をとどめていた。柱根の残存頭部を突出、確認しただけに終ったので、その長さは未詳であるが、T1檻においては1~2尺掘って柱根を掘上げえたものもあるし、T4檻のものは残存している柱の長さは85cmであった。

基本的な檻の平面はFig.32に掲げたように6本の柱によって構成されている。長手方向を正面とみれば正面20尺(10尺・10尺)、側面15尺を基準として計画されたらしいが、檻によっては寸尺の乱れが認められる。柵列の中間に所在する8基の檻および西北隅にあるT8檻は、6本の柱による基本形を保っている。檻の西南隅にあるT4檻は9本の柱で方形に構成され、6本の柱による平面が複合したような形をとっている。柵列は柵列中間の檻においては檻側面の中間を通しておらず、溝の檻は柵外表面からみた側柱と入側柱との間を通しておる

T 2・T 10 檐においては檐の背面（柵の内側）に柵に  
とりつくための階段とみられる部材および痕跡があった

**城輪柵の隅  
柵** 隅柵は城輪柵の4隅にも発見されており、その平面は徳丹城にみられる基本形の柵と同様に6本の柱からなっているが、柵列は柵外よりみて入側柱と柱をそろえているし、寸尺も多少異なる。西北隅柵を模式的に示したのが Fig. 33 である。

**絵巻にみえる柵** 柵の構造を示すような遺材は発見されなかった。それゆえ柵の形状については未詳である。ただし柵門や柵については後世に描かれた絵巻によって想像できる保延4(1138)年頃成立したとみられる『粉河寺縁起』に描かれている柵門は棲造りの四脚門で正面外側第4列の両翼に板屏がめぐらされている。柵は4本の本柱の外に高欄のある外縁がある。縁と柵内部の境に弓がくしを備え、粗末な板による屢根を有する。門の外側には犬行があり、その外側に渡り橋が架る。正安元(1299)年成立と伝えられる『一遍上人伝』のうちの『崇前某武士が屢形』に描かれた柵門も4脚門であるらしい。正面外側第1列の両翼に板屏を有している柵の上の4層に屢の高さなどの板折屏があり、柵上の方の側には1間4方の小屋が設けられ他方の側には垣籠が置かれている。門の外側には犬行があり、その外側に渡り橋が架る。正平2(1346)年成立と伝えられる『後三年合戦』に描かれている柵2基は、いずれも板屏より1間分張出し、柵の1間ごとに箱状間があり、1基の柵にはその狭間が石落しなっている。柵上には屢の高さなどの板折屏が外側3方に取付けられ、屢籠が置かれている。徳丹城の外柵の上部は以上の絵巻に描かれているのと似たような柵造りであったろうし、柵前面には屨がめぐらされてあったと理解される。

**『三代実録』元慶5年4月25日壬寅条には『城柵』の他に『城櫓柵』・『市櫓柵』と見えている。この『城櫓柵』・『市櫓柵』はいかなるものか未詳であるが、外柵に接している柵と考えてはどうであろうか。外柵に接した柵は脇沢城や脇川城において発見されている『柵』によっている柵の役割は『城上守禦(望)楼』と『後名類聚抄』の居宅部柵条の註にみえている。**

## 5 外 柵

外柵の規模については第3章第1節3のAに、その他の遺構との配置状態については本4章1にのべておいたから、ここでは造作面からみた外柵をのべ、併せて、その機能について記することにする。

発見された徳丹城の外柵にあたる城壁の體は築地盤ではなく木柵によるものが本体であつたろう。東辺・北辺・西辺の一部において柵列相当位置に溝が走り、西辺柵列の南端にあたる T 4(西南隅)柵付近においては溝底より單列に並んでいる底面の平坦な柱根が発見された。

\* 板橋跡『鎮守府制御城跡』[日本考古学年報13(昭和35年度版)]、昭和40年。

Fig. 32 外柵の基本的な平面

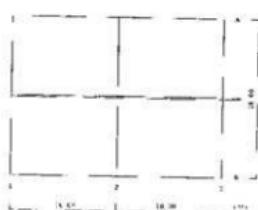


Fig. 33 模式的に示した城輪柵の隅柵



Fig. 34 模式的に示した城輪柵の隅柵



つまり柵列相当位置に溝を掘り掘立柱を並べたのか、とがっているもの（南辺柵列の一部）は、うちこんで埋めこんだものに相違ない。西辺の柱列は外柵西門の棟通りを通過しているし、南辺の柱列は外柵南門の棟通り延長線上にある。推定外柵東門付近においては柵列と直交して発掘したが、この溝の痕跡のみ発見できた。

徳丹城は木柵を外柵の壁体とし、その前（外）面に犬行と、犬行の前面には溝（溝池）が西外柵の構造築し、木柵内側に掘りあげられた塗の土を密着させて土塙状に積みこんだとみてはどうであろうか。外柵は垣（この城の場合、内側に土塙状の積み土のある木柵）と犬行と塗との3つの部分から成立していることになる。城柵の外柵は、ふつう垣・犬行・溝の3者より成ることは義者衛禁律の越垣及城条、軍防令義解の城塙条と縁辺諸郡人居条、延喜左京職式の京程条に所見する。

## 第2節 遺 物

遺物の主体をなすものは土器である。それゆえ土器を徳丹城造営期と、それ以前とにわけてその特徴を概観してみよう。

### 1 徳丹城造営期以前

建物との重複状況からみて、建物の造営以前に比定される住居と、遺物からみてそれと同時にあたる住居から検出された遺物は、土師質土器では杯・高台付杯・碗・壺などの小型の容器はロクロによらず手捏ね成形、壺などの大型容器は捲上げ成形である。須恵質土器も若干検出されている。

### 2 徳丹城造営期

建物・住居などに関連して検出され、土師質土器の小型容器は須恵質土器と同じようにロクロ成形による杯に限定される。大型容器は未詳である。須恵質土器の小型容器は杯・碗・蓋・壺など多種にわたり、ロクロ成形により、底部の切はなち技法はヘラ切と、糸切がある。これとPL 32の1003（糸切）と1004（ヘラ切）はともに第10次調査時に、まったく同一地点・同一層位から出土しており、しかも两者とも底部外面にし吉の墨書きを残している。ヘラ切と糸切をもつ土器が時期を同じくして使用されたとみることができる。大型容器の壺形のわかるものは鉢1点だけである。破片からみて捲上げ成形、内外を叩目の痕跡を残しながら仕上げている大型の壺が主であろう。

## 第3節 造営の基本計画とその背景

建物・門の実測値から各々の遺構平面における造営尺を算出してみるとTab. 10のごとくなる。次掲表でみられるように基準となる尺度は2つの群に分けられる。I群はB1・B27・B2イ・B3・B5・G1・G3で、これらの造営尺の平均をm単位で示すと29cm5となる。II群はB6・B7・B8・G2で平均は30cm5となる。いま29cm5をT群の造営尺

Tab. 10 建物別寸法表

群	建物名	幅	横	棟方向	高	幅cm(尺)	奥行cm(尺)	高cm(尺)	柱穴m(尺)	cm/尺
I	B 1	5×2	EW	EW S/N	1457(50)	591(20)	167(6)	1.0(0.8)	29.85	
I	B 2 フ	5×2	EW	S	1151(39)	586(18)	280(8)	1.1(0.8)	29.65	
I	B 2 イ	5×2	EW	S	1151(39)	586(18)	297(10)	1.1(0.8)	29.65	
I	B 3	4×2	NS	E	921(31.2)	586(18)	167(6)	0.8(0.4)	29.65	
?	B 4	?	?	?	257	9	9	1.1		
I	B 5	5×2	EW	S	10485(35)	512(18)	271(9)	1.0(0.7)	29.18	
II	B 6	5×2	EW	S	1380(45)	605(20)	308(10)	1.0(0.8)	30.45	
II	B 7	(2×1)	?	?	616(20)	604(20)	9	1.0	30.50	
II	B 8	8×2	NS	E	939(30)	584(20)	249(8)	1.0(1.0)	30.25	
I	WG	8×2	SK	-	897(30)	496(16.8)	-	1.5	29.88	
II	NG	8×2	EW	-	9055(30)	524(16.8)	-	1.6	30.74	
I	SG	8×2	EW	-	907(30)	492(16.8)	-	1.6	29.76	

尺、30cm 5をⅡ群の造営尺とすると、

同じ南北軸線上にある B 1・G 3 と G 2 とは異なる造営尺によってつくられたことになる。これらの外縁や外構に付属している門は同一時期に造作されている。

時期が同じで造営尺が2群あることはⅠ群の工匠と、Ⅱ群の工匠とでは長さの異なった尺を使用していたためとみるべきである。外縁の実測値をⅠ群の造営尺によって換算してみると Fig. 34 のように1辺の長さは 1200 尺、東辺・西辺は 5 分、南辺・北辺は 6 分として門・櫓を設置している。上記の数値からみて總

全体の基本計画 丹城全体の造営基本計画はⅠ群の工匠により施工されたと考定される。

さて、この基本計画は、ある規制にもとづいて設計された。その規制の背後に横たわっている思想・信仰について検討してみなければならぬ。

その背景 それは四神相応とか、陰陽五行とかといった思想・信仰である。

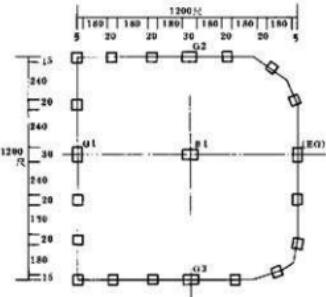
徳丹城も四神相応説によって地形を選定された。四神とは 28 宿の星の精で東方を青竜、南方を朱雀、西方を白虎、北方を玄武とするのは五行思想によるものである。『太子伝玉林抄』卷 1 に

陰陽書曰。左青龍者。從東水南へ流也。前朱雀者。南池溝在之也。右白虎者。西大道有也。後玄武者。後山岳在之。凡東下南下西北高大吉也。此云四神具足地也云々。

とあり、『和漢名數統編』地理の条に

四神相應地 左青龍東。右白虎西。前朱雀南。後玄武北。(以下割註)朱子曰。玄武謂龜蛇也。位在北方。故曰玄。身有鱗甲。故曰武。居家必用曰。宅欲左有流水。謂之青龍。

Fig. 34 德丹城造営計画図



右有長道。謂之白虎。前有汎池。謂之朱雀。後有丘陵。謂之玄武。為最貴地。

とある。徳丹城は東に北上川、南に渥美田、北には岩手山、紫波平野の上位扇状地に古道が走っているが、これがし西大道有也<sup>†</sup>という白虎にあたるし、東と南が低く、西と北が高い地形にあるのをみれば四神相応の思想で設定せられたものである。さらに四神は方位を正す神といわれている。従って門限が正しく東西南北の方位を保っていなければ、四神の咎めを受けると信じられていた。よって城柵門屋の造作にあたっては、日景を測り、北極星を観測して正しい方位を定めた。『続日本紀』卷4、和銅元年2月戊寅条の元明天皇の遷都の詔に

往古已降。至于近代。揆日瞻星。起宮室之基。卜世相土。建帝皇之邑。(中略)方今平城之地。四禽叶岡。三山作鎮。龟筮並從。宜建都邑。

とある。徳丹城の柵列方位は磁北より約6° 東偏してて真北に近い。かくて徳丹城も東西南北の方位に正しく造営していたことがわかった。

『職員令義解』太政官条に

太政大臣1人。右師範1人。儀形四海。經邦論道。變理陰陽。尤其人則闕。

とあって陰陽の和を失えば天変地異、水旱虫霜の災が起ると信じられていたのである。『医心方』に

洞玄子云。夫天左転。而地右廻。

とあるから左は陽。右は陰である。平城京および平安京を東西に左京・右京に分っていることは陰陽思想にもとづいていたためである。陰陽道においては奇数はすべて陽であり、偶数は陰にあたる。故に京を9条8坊に造営したのも陰陽を調和せしめようとしたためである。徳丹城においても東辺・西辺を5分し、南辺・北辺を6分して造営しているのは、このゆえであろう。陰陽思想は東北・東南の曲折している2隅にまで及んでいる。それは天(陽)は円くして地(陰)は方なりという思想にもとづいて左(東)廊の隅を曲折させ、右(西)廊の隅を直角にしたものかもしれない。

徳丹城は上記のような四神相応・陰陽五行の思想・信仰を根底として、造営の基本計画がなされたとみるべきである。<sup>\*</sup>

\* この項を草するにあたっては『古事類説』居處部、ところが多かった。  
方技部、路川敏次郎『京制並に都城制の研究』におう

# おわりに

古代東北日本征夷開拓期において、徳丹城は文献史料にみえるかぎりでは陸奥国最北端の古代城柵であった。

その築営者は室綿麻呂であり、その建置年代を弘仁4年(813)と考定し(第I編第1章8節)、その擬定地については從来七説もあって諸説紛々明確でなかったのであるが第一次(昭和22年)以降第九次(昭和44年)までの発掘結果により(第II編第2章)昭和44年8月5日付「官報」第12791号をもって下記のごとく国の指定史跡となつたのである。

L〇文部省告示第三百九号

文化財保護法(昭和二十五年法律第二百十四号)第六十九条第一項の規定により、次の表に掲げる記念物を史跡に指定する。

昭和四十四年八月五日

文部大臣 梶田道太

名 称	所 在 地	地 域
徳丹城跡	岩手県紫波郡矢巾町大字東徳田第五地割字田浦	107番、117番、189番、140番のうち実測21m <sup>2</sup>
	同第10地割字川村	1番、2番、3番、4番、5番ノ1、5番ノ2、6番、7番、8番、9番、10番、11番、12番、13番、14番、15番、111番、115番
	同大字西徳田第三地割字西前	50番ノ2、50番ノ3、50番ノ4、50番ノ7、51番ノ3、53番ノ2、53番ノ3、53番ノ4、53番ノ5、58番ノ2、59番ノ2、59番ノ3、59番ノ4、59番ノ5、60番、61番ノ2、62番、63番ノ2、220番、221番、222番、23番ノ1、223番ノ2、224番ノ1、224番ノ2、225番、231番、232番、233番、234番、235番、236番、237番、238番、239番、240番、241番、242番、243番、244番、245番ノ1、245番ノ2、245番ノ3、245番ノ4、245番ノ5、245番ノ6、247番、248番、249番ノ1、249番ノ2、250番、251番、260番、261番、264番、265番の1、265番ノ2、266番ノ1、266番ノ2、267番ノ1、

267番ノ2、267番ノ3、268番、269番、270番、272番ノ1、272番ノ2、272番ノ3、273番、276番ノ2、276番ノ3、277番ノ1、277番ノ2、277番ノ3、277番ノ4、277番ノ5、277番ノ6、278番ノ1、278番ノ2、279番ノ1、279番ノ2、279番ノ3、279番ノ4、280番ノ1、280番ノ2、281番ノ1、281番ノ2、282番ノ1、282番ノ2、283番ノ1、283番ノ2、283番ノ3、284番ノ1、284番ノ2、284番ノ3、285番ノ1、285番ノ2、285番ノ3、285番ノ4、286番ノ2、287番ノ1、287番ノ2、287番ノ3、288番ノ1、288番ノ2、288番ノ3、289番ノ1、289番ノ2、290番ノ1、290番ノ2、290番ノ3、290番ノ4、291番ノ1、291番ノ2、292番ノ1、292番ノ2、293番ノ1、293番ノ2、301番、304番のうち実測118m<sup>2</sup>、306番のうち実測105m<sup>2</sup>、307番、312番、313番、214番、318番のうち実測570m<sup>2</sup>、320番のうち実測75m<sup>2</sup>、324番、325番、327番

同第6地割字五百刈田

1番、2番ノ1、2番ノ2、3番、4番ノ1、4番ノ2、5番、7番、7番ノ2、8番、8番ノ2、9番、10番ノ1、10番ノ3、11番、11番ノ2、11番ノ3、11番ノ4、14番ノ1、15番、17番ノ1、17番ノ2、17番ノ3、17番ノ4、17番ノ5、18番ノ1、18番ノ2、18番ノ3、18番ノ4、18番ノ5、18番ノ6、18番ノ7、18番ノ8、18番ノ9、18番ノ10、18番ノ11、19番ノ1、19番ノ3、19番ノ4、21番ノ4、21番ノ6、22番ノ1、23番、24番、25番、26番ノ1、26番ノ4、27番、28番ノ1、28番ノ3、29番、30番、31番、32番、33番、34番ノ2、34番ノ3、35番ノ2、35番ノ3、36番ノ1、36番ノ2、36番ノ3、37番、39番、40番、40番ノ2、41番、42番、44番ノ2、46番ノ1、46番ノ6、46番ノ7、49番ノ1、49番ノ12、49番ノ13、50番ノ1、50番ノ8、50番ノ9、53番、55番ノ1、55番ノ3、56番ノ1、57番、58番ノ2、59番ノ1、59番ノ2、61番ノ1、61番ノ2、61番ノ7、217番、218番、219番

右の地域内に介在する道路数・水路数を含む。

本稿では第十次（昭和45年）までの発掘経過とその成果とを収録することとし、昭和46年以後のことについては、別の機会に続刊することにした。第十三次（昭和46年11月27日より同12月6日まで）には徳丹城西辺内柵の一部とそれにともなう門跡が検出され、これを端緒として今後内柵の全貌を究明できることになった。しかし、その成果をまととなれば、調査書の発刊がいよいよよおくれることになるだろうから、国指定史跡となった段階においていちおうまとめてみてはとの懸念な幾種を各方面の方々からうけたので、それで今回の発刊となつた次第である。

徳丹城遺跡の発見された地名は前掲の文部省告示第三百九号のようにな現在<sup>とて</sup>徳田と称されている。この地はもともと徳田村のうちであったが、徳田村は昭和40年3月1日、不動村<sup>ふどう</sup>・<sup>ふね</sup>糸山<sup>いやま</sup>村とともに合併し矢巾村<sup>やきぬ</sup>の一部となつた。その後、矢巾村は町制をしき矢巾町となつたので、旧徳田は現在では矢巾町の一部となっている。遺跡擬定地に関する既往の説として7説あつたことを、さきに紹介しておいたが、終戦後からはじまつた発掘によって確認された遺跡は諸説のうちの第六西徳田説にはば該当していることになったのである。

そこで、ここに思い出されることがある。

郷土史家として令名のあった新渡戸仙岳（安政五年生、昭和二四年九月二六日没、92歳）が、蓬雨という名号で大正十一年五月四日付の地方新聞岩手日報紙上にし徳丹城碑を発見せりと云う川村仁左衛門氏の家筋<sup>くわん</sup>といいう一文を寄せている。この記事中にし白石氏奥羽巡遊紀<sup>アツマツ</sup>なるものの明和六年（一七六九）五月十一日条を引用し全文を掲げてある。この巡遊紀は旧仙台藩主富田鉄之助氏の所蔵で判紙大の紙を二つ折りとした細長い横帳で、白石氏の旅行記録であるという。白石氏は明和六年五月、徳田の川村家にいたり説明をききし此の地は古きむかし文室將軍の築きし城址にして<sup>し</sup>と記している。此の地とは川村仁左衛門屋敷の近傍、すなわち徳田の地であることは、前後の記述からみて明らかである。

ここにいう川村家は、その本貫は相模国下足柄郡川村で鎌倉御家人であったと伝えられ中世以来この地方に土着した旧家である。川村家には、いつの頃からか徳田の地が徳丹城跡であるとの所伝があったのであろう。第七次（昭和42年11月）の調査で南門跡が発見されたが、この南門跡から南方正面約三十メートルの場所に川村家の先代仁左衛門（仁雲と号す）が中心となって昭和三年八月に建たし義勇公之碑<sup>ひ</sup>（高さ9.18メートル、これに台石がついてあるので、まことに長大な石碑である）にも仁雲氏の撰文ならびに書としてし奥之紫波郡徳田郷、古稱徳丹、弘仁中征夷將軍文室公綿麻呂<sup>さなめ</sup>奉勅而來築城<sup>き</sup>之<sup>し</sup>とみえているのである。あたかもし南門跡は、すぐそこだよ！<sup>し</sup>と語っているかのように、奇しき因縁・啓示とでもいいくべきであろう。

文字からだけみても、徳田と徳丹は似ているし、トタタとトクタンという発音も非常に近いことは容易に知られるのであるが、タン（丹）がタ（田）に転訛した例証があるので、それをここに紹介しておく。

北上川に注いでいる猪ヶ石川に、北上川総合開発計画の一環として昭和二九年一月、田瀬ダム（岩手県和賀郡東和町<sup>とうわ</sup>猪ヶ石<sup>いのいし</sup>）が落成した。ダムが建設された地域は、もと田瀬村と称されて

いた。ところが、盛岡市公民館所蔵の寛永十八年（一六四一）極月二日付「仙台境之事並諸事之次第、御道路之次第、津軽境論」という標題のある古文書に

「丹瀬かくま沢すりこは屋敷通りを境に申合候事」

とある。いまの田瀬はもともと丹瀬であったのである。鈴木彦次郎先生（明治三一年生、岩手県文化財愛護協会会長）も、御自身若いころには田瀬ダムの建設されたあの地域をタソセといっていた、とおっしゃっておられるのであるから、紫波郡矢山町の徳田はもともと「徳丹」の軒號であるとみなしうると思う。

さてそれならば「徳丹」とは、どんな意味をもつ地名であったのか。

『北海道史』（北海道府編、大正七年十二月二七日発行、第一巻七一〇～七一一頁）につぎのような記事がある。

「文政五年（一八二二）閏正月十六日、有珠・虻田地震數回、十七日・十八日各地震數十回、十九日有珠岳噴火し、黒烟昇騰し、電光四射し、光景凄惨を極め、和人・蝦夷概ね避難せり。二二日噴火猛烈、室蘭灰降ること5寸、白星尚ほ燈を点したり。二月朔日鳴動最も甚しく、多量の熱泥を噴出し（中略）此時虻田の部落全滅し、其墟をトコタン（細字二行組にしてし庵村の義にして此地名本道処々にあり」と註が加えてあると称す。後、フレナイに部落を成し、尚ほ虻田と称す」

これによれば、トコタンとはし庵村のことであり、トコタンという地名は北海道の処々にあり特に変った珍らしい地名ではないというのである。そういわれてみると、岩手県下にも徳田という地名ならば、例えば東磐井郡藤沢町にもある。

ところが、ユーカラ研究で有名な言語学者金田一京助先生は名著『北奥地名考』において、ト・コタンは沿村だとのべておられることは周知のとおりである。アイヌ語地名に明るかった知里真志保も『地名アイヌ語小辞典』（昭和三一年）において

「トコと（とー）沼、湖。」

「kotan, -i/-u コタン 部落、村。ただし、われわれの考える村と違って家一軒しかなくともコタンであり、或る時期だけ仮住居するだけの場所でもコタンである。一時的にせよ永住的にせよ家の在る所を kotan と云うのである。mosir と同じくし国土と世界といった広い意味に使われることもある。誰かの村という時は kotani（或は kotanu）の形に変化する」（五〇頁）

とのべている。

前掲『北海道史』のいうようにトコタンという地名ならば根室湾にのぞむ部落に床丹があり床丹川もある。釧路市街の東北五キロのところや網走のサロマ湖の南岸にも床丹があり、ウルップ島に床丹湾があるし厚岸町西海岸にも床丹がある。文字は床丹であっても床譚でも、地名であるから、徳丹も城が建立された当時の地名によって命名されたものであることは確実である。ところが、城名となつたトコタンに徳丹の二字をあてるようになったのは、和銅六年（七一三）五月に畿内および七道の諸国の郡郷の名には好き字をつけよ（『統日本紀』）とあり、延喜式民部上にもし凡て諸国郡内の郡里等の名には並びに二字をもらい、必ず嘉名をとれるとあるように、床とか譚の文字を避けて嘉好な徳と丹（赤い色、まごころ、精煉した薬物）の二字をあてたのであろう。

南辺と西辺の外柵を発掘した地域は泥湿地であった。土地の古老たちも口をそろえて、史跡地の南部から外柵を越えてはるか西方一帯の地はアソモだといっている。川村豊次郎氏（明治36年1月2日生、東徳田74の1）はその1人である。南辺外柵を発掘したときのことであるが、戦時中食糧増産のため施行した暗渠にしばしば遭難した。暗渠排水をしなければ生産を高めることができないような泥湿地帯なのである。胆沢城跡発掘のときも同様であった。こういった立地条件をもつ古代城柵の機能はあらためて検討されなければならない課題である。こういった課題について既に私見をのべておいたことがあるので（板橋源「古代城柵の立地条件」、古代文化7ノ4、昭和36年）、ごく要点だけをまず次表に掲げ、それから概要を摘要しておく。

城柵名	建立年代または初見年代				所 在	立 地 条 件
	天 皇	年 号	西 历			
大野	天智	天智4	665	福岡県筑紫郡を中心	主峰標高410mの山峰に土塁をめぐらし、その延長約5kmに及ぶ純山城。谷の切目には石垣を築き、土壁の内城には現在、水田畠・集落などの平坦地を抱えこんでいる。	
基跡	天智	天智4	665	佐賀県三養基郡	主峰は標高404m。土壁は分水嶺のやや外側をめぐって築かれ、谷の部分には水門を設けてある。土壁線延長約5km。	
高安	天智	天智6	667	奈良県生駒郡	大野・基跡両城と同じく400mを越える主峰を含む高峻な山城。	
多賀	聖武	神龜1	724	宮城県多賀城市	最高50mの独立丘陵性台地を中心立地。	
秋田	聖武	天平**6	734	秋田市寺内町	最高50mの独立丘陵性台地上に立地。	
い怡土	称德	神護景雲2	768	福岡県糸島郡	標高415mの高祖山の山岳斜面を利用して立地した山城。	
胆沢	桓武	延暦21	802	水沢市佐倉河	胆沢平野の比高ゼロmの低平地に立地。	
徳丹	嵯峨	弘仁4	813	矢巾町徳田	紫波平野の比高ゼロmの低平地に立地。	

発掘調査によって明らかとなった天智朝から平安初期までのわが国の古代城柵の立地条件をみると、前表から次のような著しい特徴を指摘できる。

第一 奈良朝以前に築造された西日本の大野・基跡・高安等の城はもとよりのこと、奈良時

\* 錦山弘、『北九州の古代遺跡』173-6頁。昭和31年。

\*\* 同上、176-8頁。

\*\*\* 板橋源「秋田城創建年代」、岩手人文学部

研究年報、第17巻、昭和35年。

\*\*\*\* 錦山弘、『日本古文化研究所報告第6、怡士社の高丘』、昭和12年。

代になってからでも西日本の城は、たとえば怡土城のように、平均標高400mの山岳に立地している、ということである。

第二 しかるに、東北日本における征夷開拓期の城柵のうち、史料にその名がみえていて、しかも発掘によって遺跡が明らかになったものといえば、今のところ僅かに多賀・秋田・胆沢・徳丹の4例だけであるが、この4例のうち奈良時代8世紀初頭に築城された多賀と秋田の両城は、ともに50m内外の標高をもつ独立丘陵性台地上に立地している。

第三 東北日本における征夷開拓期の古代城柵であっても、平安初期になると坂上田村麻呂の築造した胆沢城を転期として、その後は全くの比高ゼロという低平地に築造されるようになっている。胆沢城も徳丹城もそうである。

この点について、若干補説をしておく必要がある。

400mの平均標高を主峰とする山岳に立地する純山城型式の西日本型。これに対して、奈良時代東北日本辺境征夷開拓期の多賀・秋田両城は、いずれも50m内外の独立丘陵性台地上に立地しているということは、まことに対照的である。こういった相違は、いかなる理由によっておこったのか。

大野・基跡両城は憶礼福留・四比福夫のような百濟からの亡命帰化人が母國に模倣して設計したものであったのに対し、多賀・秋田両城は邦人の設計・築造でできたということもあったであろうが、それにもまして重要なことは、大野・基跡両城などは大陸半島からの外敵侵攻に備えるための純然たる軍事目的のものであり、多賀・秋田両城は軍事目的のほかに辺境統治という行政的性格をもあわせもつものであったが故の立地であったからであろう。もしも東北辺境への征軍派遣目的が、現地人たら夷族殲滅を期した軍事行動だけにあったとするならば、多賀・秋田両城よりも後に築城された西日本の怡土城が純山城型式であったように、山城型式の築城だって可能であった筈である。しかしに、山城型式をとらなかったということは、東北辺境の征夷は夷族殲滅だけを指向したのではなくて、古代東北辺境における地域開拓統治のためのものであったことを具体的に実証しているとみるべきであろう。

つぎに、征夷開拓期の古代城柵といつても、奈良時代までのものと平安初期になってからの胆沢・徳丹両城とでは、その立地条件がかなりちがっていることは前述したとおりである。奈良時代の多賀・秋田両城は50m内外の独立丘陵性台地上に立地しているのに対して平安初期のものになると比高ゼロという全くの低平地に立地するようになる。こういう転換は何故おこったのか。

奈良時代の末までには今のだいたい宮城県地域まで内郡化が進んだ。奈良時代の末からいよいよ北上川流域平野(岩手県)に進出することになる。ところで、北上川流域における広大なる水田耕作経営は、近世旧藩時代になってからでも、凶作飢饉が実際に70余回も起ったような気象条件であった。そのため耐寒品種を育成したり、僅かな耕地にも早稲32種、中稲28種、晚稲30種、糯稻47種というおびただしい多種を混植し、気象によっておこる被害を避ける苦心をしなければならなかつた。そういう風土の土地である。ましてや古代における水田耕作経営となると、その苦心は大きかった筈である。適性品種の育成ということが、開拓推進上の

\* 『日本書紀』天智天皇4年8月条。同上天智天皇2年9月条。『新撰姓氏録』左京諸君条。『続日本

紀』神龜1年5月条。

至上命題であったろうことは容易に推察できるのである。徳丹城が胆沢城と共に城の郭内に低湿地を広く抱えこんで平坦地に立地しているということは、このことだけをみると不審なことであるが、耐寒適性品種育成といった意味を両城がもっていたのではないか。田村麻呂の胆沢城、綿麻呂の徳丹城、これら両城跡の発掘調査から、以上のように考えられるのである。

さらにいいうならば、柵列線上に乗っかった櫓跡が徳丹城において数多く発見されたこと。しかもこれらの櫓の規模がはじめて明らかになったこと。この二点も発掘成果によるものである。こういった櫓跡の西辺外柵における相互間隔から当時使用されていた戦争用射弓の効率的有効射程距離も推定できるようになった。

# 図面・図版

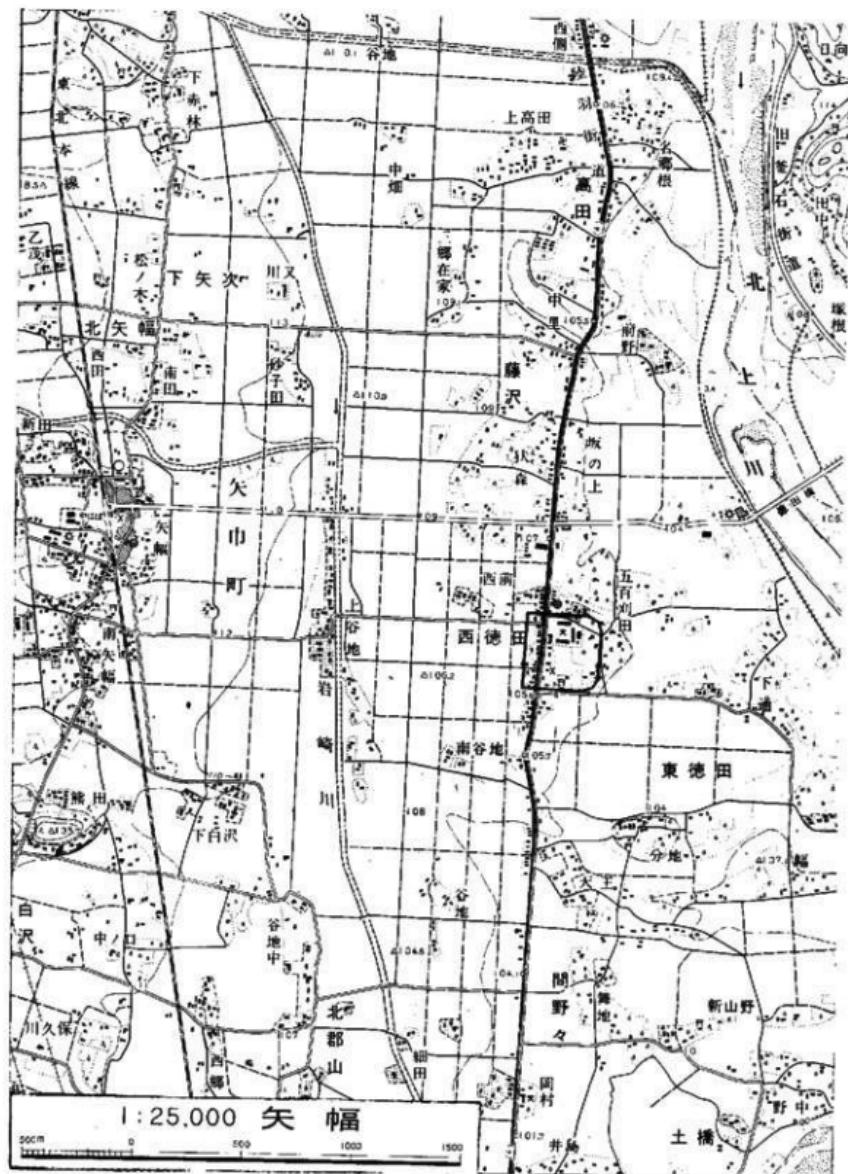
1 遺構には番号を付しその前に B : 遺物、 G : 門、  
T : 構の分類記号を標記する。

2 遺物にも同様、0001～：土師質土器、1001  
～：須恵質土器、2001～：その他の土器、3001  
～：土製品、4001～：瓦(4001～：丸瓦、  
4101～：平瓦)、5001～：石製品、6001  
～：金属製品、7001～：柱・橋木・木製品  
(7001～：柱・橋木、7101～：木製品)、  
8001～：その他として収録した。

3 遺構・遺物の寸法数値は注記のないものはcm単位である。

4 高さ基準Lは篠田神社鳥居南方の1級国道4号線  
の東側にあった水準点105=78の上面から土0cm  
である。

### 徳丹城跡付近地形図



德丹城跡全域地形図

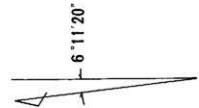
PLAN 2



## B1建物実測図

PLAN 3

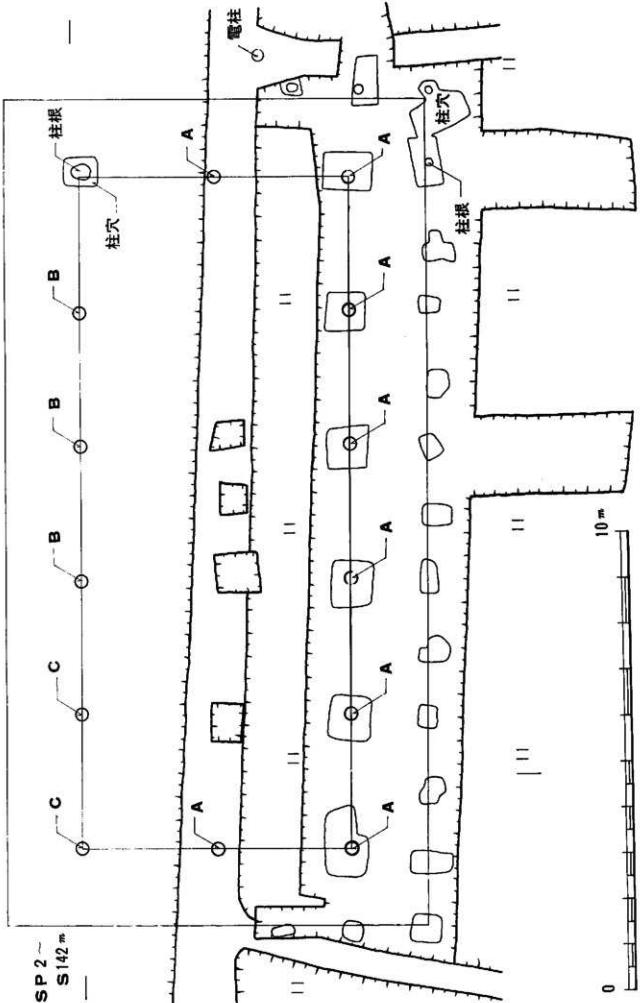
水  
系  
方  
位



6°11'20"

西田小学校旧防火用池

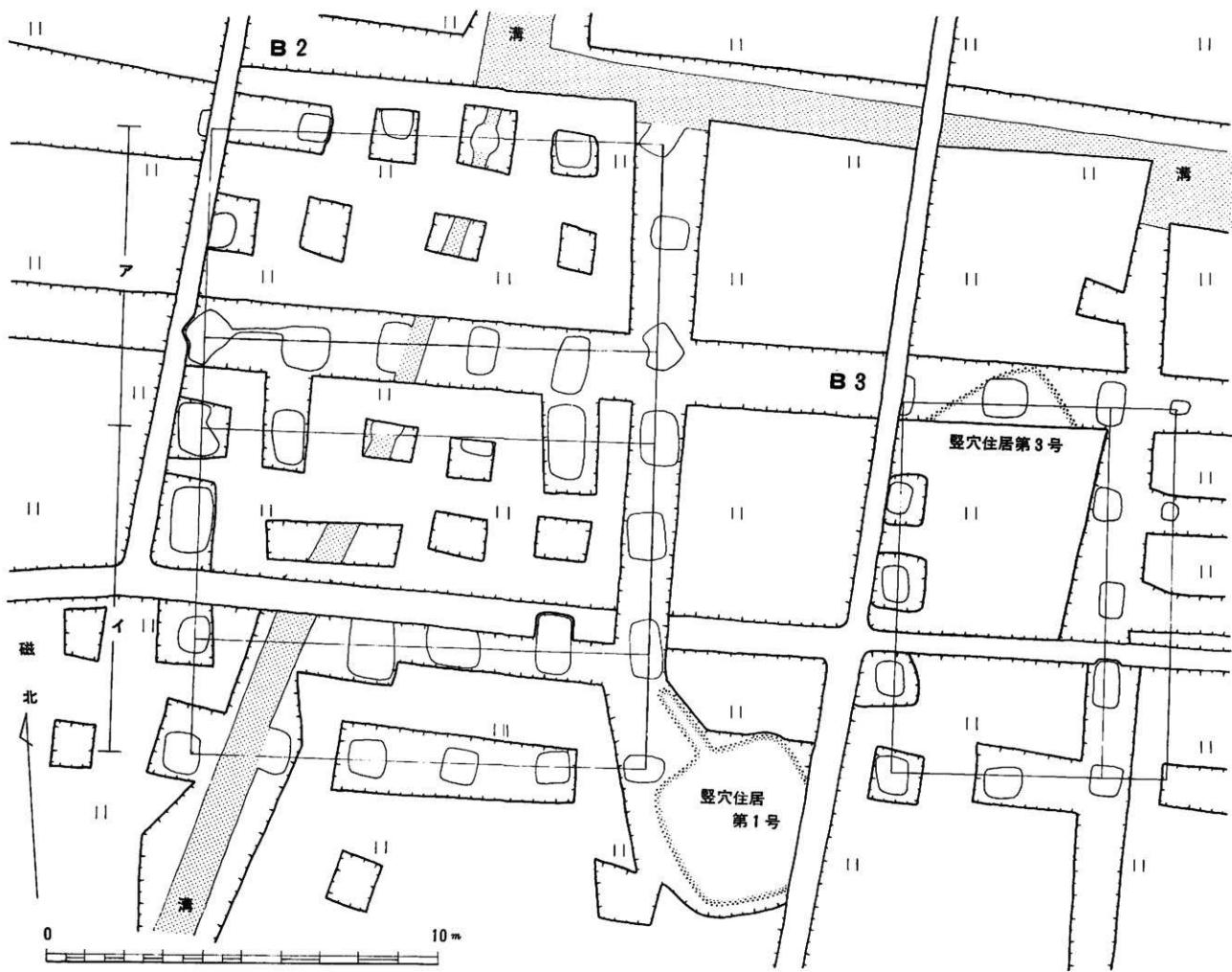
SP 2 - E 172 m

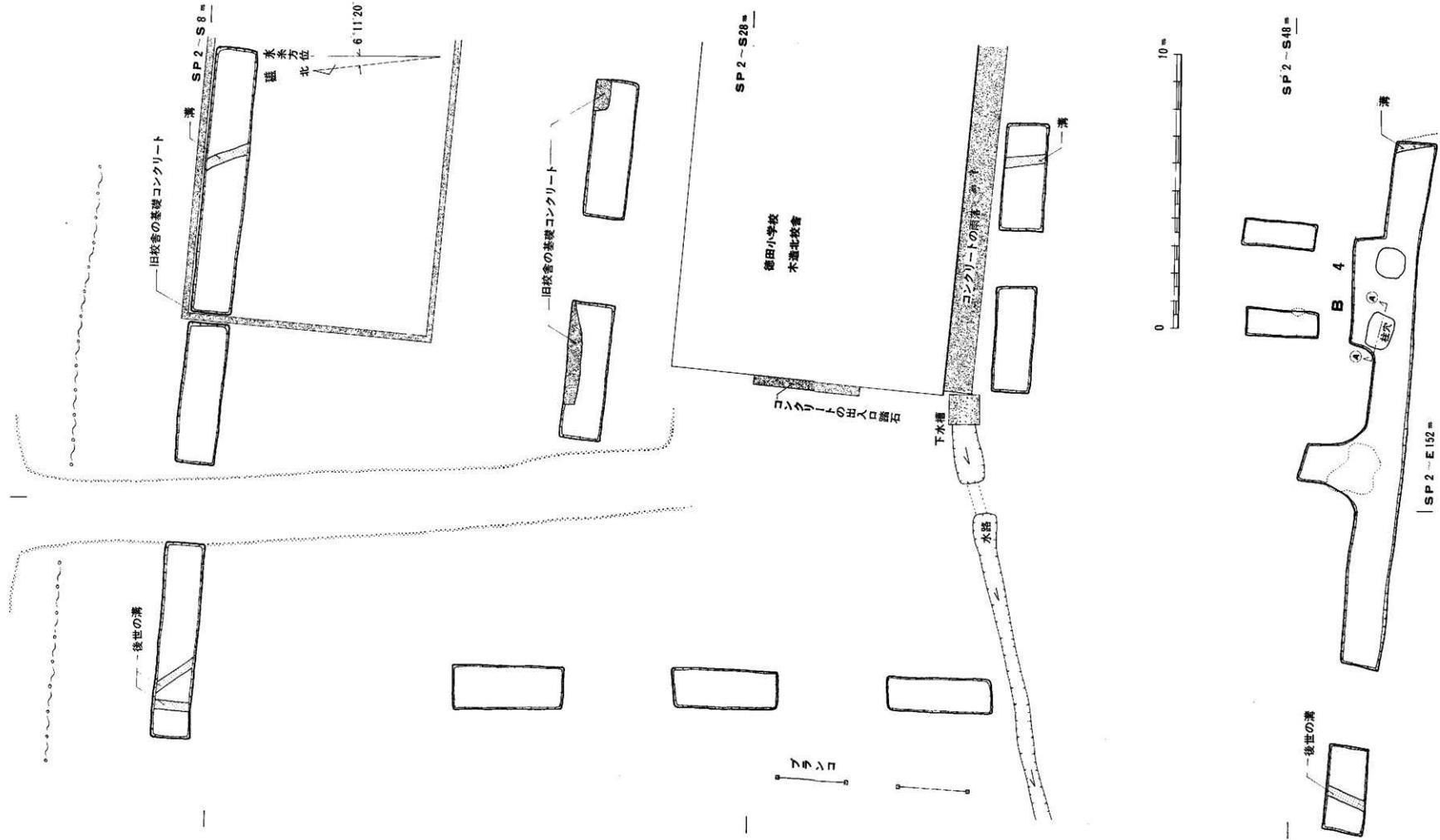


図中のA、B、Cの符号のあるものは柱で、斯く調査時にその存在を確認したのを模式的に図示している。  
そうしたものの左にあるのは柱を調査した時のまゝのもの、Bの符号付した柱は斜め支撑時に  
その所を内側にしたもの、Cの符号付したものは斜め支撑時に置いて壁土のため調査は不可能であつた柱である。

B2・B3建物実測図

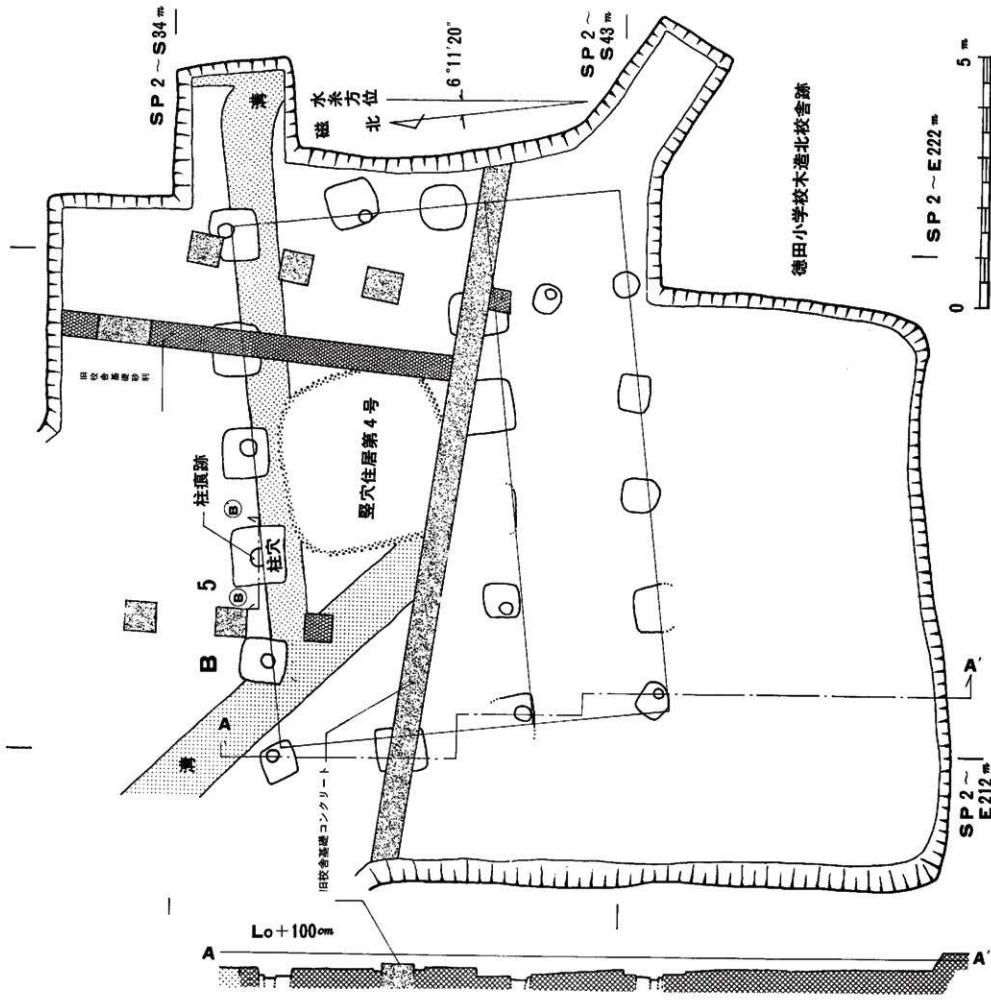
PLAN 4





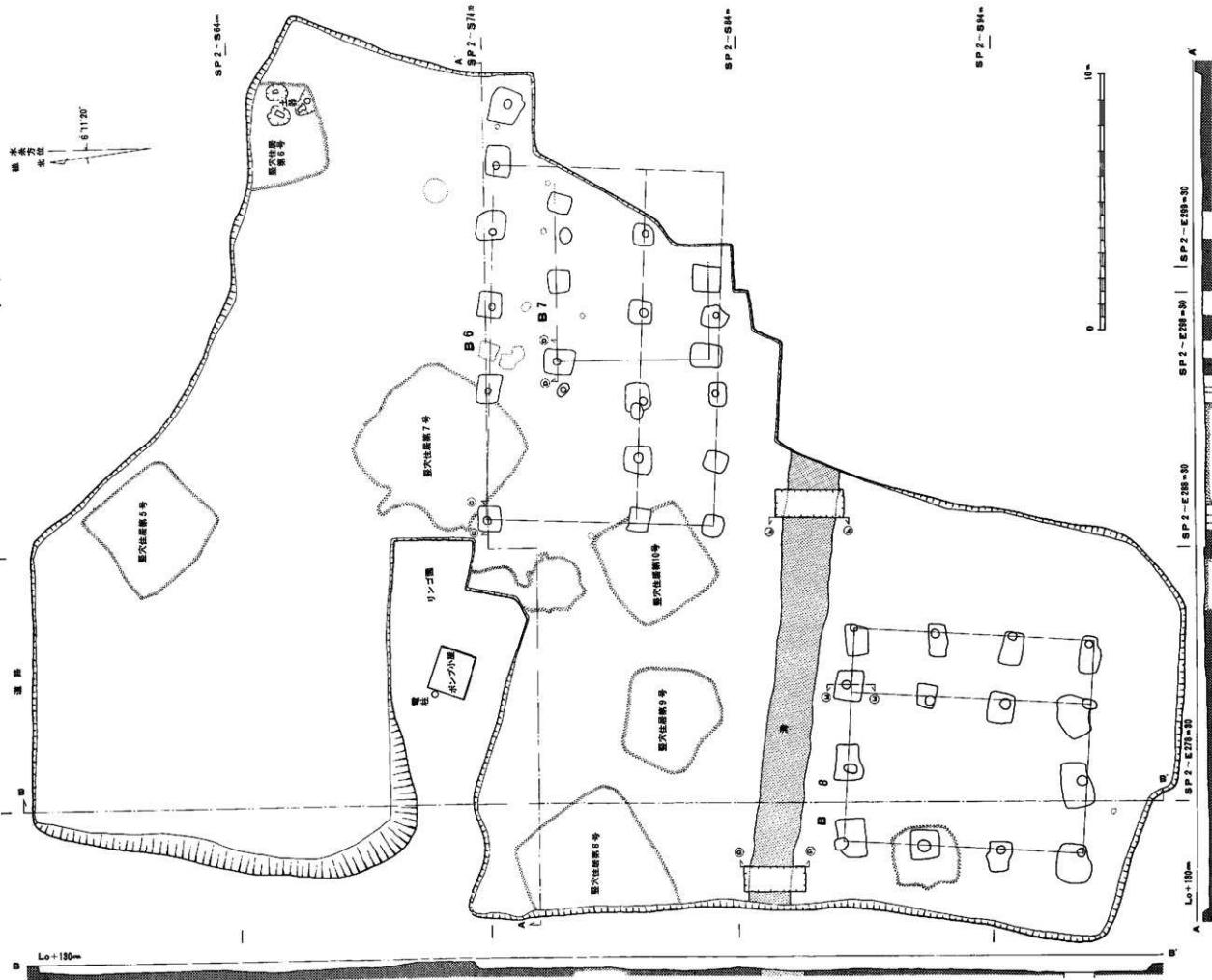
B5建物実測図

PLAN 6



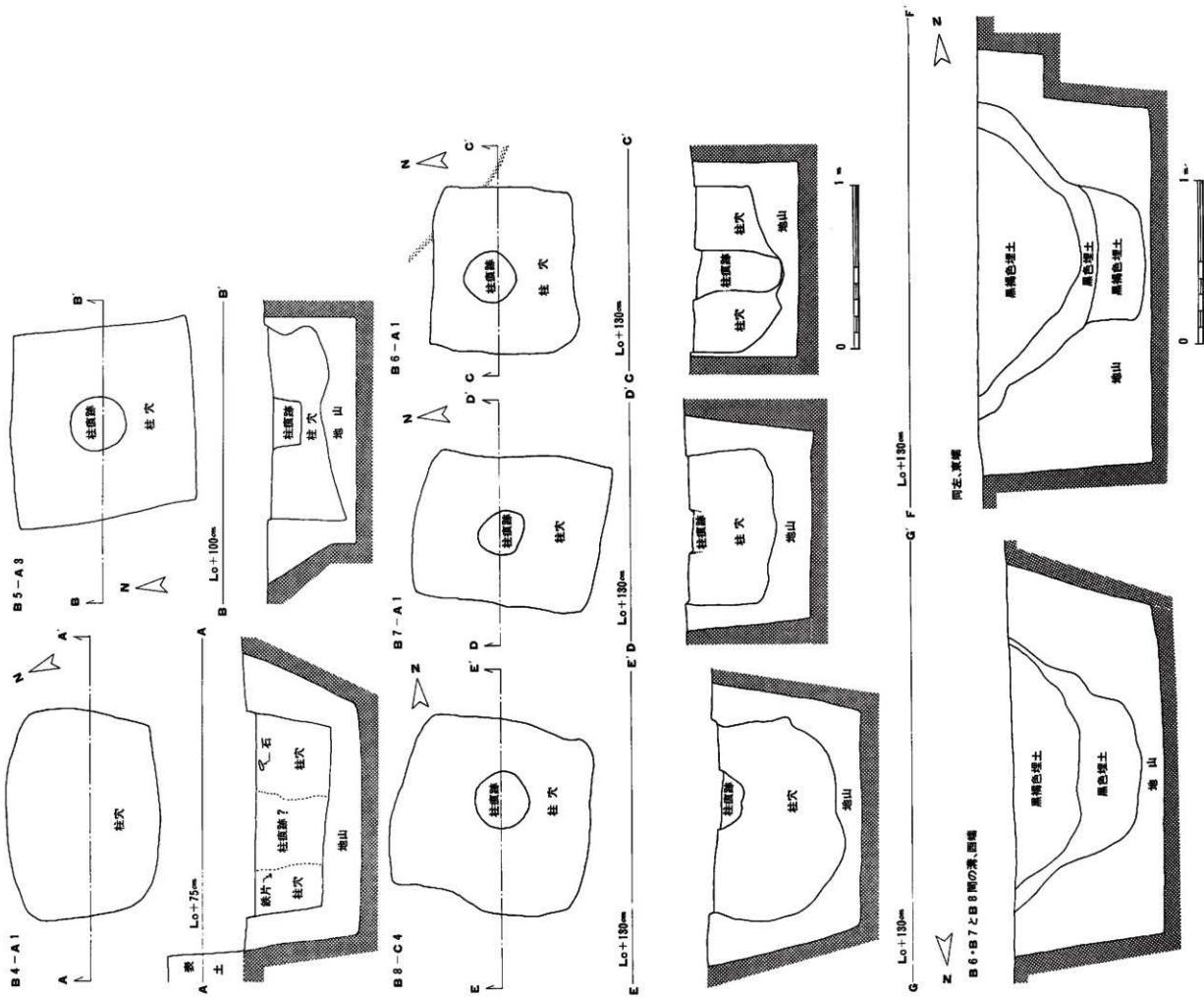
PLAN 7

B6・B7・B8 建物実測図

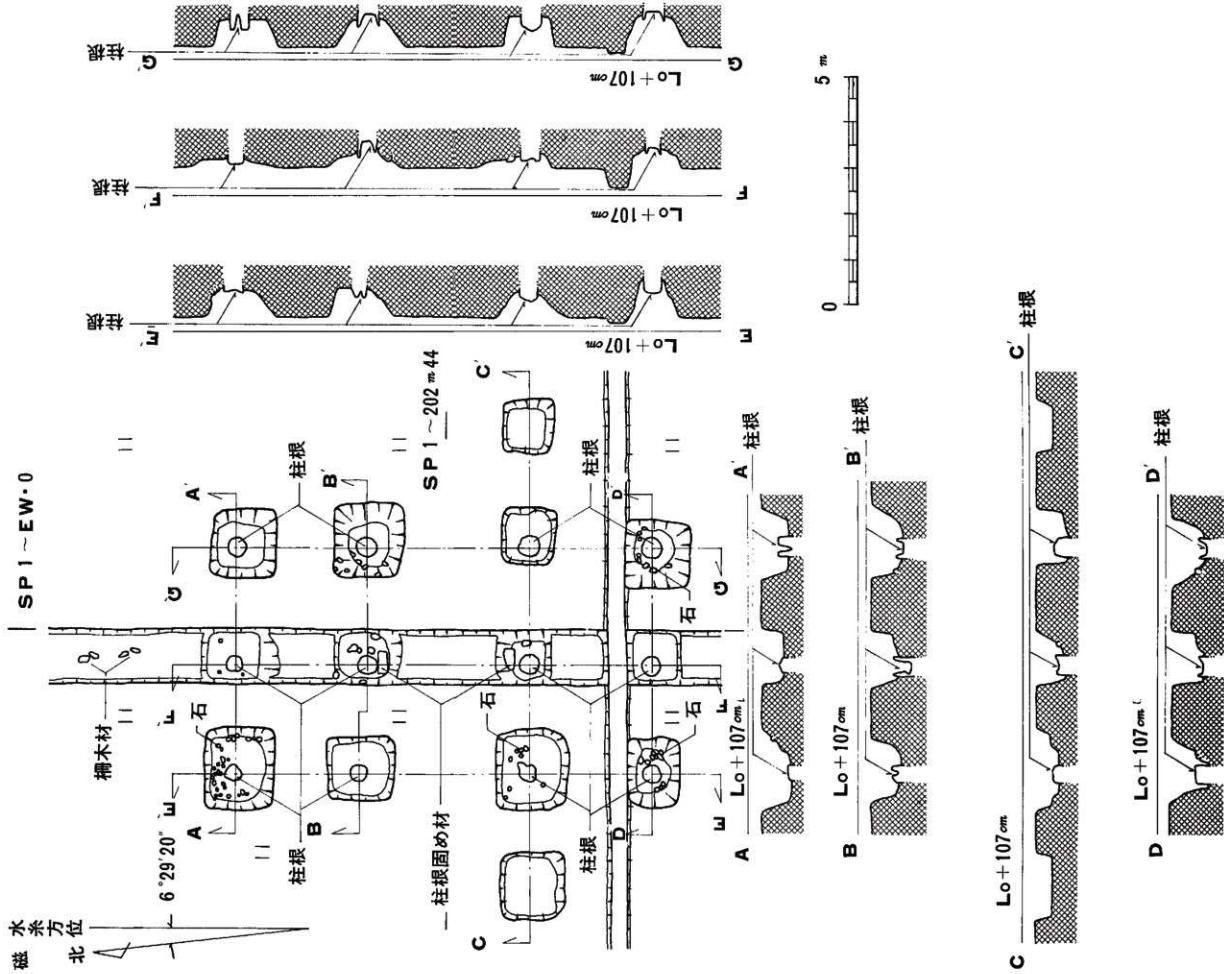


B 4 ~ B 8 建物柱穴・溝断面実測図

PLAN 8

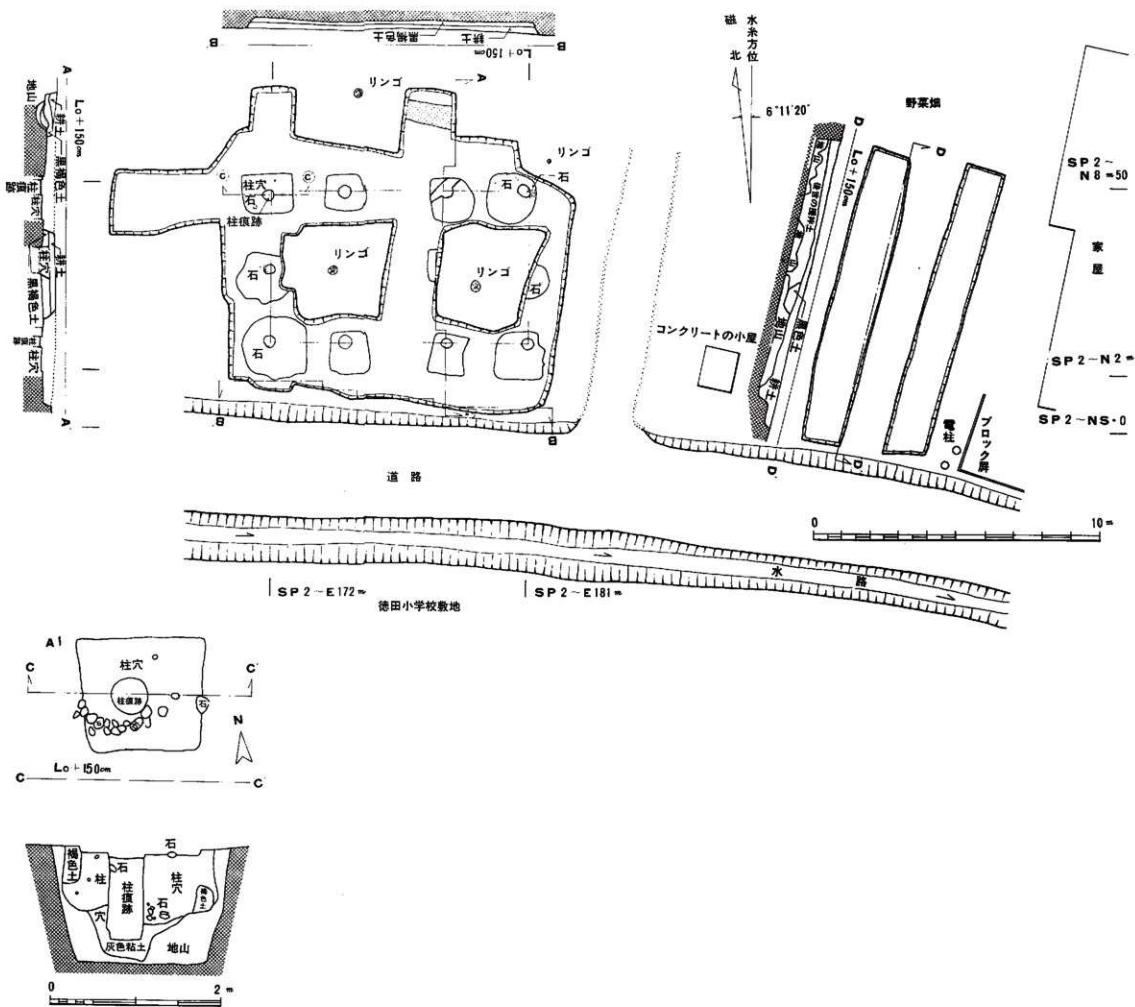


SP1-EW:0



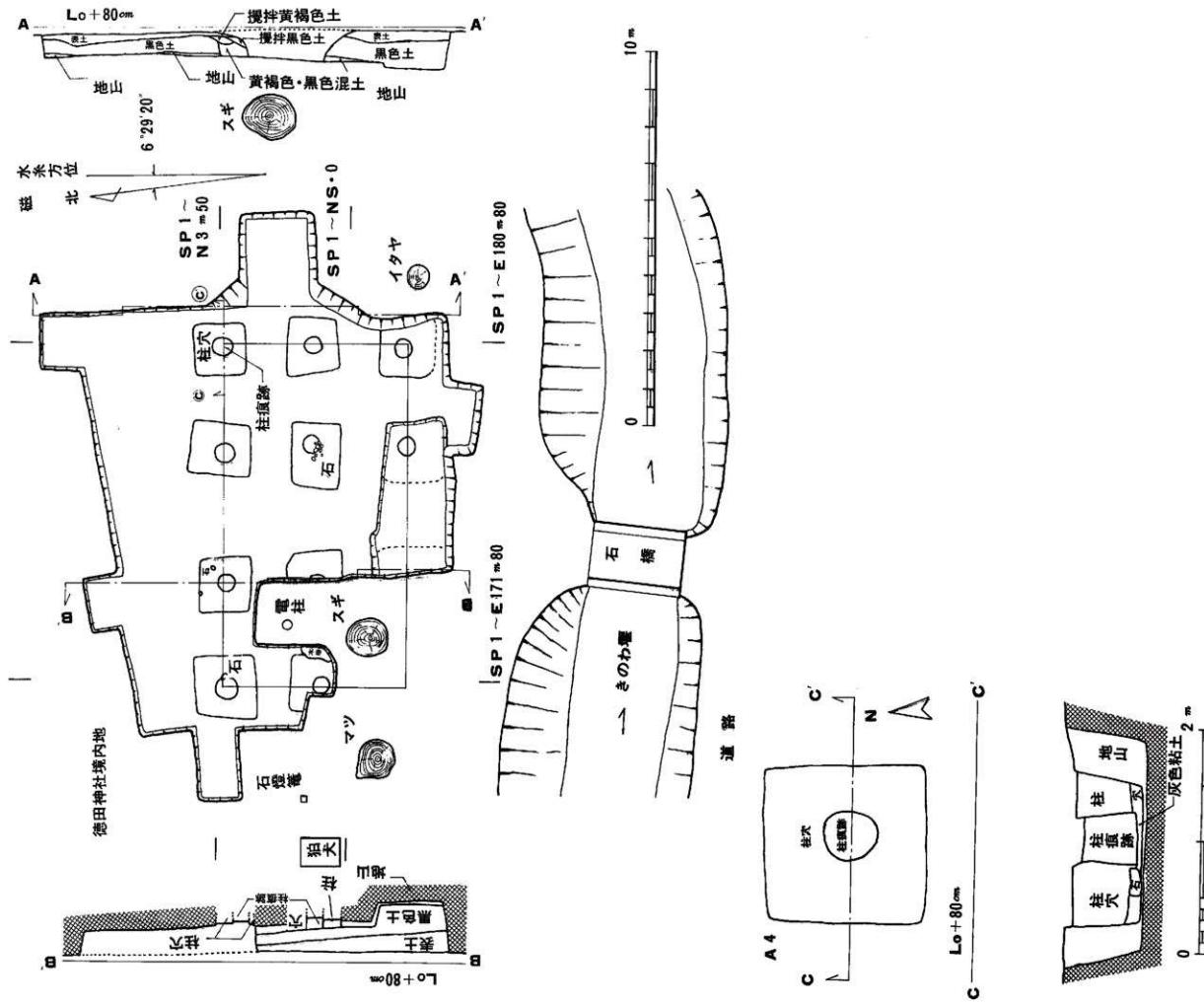
## G 2(外柵北)門実測図

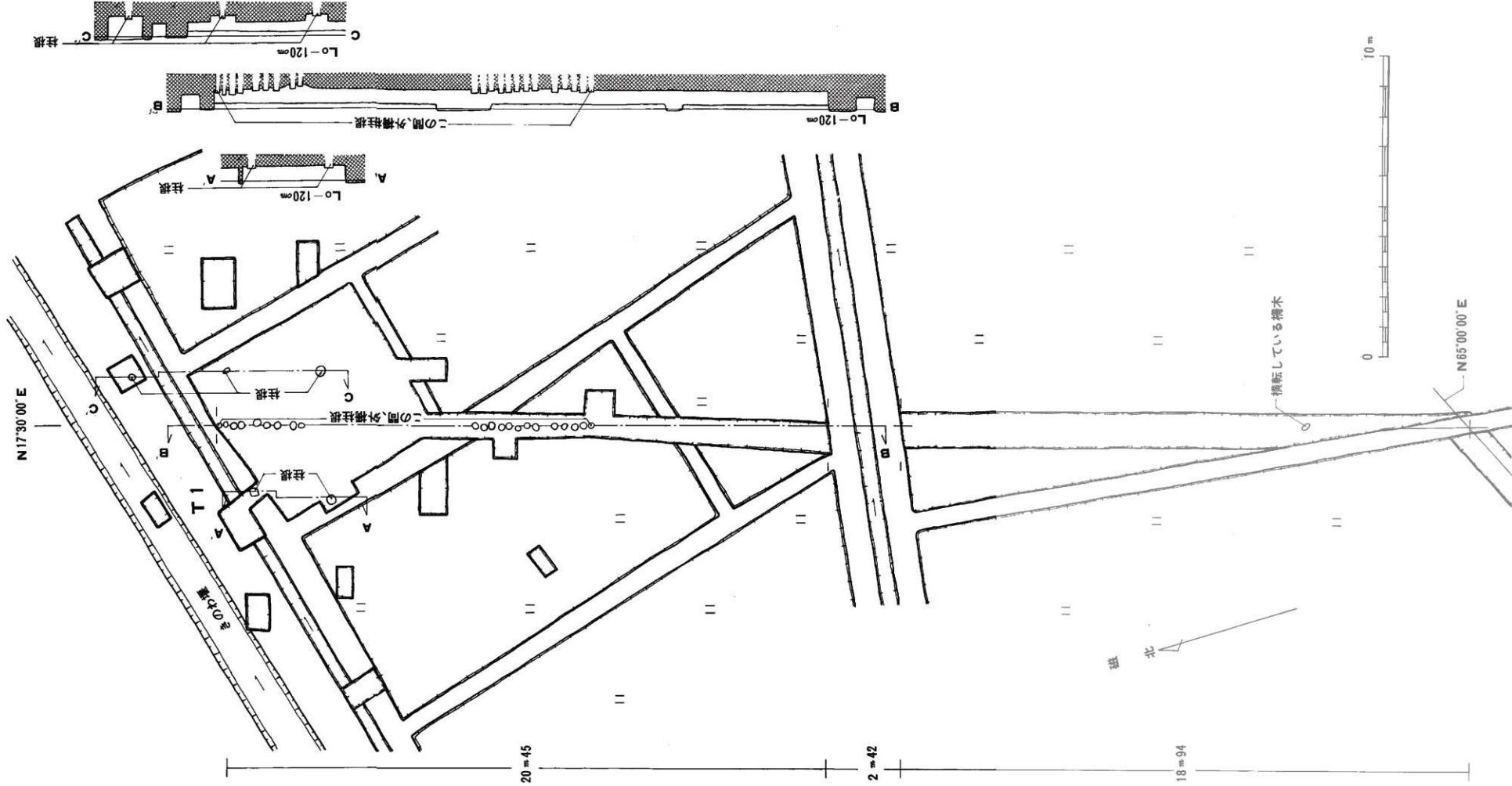
PLAN10



G 3 (外柵南)門実測図

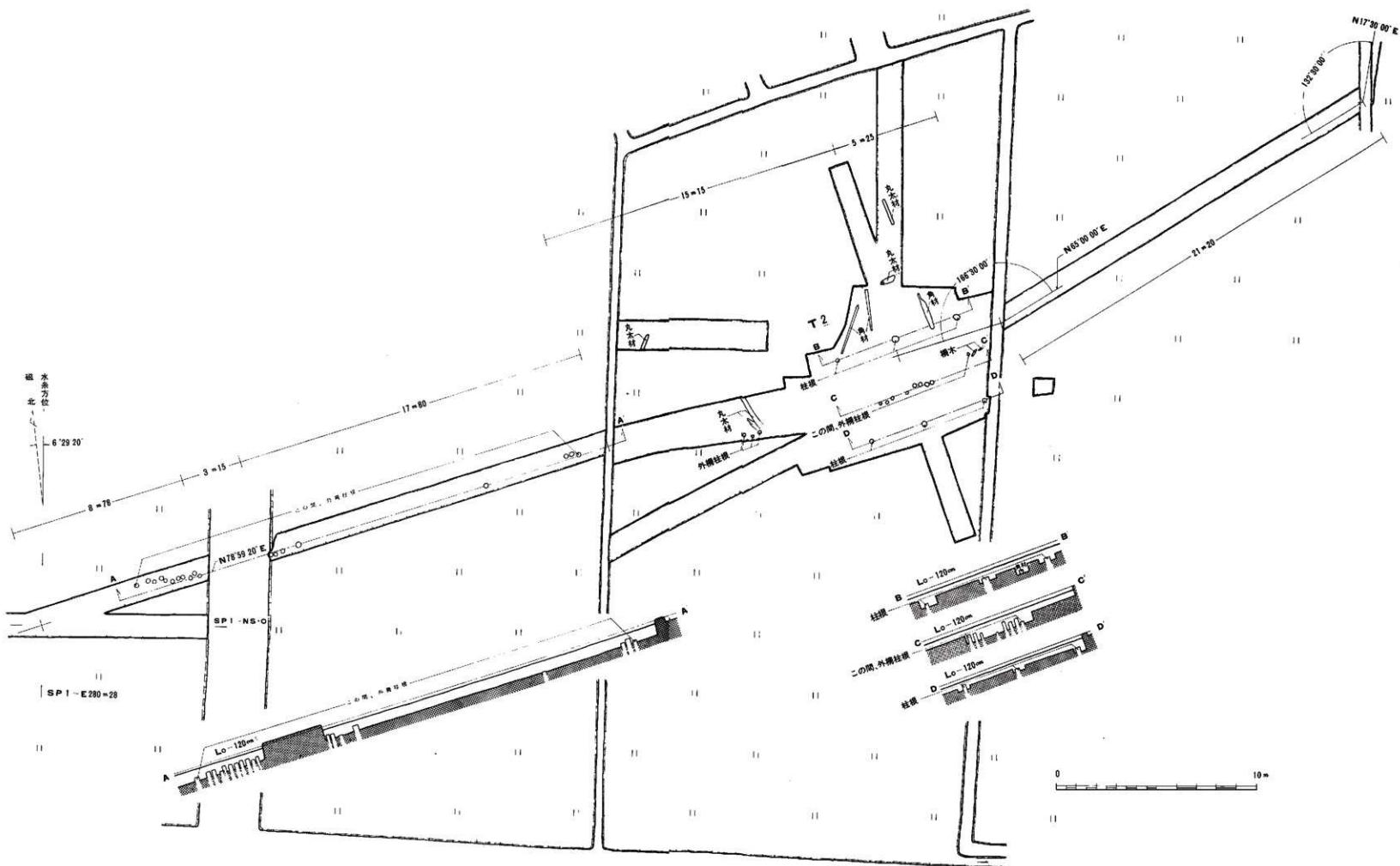
PLAN 11





T 2 構・南辺外柵実測図

PLAN13



### 3 構・南辺外柵列実測図

水系方位  
滋北

- 6 ° 29' 20 "

G

SP1 ~ NS

3

1

### **按钮组**

11

18 - 120°

10

-o- 120

1

— A'

1

1

10

L<sub>0</sub> = 120 cm

P 1 ~ E 249 m 37

一、根柱標外間

SP1~E

三

外箱尺寸

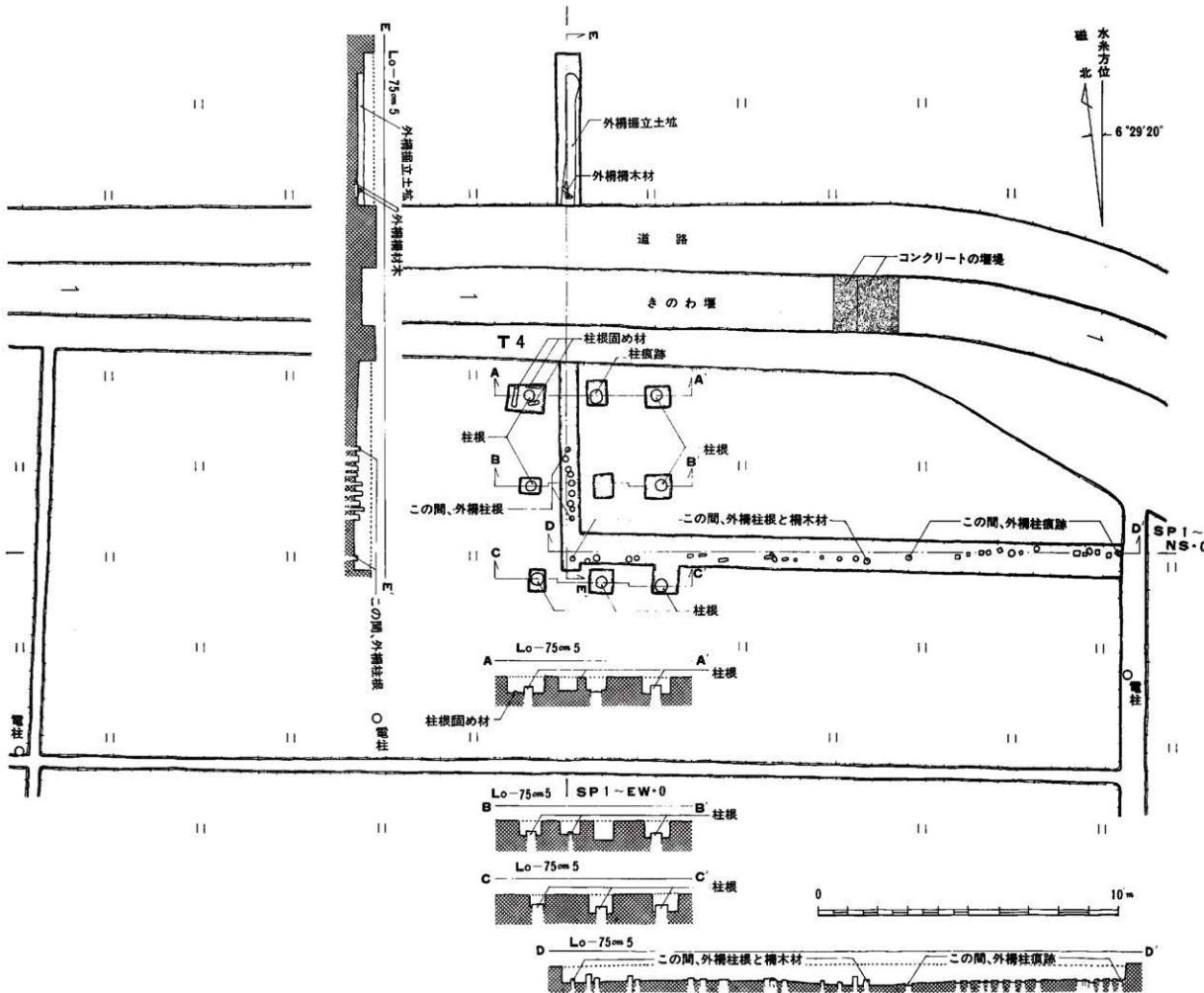
6

1

— 1 —

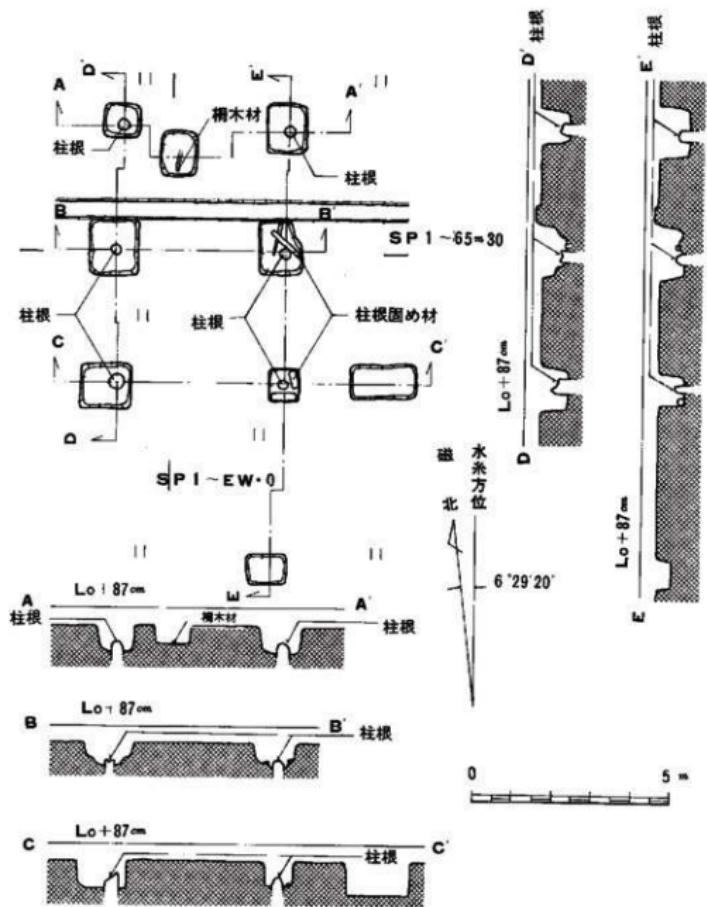
T 4 (西南隅) 檜実測図

PLAN15



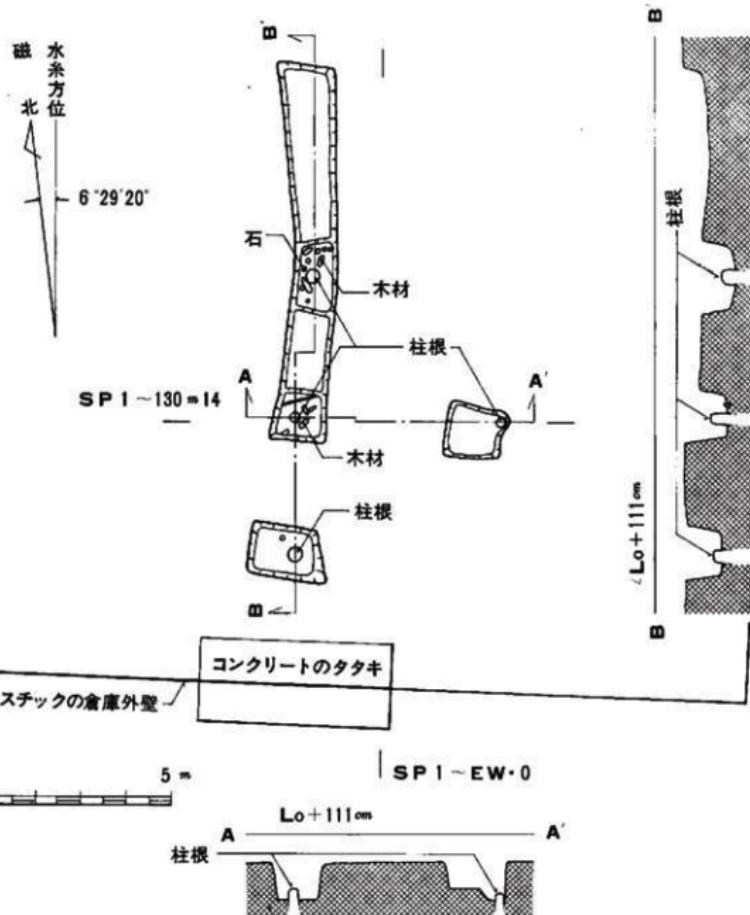
## T5櫓実測図

PLAN16



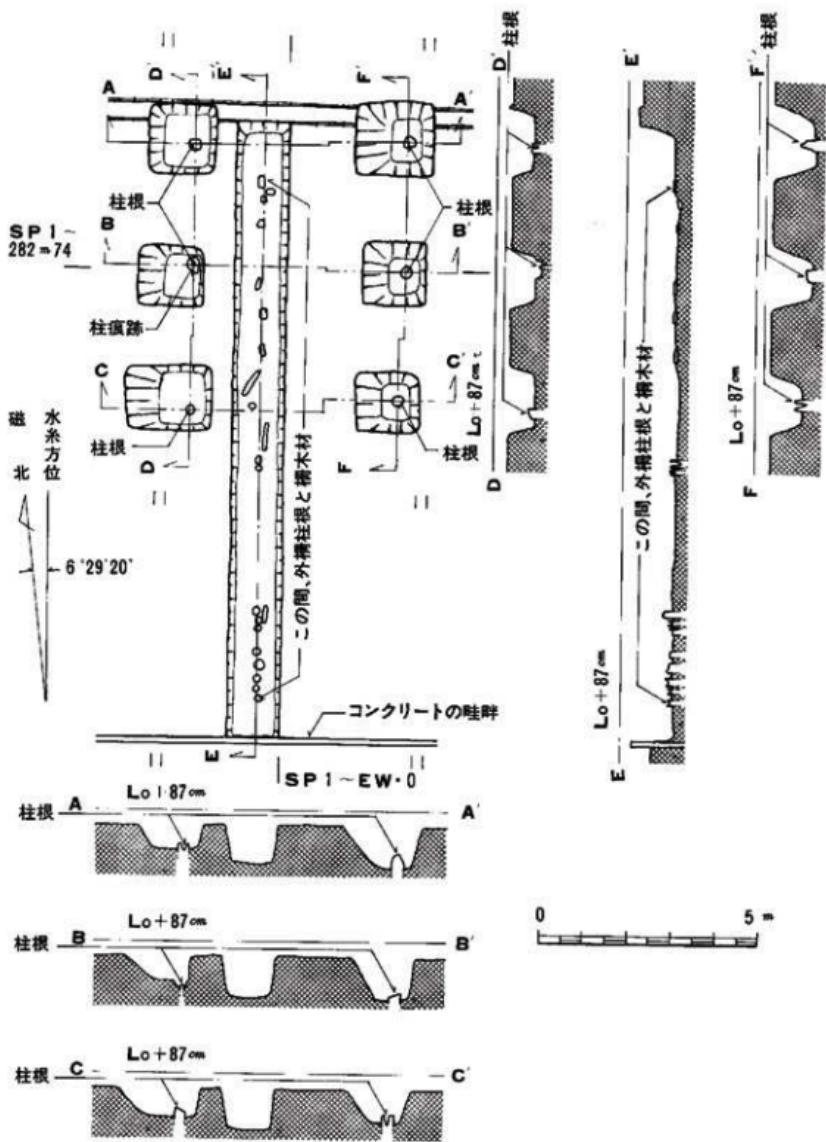
T6 構 実 測 図

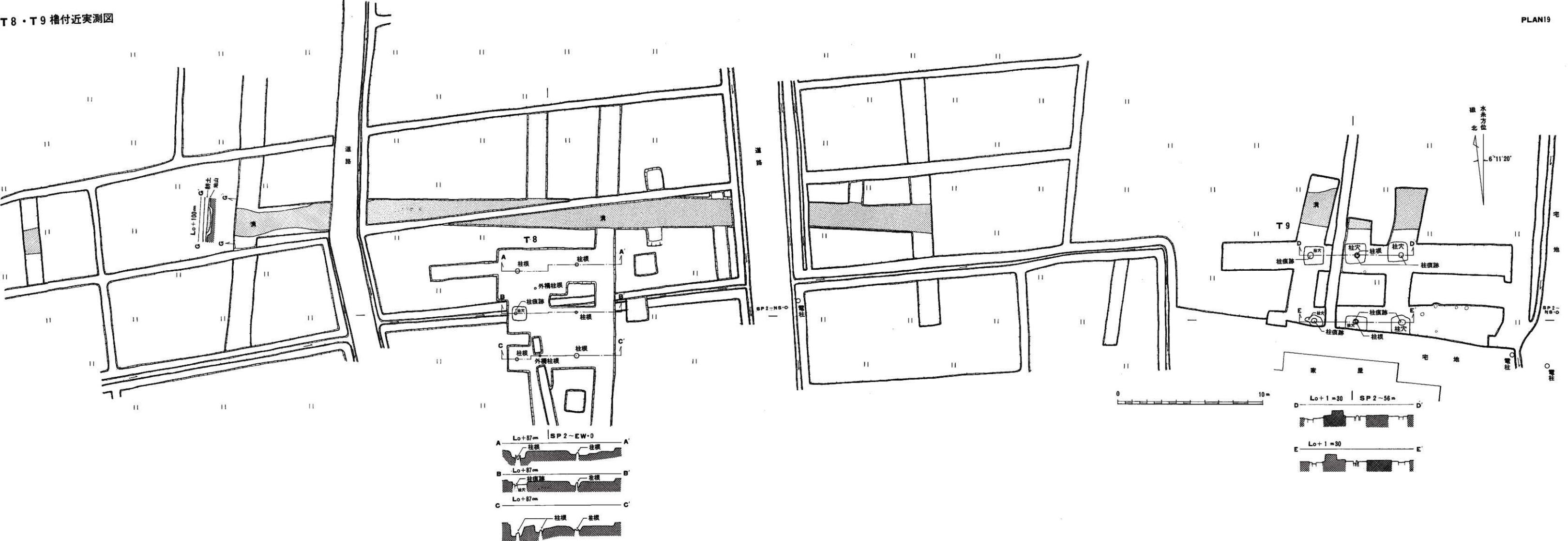
PLAN17



# T 7 橋 実測 図

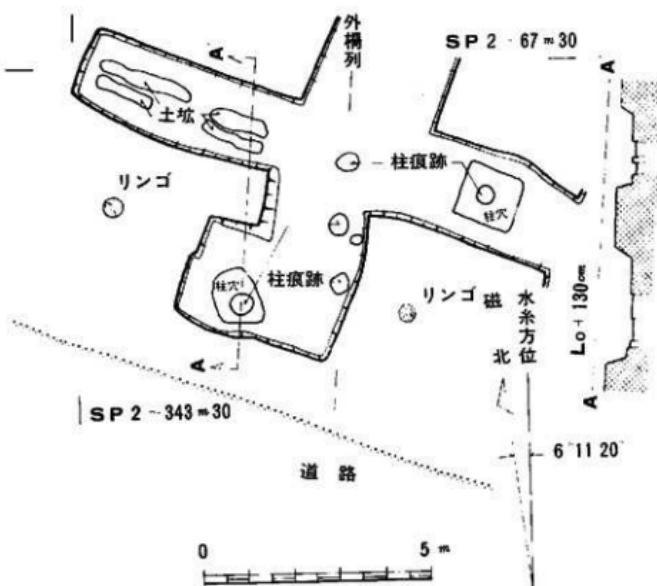
PLAN18





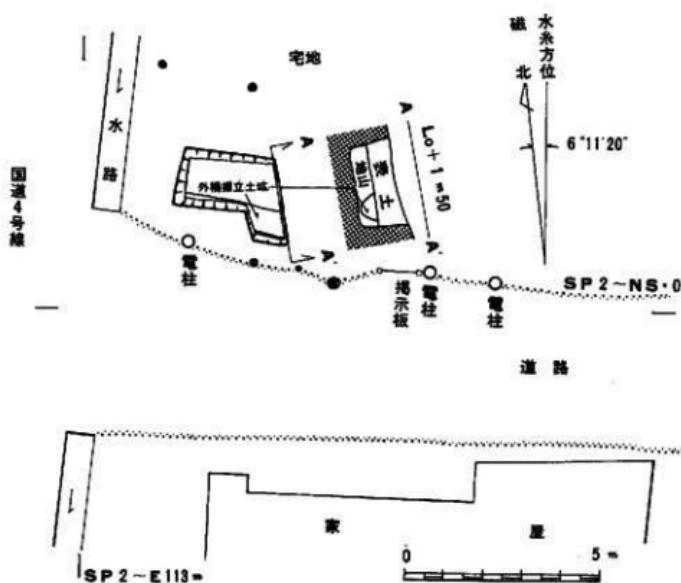
# T10櫓 実測図

PLAN20



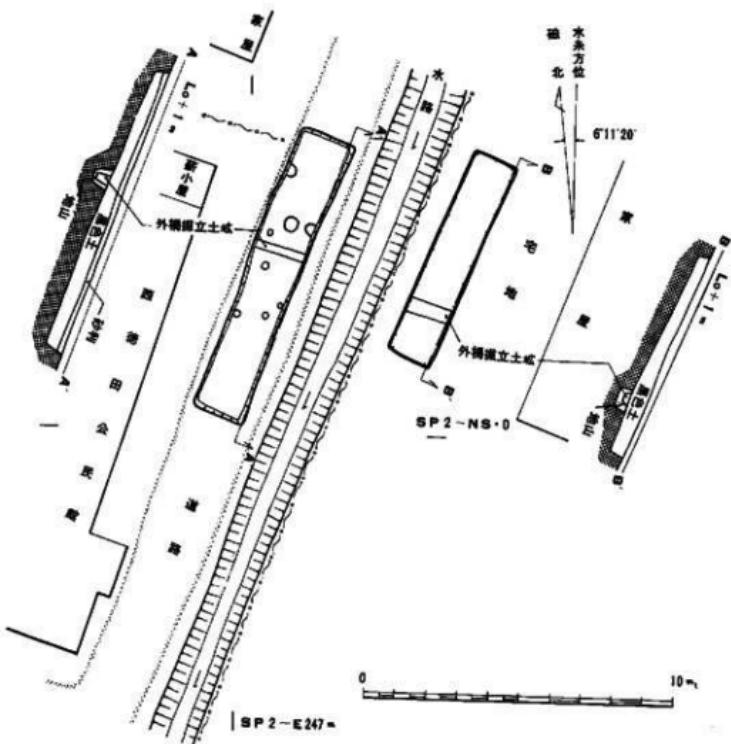
# 北辺外柵実測図

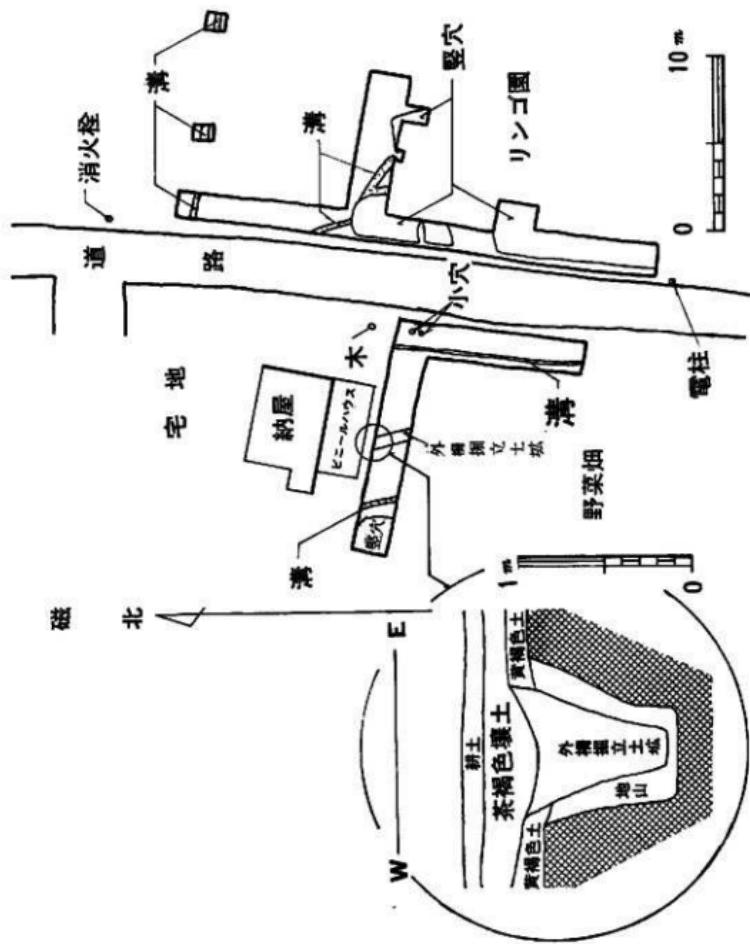
PLAN21



# 北辺外柵実測図

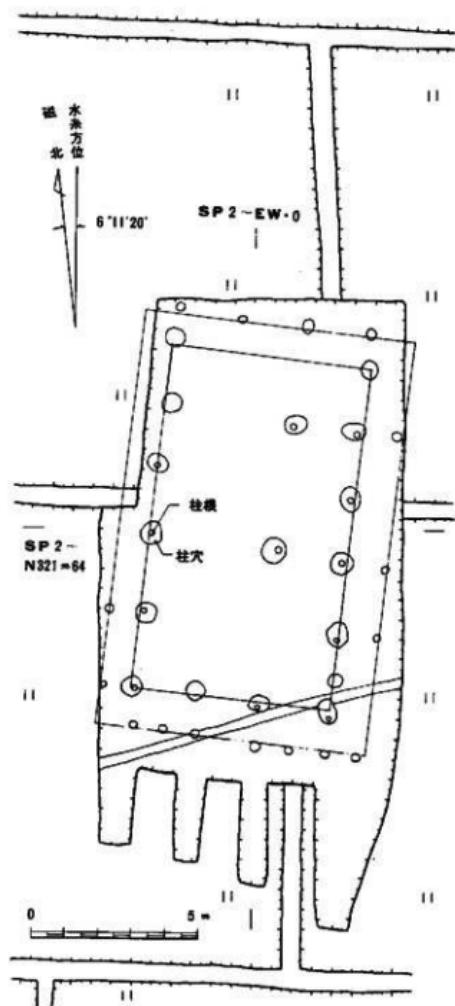
PLAN22





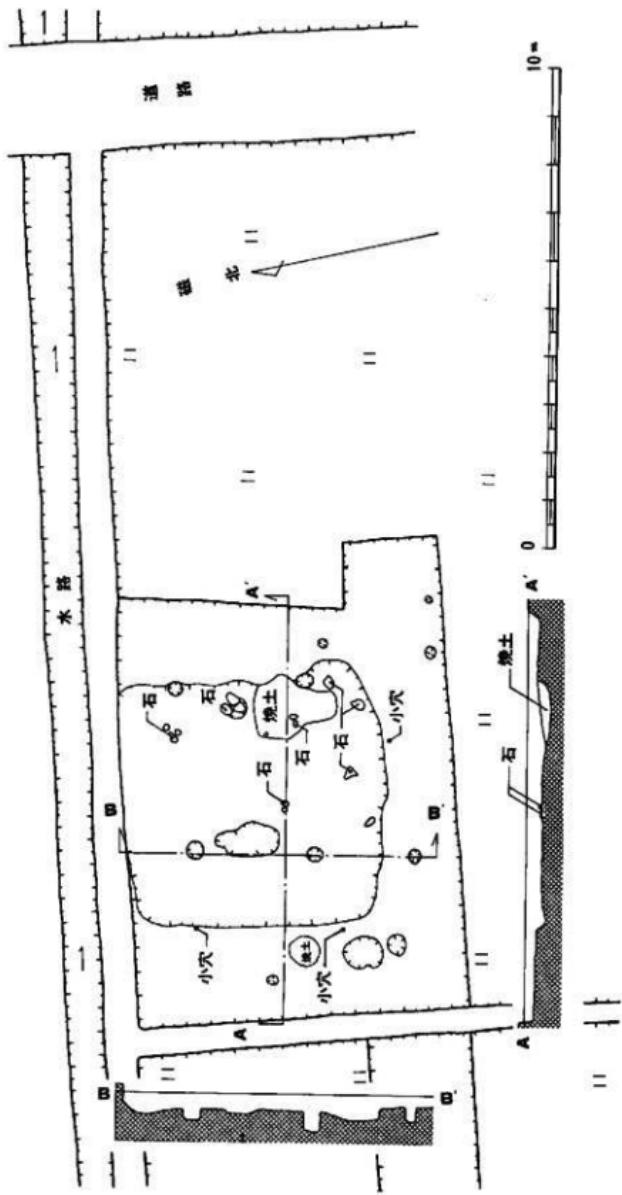
西辺外構北方延長線上の建物

PLAN24



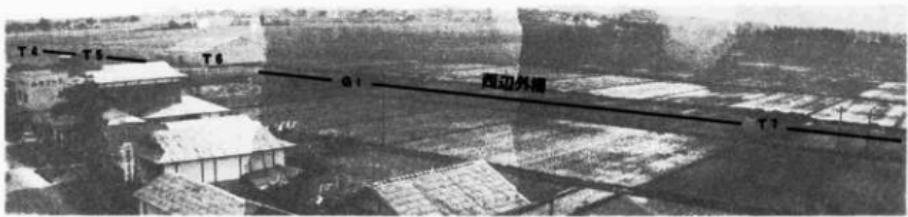
西辺外柵北方延長線よりの竪穴住居

PLAN25





## 全 景

1. 南辺  
北から2. 西辺南半  
東北から3. 西辺北半  
東南から4. 北辺  
南から5. 東北隅と西辺  
北から

## 全 景



1. 南辺  
北から



2. 西辺南半  
東北から



3. 西辺北半  
東南から

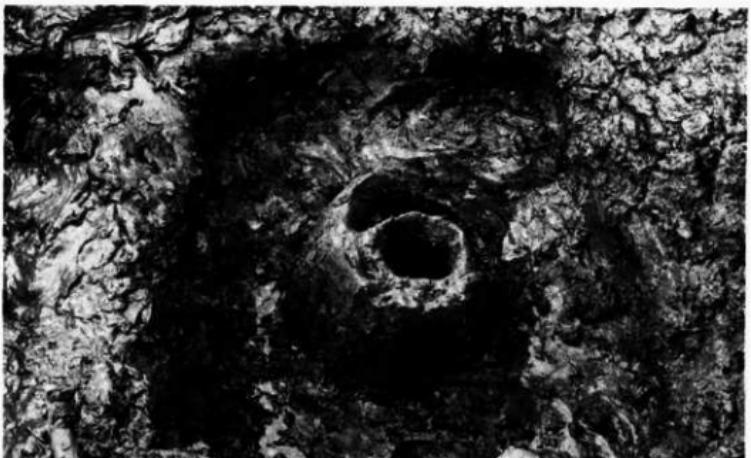


4. 北辺  
南から

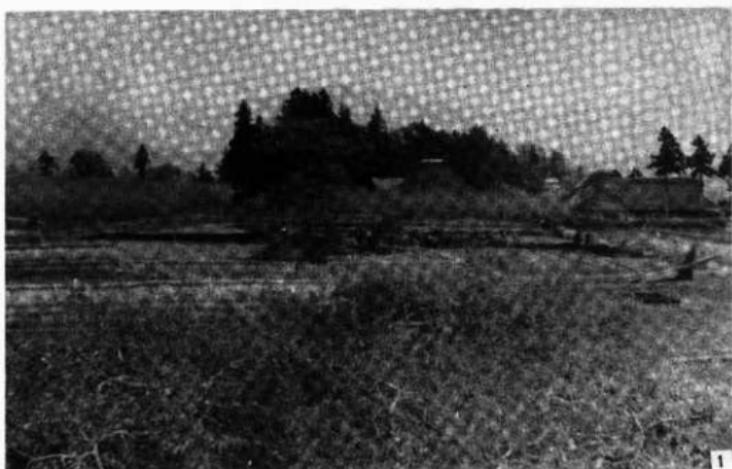


5. 東北隅と西辺  
北から

## B I 建物

1. F, G列柱穴  
西から2. 発掘状況  
東から3. B 12の柱穴と柱根  
南上から

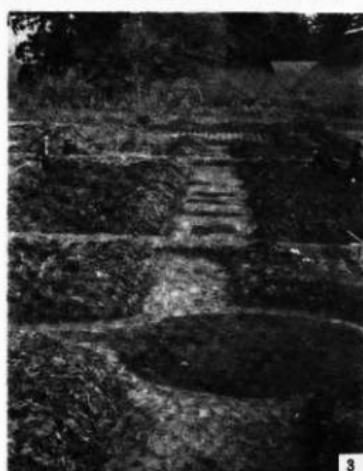
B2・B3 建物



1. 全景  
西から



2. B2建物C列柱穴  
西から

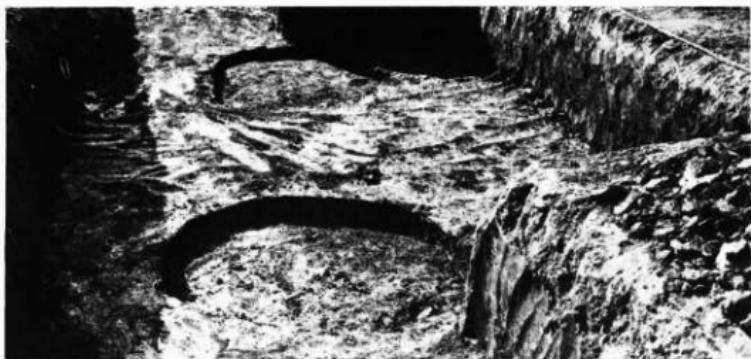
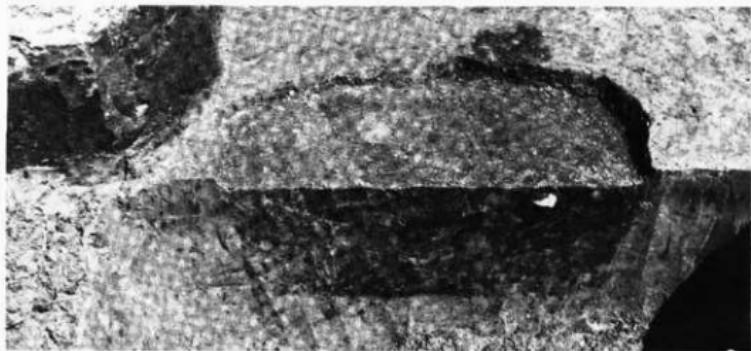
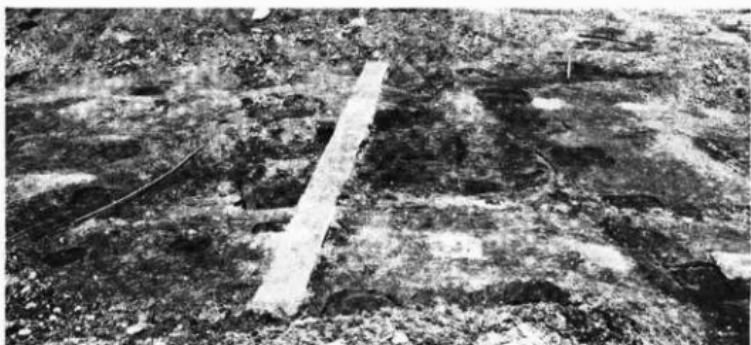


4. 同上6列  
北から

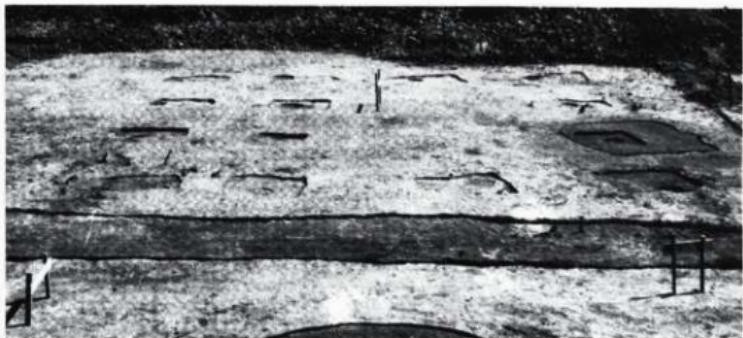


5. 発掘状況  
西から

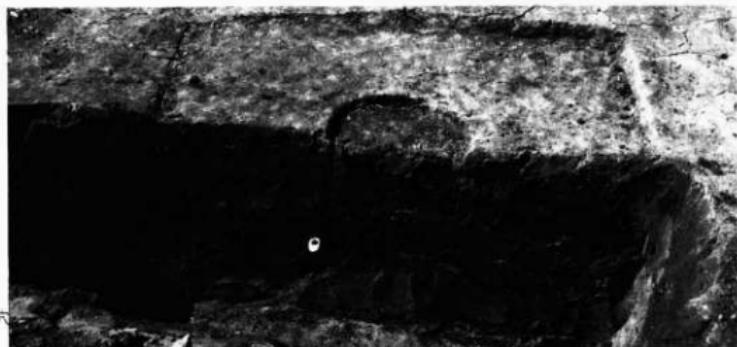
## B 4・B 5 建物

1. B 4  
東から2. B 4 の A 1  
南から3. B 5 建物  
東から4. 同上  
西から

B 6・B 7・B 8 建物

全 景  
西北からB 6・B 7 建物  
北からB 8 建物  
北から発掘前の状況  
南から

## B 5～B 8 建物の柱穴



・ B 5 建物の A 3 柱穴  
南から



・ B 6 建物の A 1 柱穴  
南から



・ B 7 建物の A 1 柱穴  
南から



・ B 8 建物の C 4 柱穴  
東から

竪穴住居



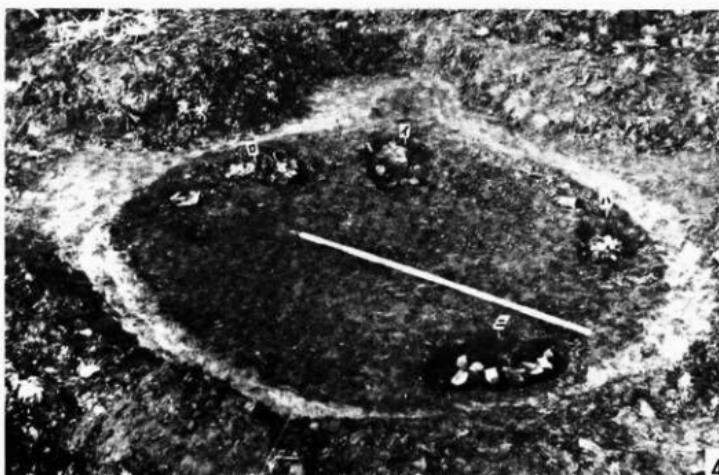
第1号全景  
南から



第1号土器出土状況  
東上から

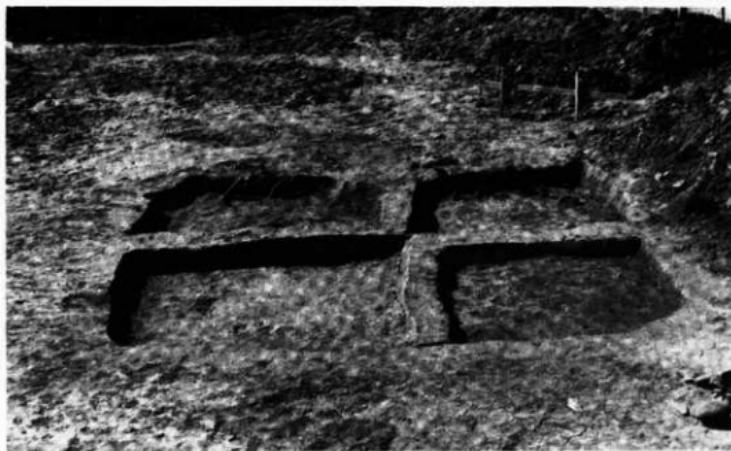


第2号土器出土状況  
東上から

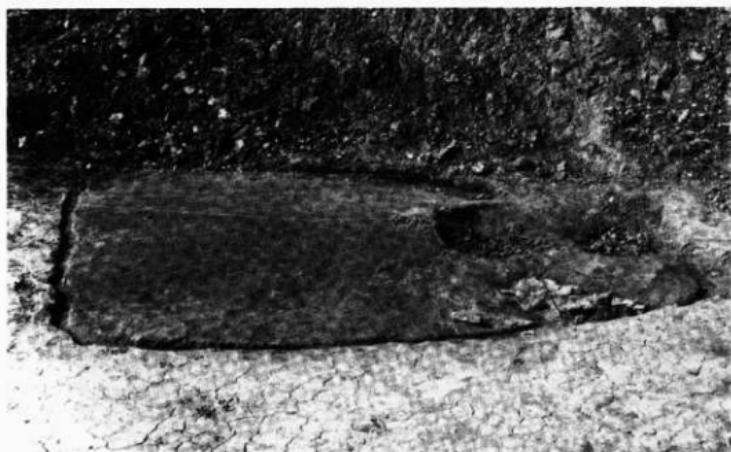


第2号全景  
南から

豎穴住居



第5号全景  
東から



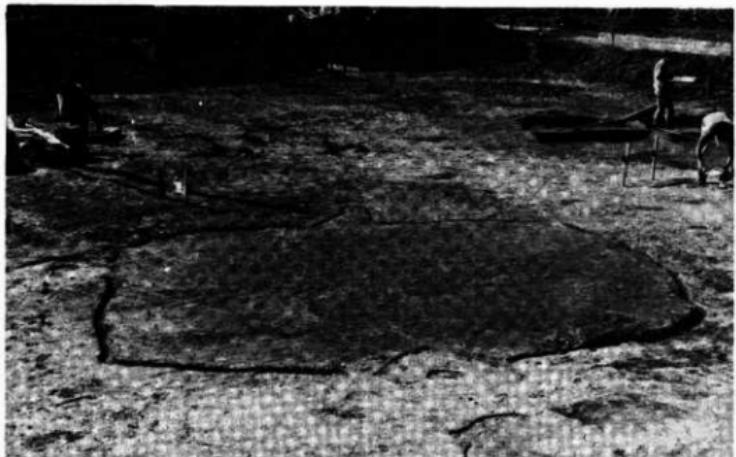
第6号全景  
南から



第6号土器出土状況  
北から

整穴住居

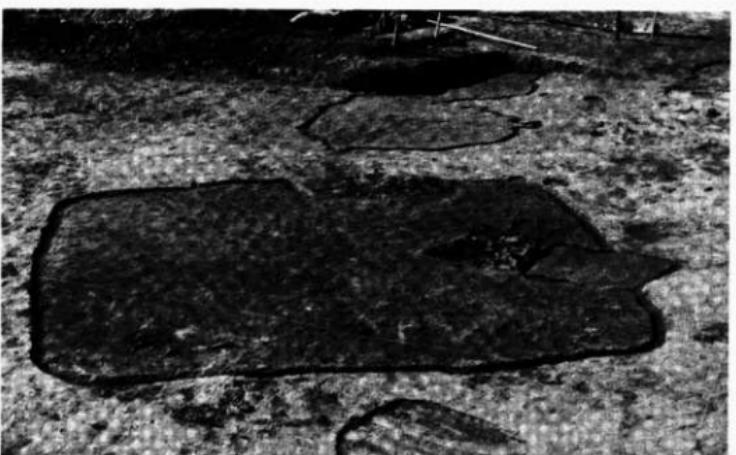
1. 第7号全景  
東南から



2. 第9号全景  
同から



3. 第10号全景  
東北から



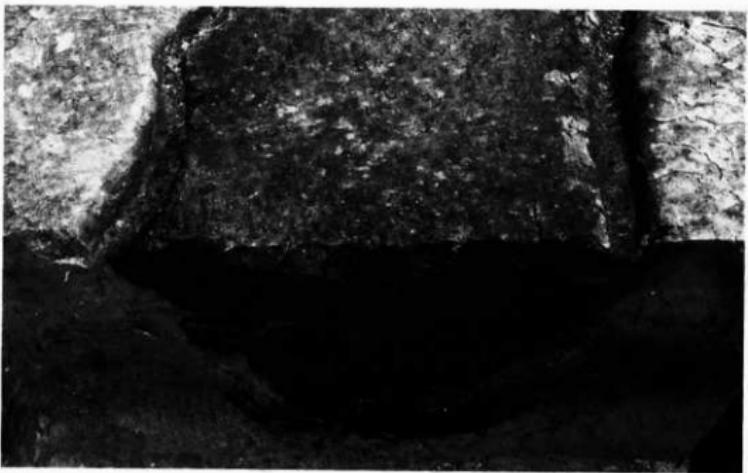
## 溝 跡



2・B 3 建物付近の溝  
から



6とB 7とB 8建物の  
にある溝の末端  
から



同上西端  
西から

外柵南辺



T 1 ~ T 3 棚  
付近の樹木  
南から



T 1 棚  
付近の樹木  
南から



2



2 棚付近の樹木  
南から

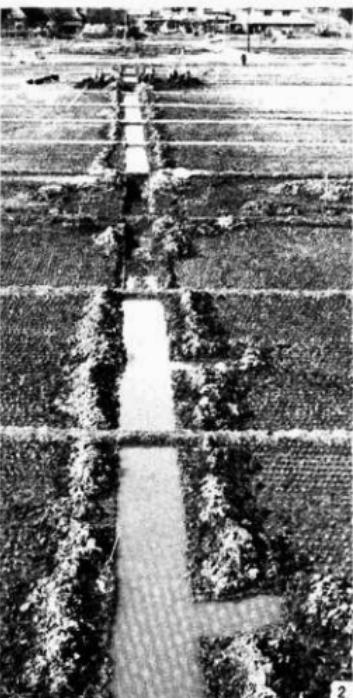
上  
から

3

外桐南辺



外柵西辺

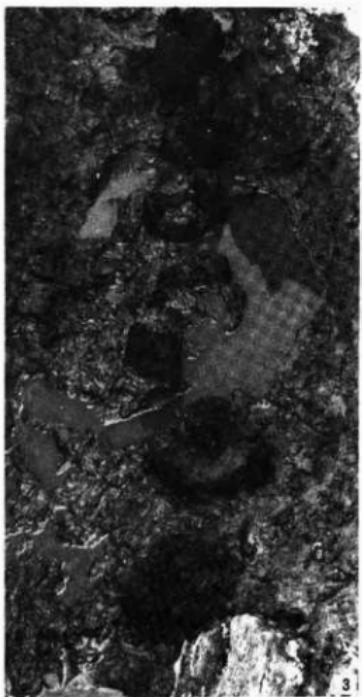


・ T 5 棚付近

ら

門・T 7・T 8 棚付近

ら

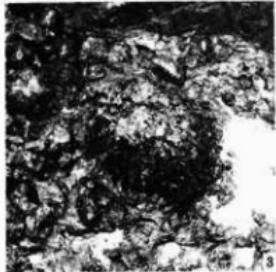
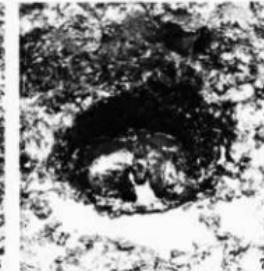
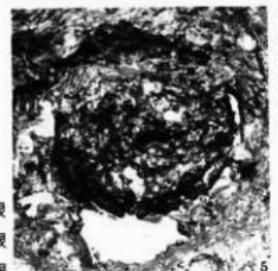
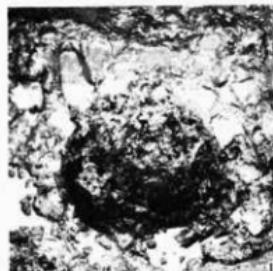
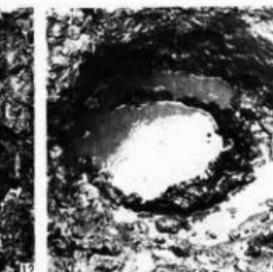
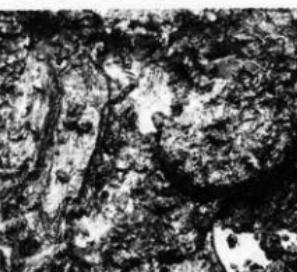
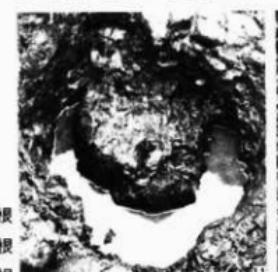


・ G 1 門付近の柵木

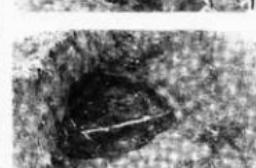
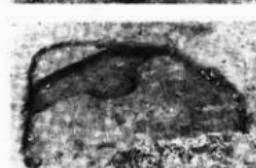
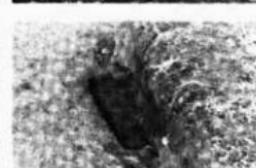
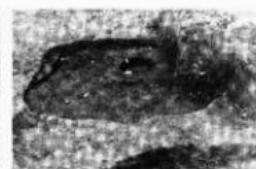
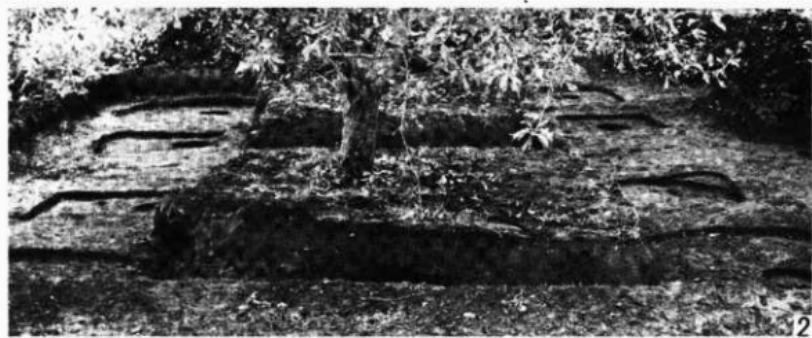


T 8 棚付近の柵木

## G 1 (外柵西) 門

1. 全 景  
西からC 1 柱根  
B 1 柱根  
A 1 柱根C 2 柱根  
B 2 柱根  
A 2 柱根C 3 柱根  
B 3 柱根  
A 3 柱根C 4 柱根  
B 4 柱根  
A 4 柱根

2-13は西上から

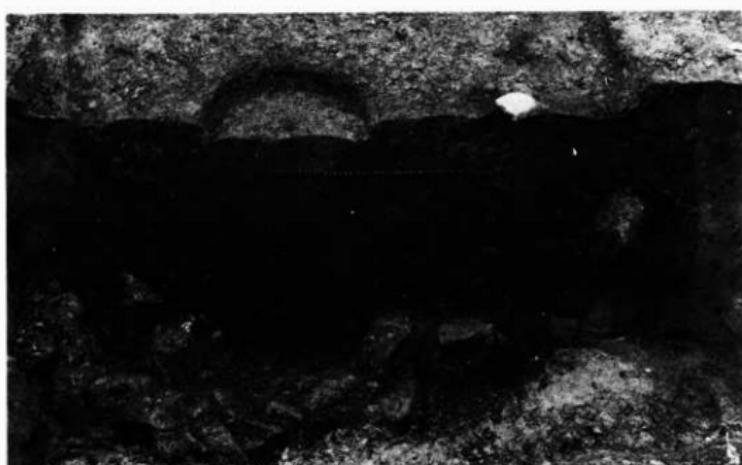


3~14は南上から

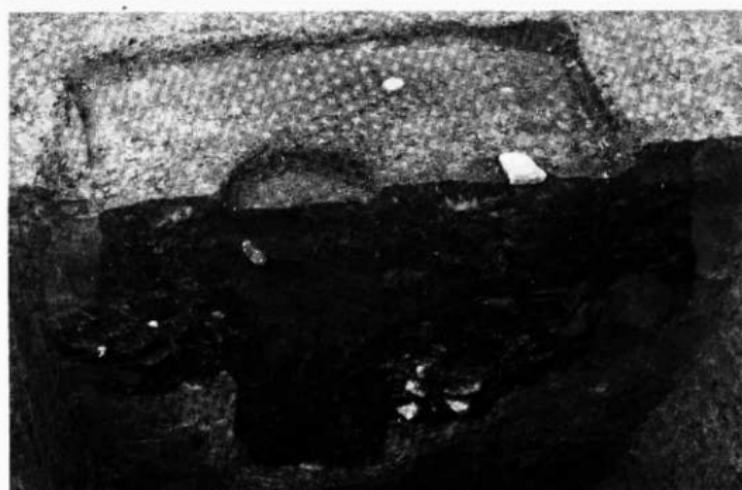
G 2 (外柵北)門



1. A 1柱穴  
南から



2. 同上柱根固め石  
南から



3. 同上断面  
南から

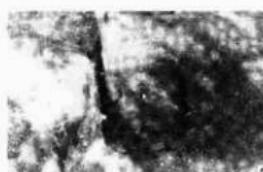
## G 3 (外柵南) 門



1



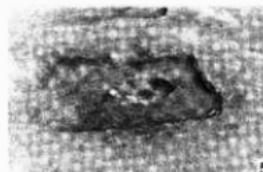
2



3



4



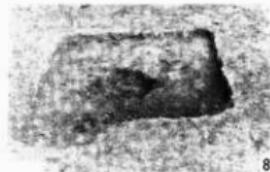
5



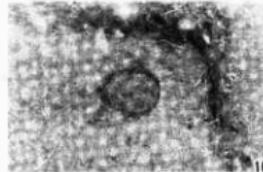
6



7



8



9



10

全 景  
東から同 上  
西から

B 1 柱穴

A 1 柱穴

B 2 柱穴

A 2 柱穴

C 3 柱穴

A 3 柱穴

C 4 柱穴

B 4 柱穴

A 4 柱穴  
3~11は南上から

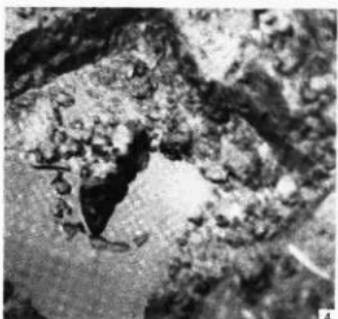
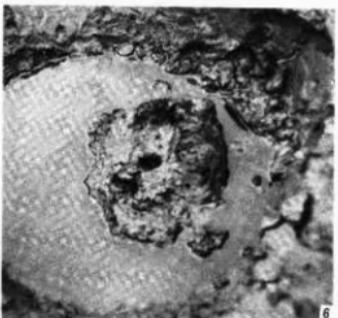
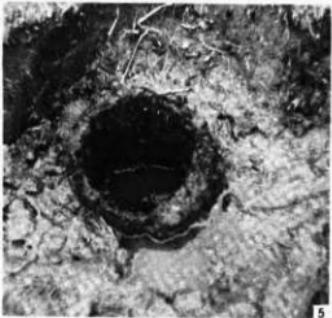
G 3 (外柵南)門



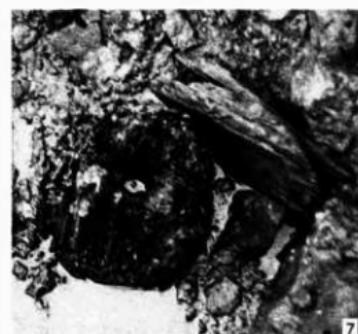
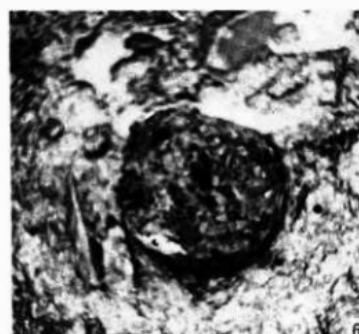
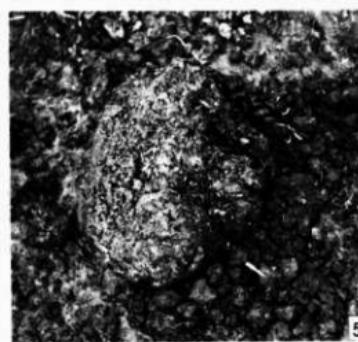
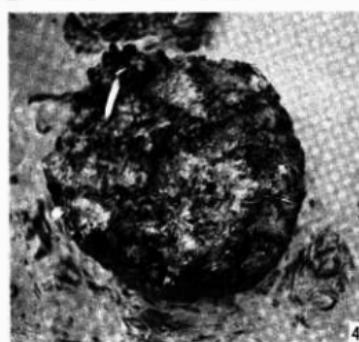
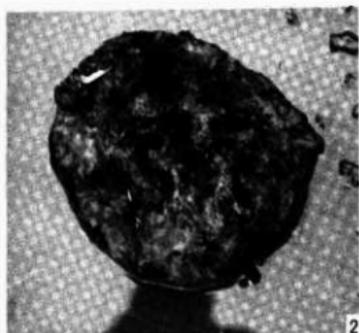
## T I 横



2. B 3柱根

3. A 2柱根  
4. B 2柱根5. A 1柱根  
6. B 1柱根  
2~6は南上から

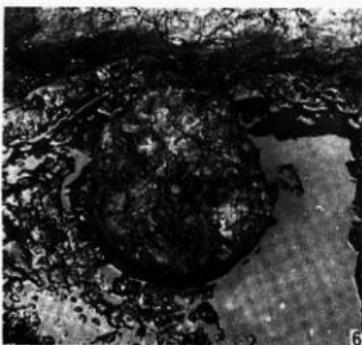
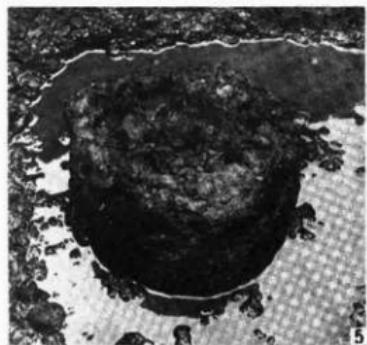
T 2 様

4. A 2 柱根  
5. B 2 柱根6. A 1 柱根  
7. B 1 柱根  
2 ~ 7 は西上

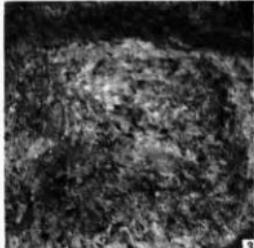
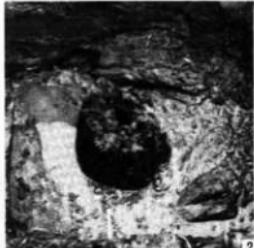
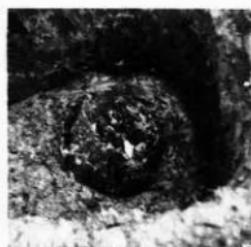
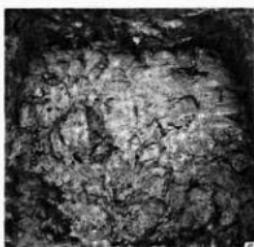
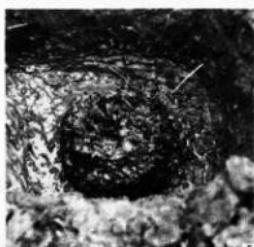
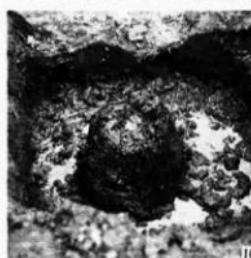
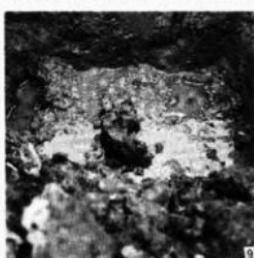
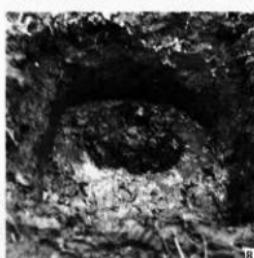
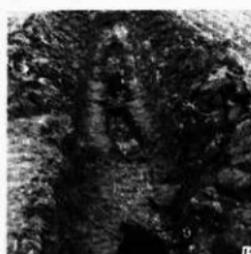
T 3 槽

1. 全 景  
西から

2. B 3 柱根

3. A 2 柱根  
4. B 2 柱根5. A 1 柱根  
6. B 1 柱根  
2~6は同じか

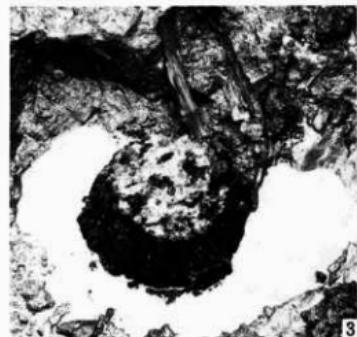
## T 4 (西南隅) 樟

1. 全景  
西から2. A 1 柱根  
3. A 2 柱穴  
4. A 3 柱根5. B 1 柱根  
6. B 2  
7. B 3 柱根8. C 1 柱根  
9. C 2 柱根  
10. C 3 柱根11. 外柵西南隅南辺櫛木  
西から12. 外柵西南隅西辺櫛木  
南から

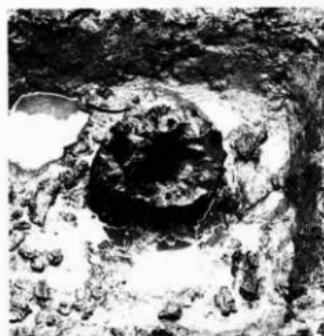
## T 5 横

1. 全 景  
西から

2. B 1 柱根



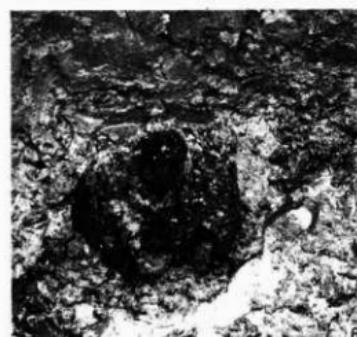
3. A 1 柱根



4. B 2 柱根



5. A 2 柱根



6. B 3 柱根



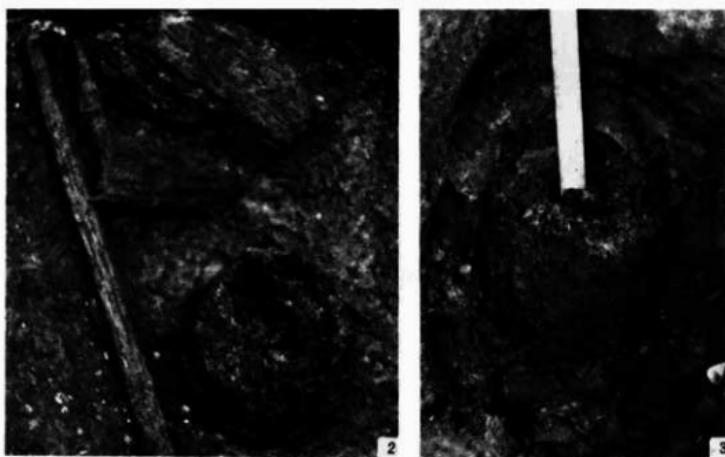
7. A 3 柱根

2-7は西上から

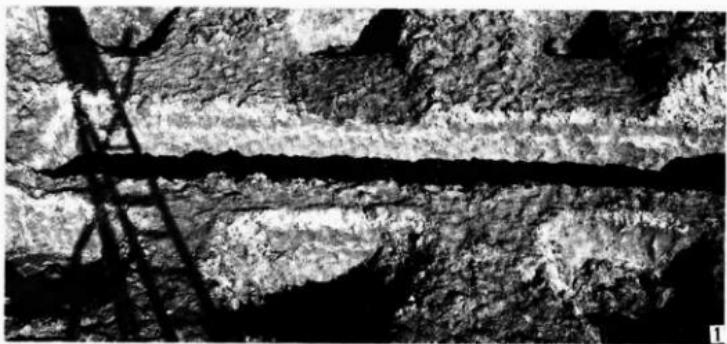
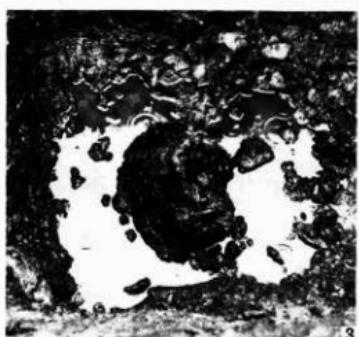
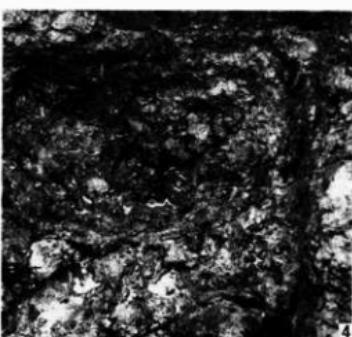
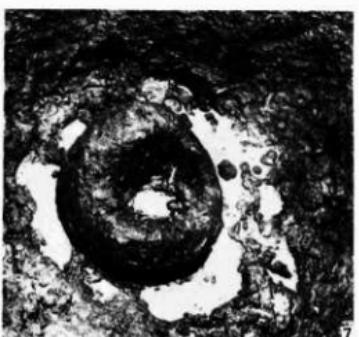
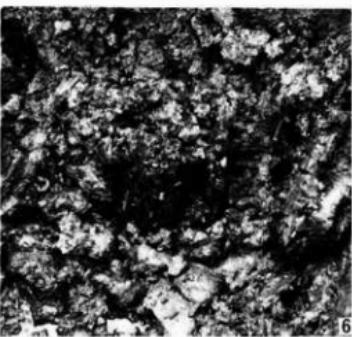
6

7

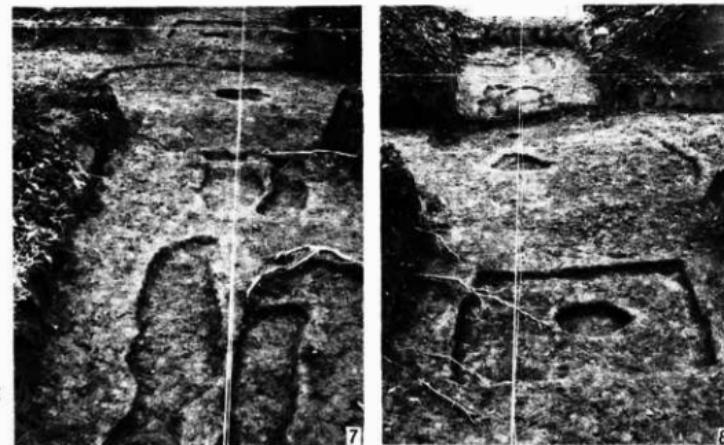
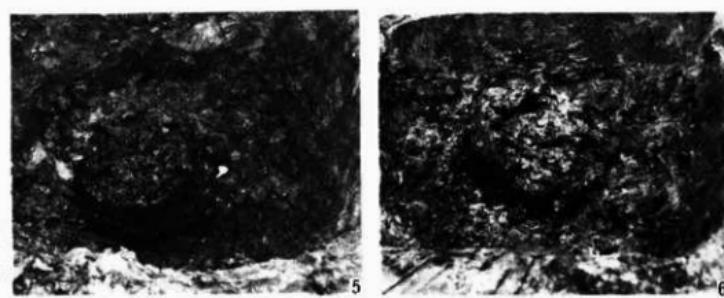
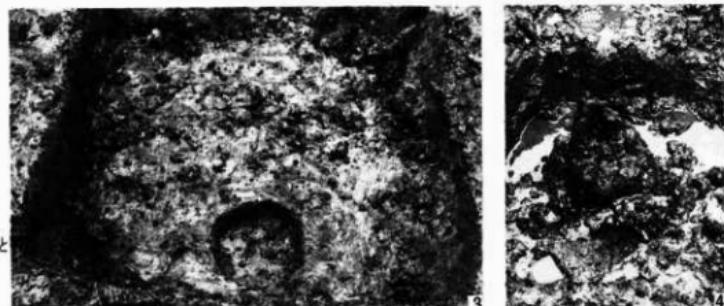
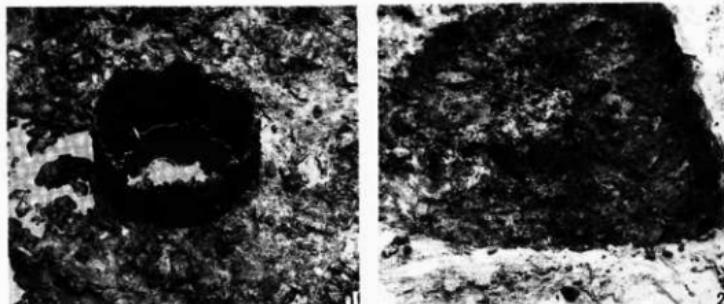
T 6 槽



T 7 様

1. 全景  
西から2. B 1 柱根  
3. A 1 柱根4. B 2 柱根  
5. A 2 柱根6. B 3 柱根  
7. A 3 柱根  
2～7は西上から

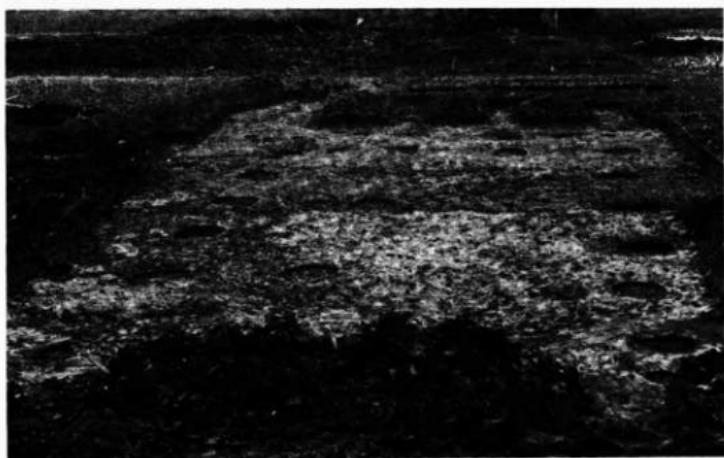
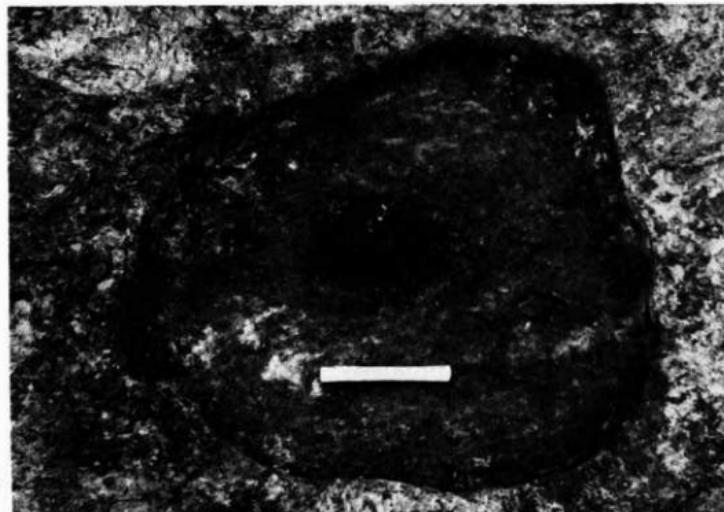
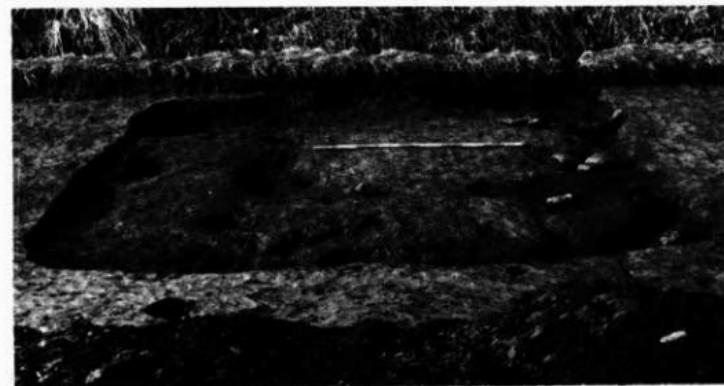
## T 8 (西北隅) 槽・T 10槽



T 9 構

景  
から上  
から柱穴と柱根  
から

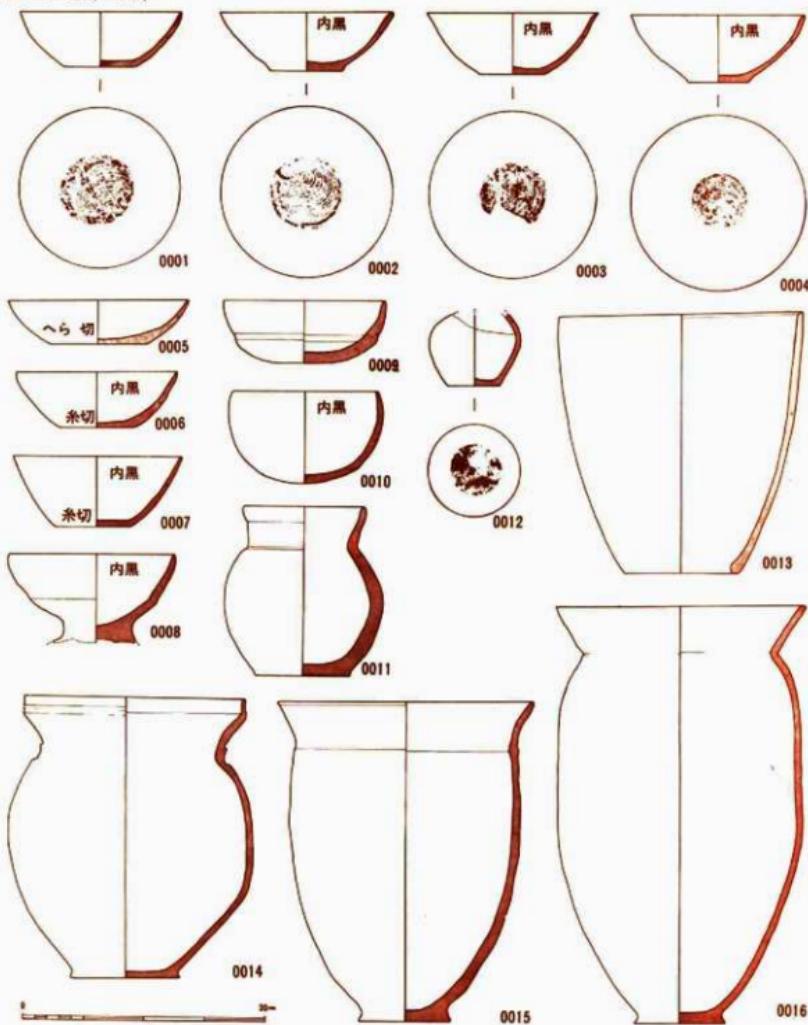
## 西辺外柵北方延長線上の建物・竪穴住居

1. 建物  
北から2. 同上E 2柱穴と柱根  
南から3. 竪穴住居  
南から

倒埋木材



出土土器(土師)



0001・0012 6次矢幅口西北部

0002～0004 6次西辺外横北方延長線東よりの壁穴住居

0005 8次第2トレンチ(B4北)

0006・0007 推定外横東門付近(上水道工事の際出土7次収録)

0008・0011・0015 3次B2・B3建物間のトレンチ南端

0009 3次壁穴住居I号

0010 谷村義正所蔵(城跡中央のリンゴ畑より出土という3次収録)

0013・0014・0016 10次壁穴住居

## 出土土器 (土師)



0001



0002



0003



0004



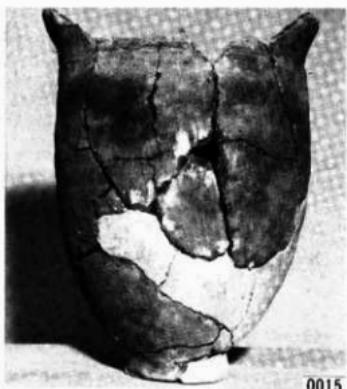
0013



0014



同上

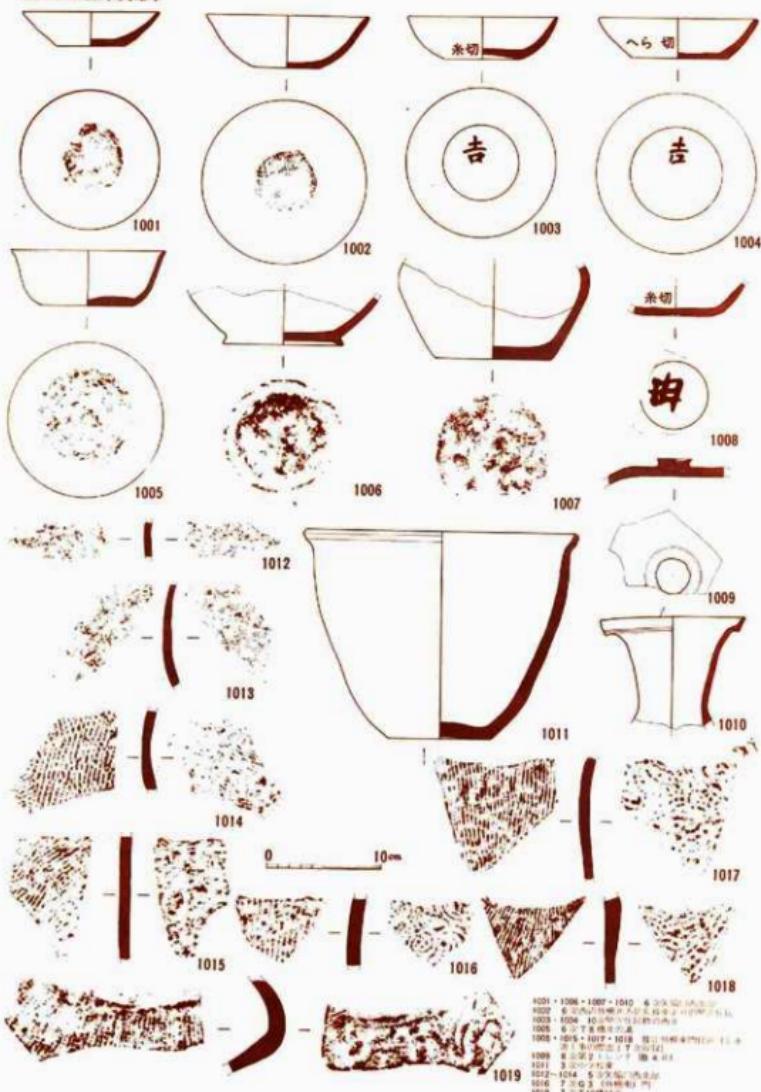


0015



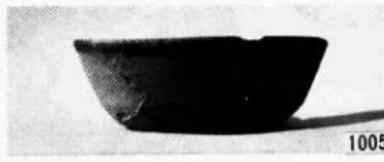
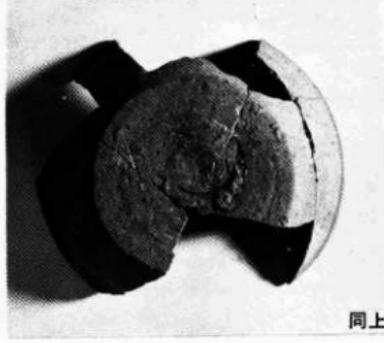
0016

出土土器(須恵)

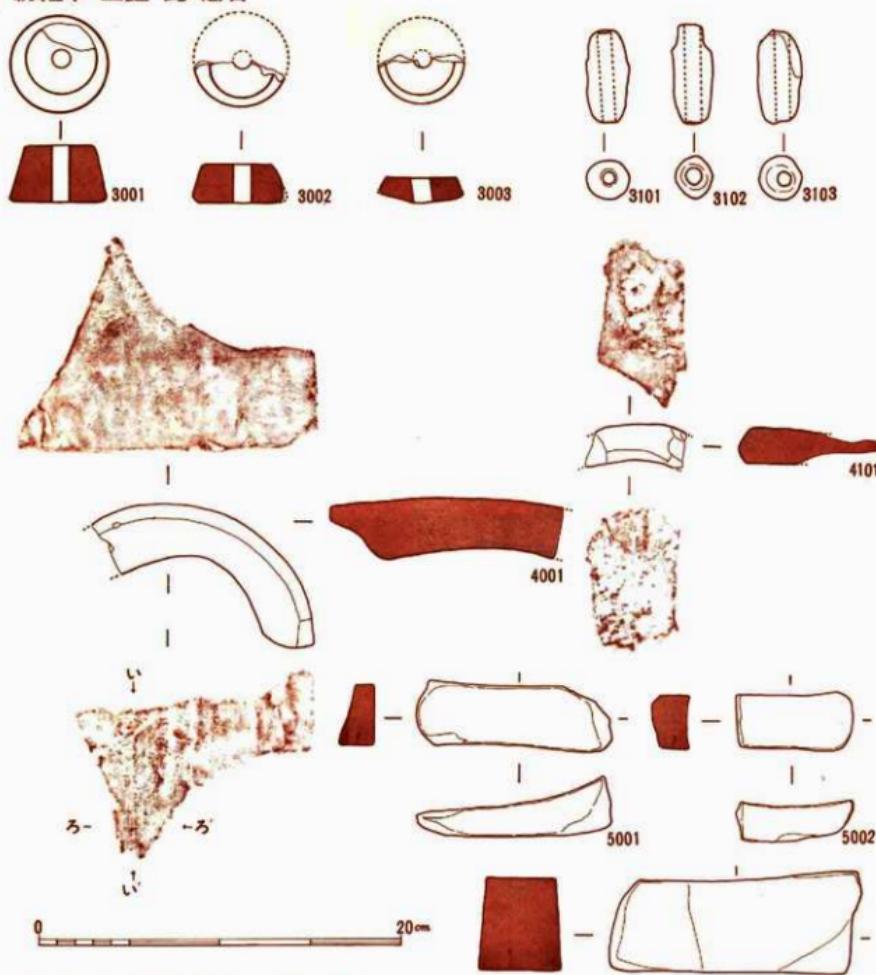


1001・1002・1007・1010・4 23.5cm (W)  
1003・1004・10.5cm (D) 10.5cm (H)  
1005・1006・10.5cm (D) 10.5cm (H)  
1008・1013・10.5cm (D) 10.5cm (H)  
1011・10.5cm (D) 10.5cm (H)  
1012・1014・5 10cm (W) 10cm (H)  
1015・1016・2 10cm (W) 10cm (H)  
1017・1018・7 10cm (W) 10cm (H)

## 出土土器(須恵)・木製品



紡錘車・土錐・瓦・砥石



3001・3002 3次B2・B3建物間のトレンチ南壁

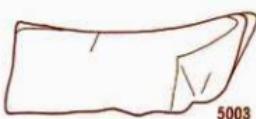
3003 7次T10槽付近

3101～3103 6次矢幅口西北部

4001・4101 7次G3（外柵南）門

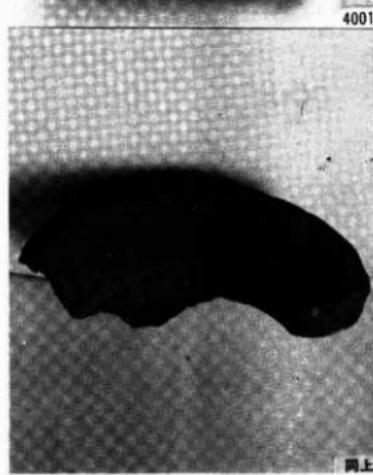
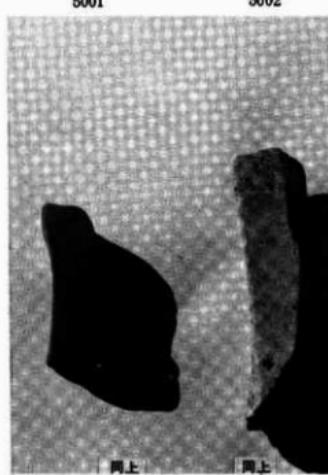
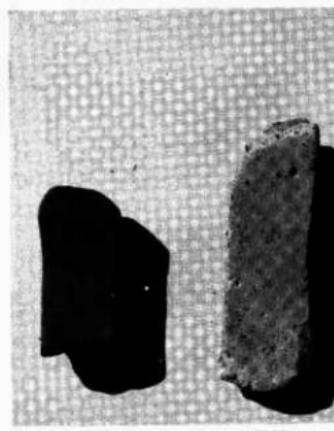
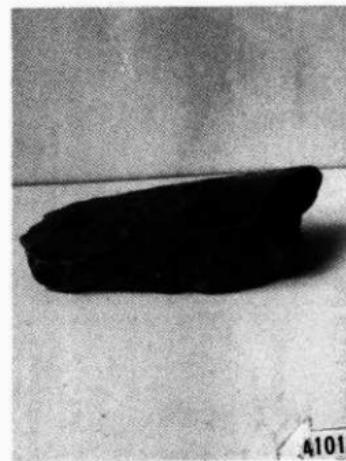
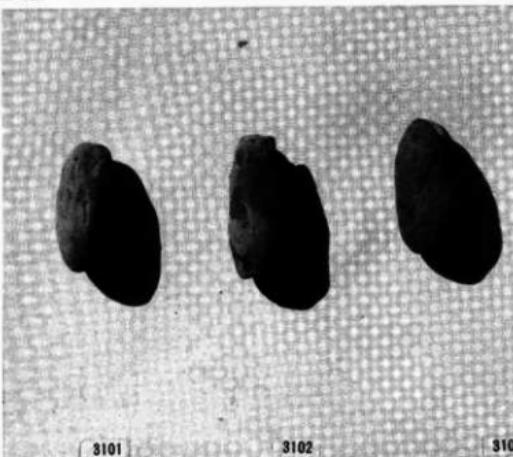
5001 3次堅穴住居1号

5002・5003 6次矢幅口西北部

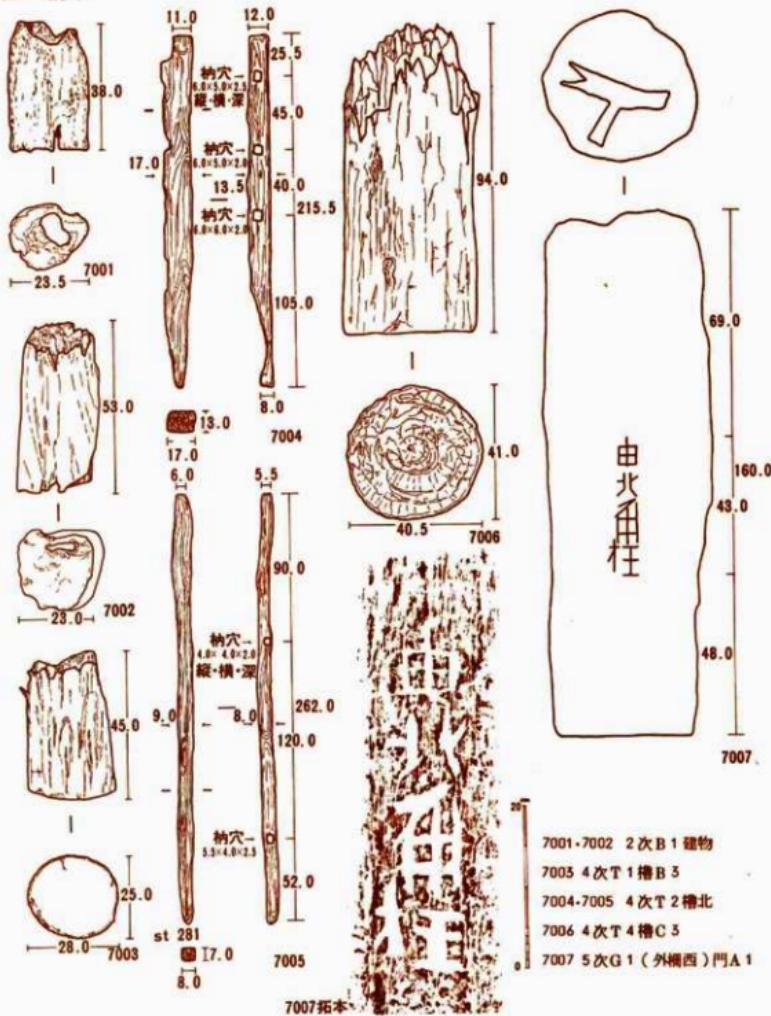


5003

## 土錘・瓦・砥石



柱・樁木



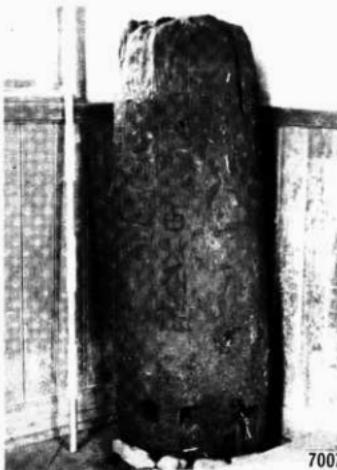
## 柱・柵木



7001



7002



7007



7003



7006

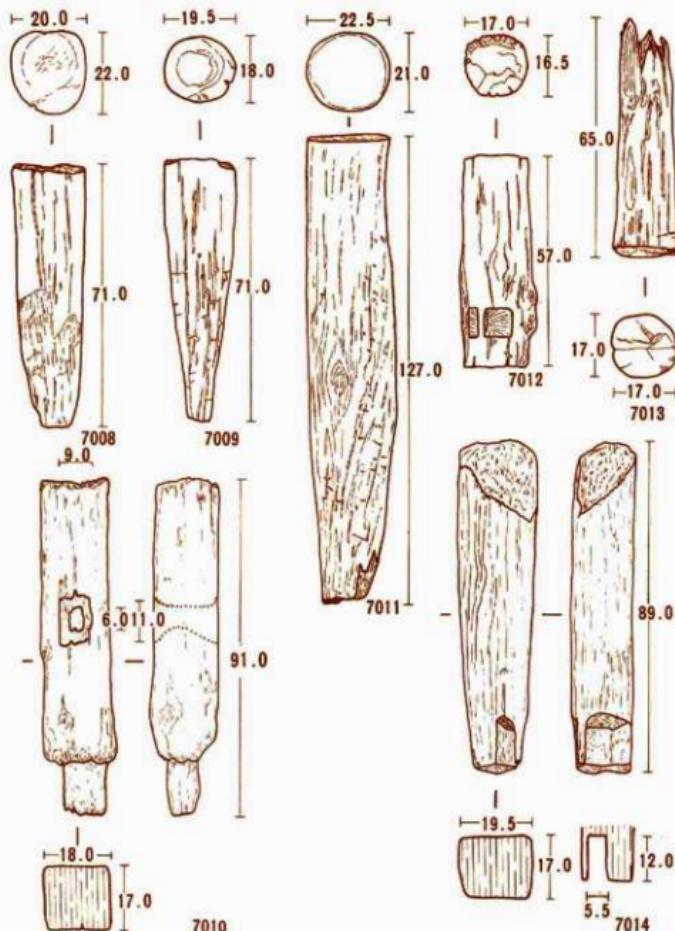


同上



同上

## 柱・柵木



7008 4次南辺外柵 T1 柵頭北端より 8番目

7009 同上 4番目

7010 4次南辺外柵

7011 4次南辺外柵 T1 柵頭北端より 5番目

7012 同上 23番目

7013 5次西辺外柵北方延長線上の遺物 B 2

7014 4次南辺外柵

柱・柵木



7008



7009



7011



7012



7013

# 陸奥国 德丹城

— 岩手県紫波郡矢巾町所在 —

昭和47年12月・増刊(禁無断転載)

編集 岩手県教育委員会

発行 岩手県文化財愛護協会  
(盛岡市内丸1-50 岩手県立図書館内)

印刷 杜陵タイン